

第五十八回
国会

参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和四十三年五月十六日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

黒木 利克君

林 塩君

佐田 一郎君

植木 光教君

玉置 和郎君

丸茂 重貞君

佐野 芳雄君

補欠選任

小柳 牧衛君

小林 章君

青田源太郎君

宮崎 正雄君

田村 賢作君

北島 教真君

秋山 長造君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

山本伊三郎君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

藤田藤太郎君

青田源太郎君

植木 光教君

北島 教真君

小林 章君

小柳 牧衛君

紅露 みつ君

田村 賢作君

船田 讓君

宮崎 正雄君

山本 杉君

横山 フク君

秋山 長造君

杉山善太郎君

衆議院議員

修正案提出者

衆議院議員

代理理事

厚生大臣

労働大臣

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生省公衆衛生局長

厚生省医務局長

厚生省社会局長

厚生省援護局長

労働大臣官房長

労働省労働基準局長

労働省職業安定局長

労働省職業訓練局長

常任委員会専門員

厚生省公衆衛生局企画課長

労働省労働基準局賃金部長

説明員

厚生省公衆衛生局企画課長

労働省労働基準局賃金部長

事務局側

常任委員会専門員

厚生省公衆衛生局企画課長

労働省労働基準局賃金部長

説明員

厚生省公衆衛生局企画課長

労働省労働基準局賃金部長

出、衆議院送付)

○最低賃金法案(小平芳平君外一名発議)

○最低賃金法案(衆議院送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立光明寮設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本伊三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

最低賃金法の一部を改正する法律案(閣法第二号、衆議院送付)、最低賃金法案(参第九号)、最低賃金法案(衆第一号、予備審査)以上三案を一括して議題といたします。

三案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入るのであります。閣法第二号については、衆議院において修正議決されておりますので、まず、衆議院議員佐々木義武君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(佐々木義武君) 最低賃金法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の要旨を申し上げます。

第一は、審議会方式による最低賃金の決定、改定の手続について関係労使に申し出の道を開くこととすること。

第二に、中央最低賃金審議会の最低賃金制の基本的あり方についての答申がなされたときは、これを専ら

重してすみやかに必要な措置をとるものとすること、以上のとおりでございます。

○委員長(山本伊三郎君) 三案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 私は、政府案に対して、労働大臣に若干の質問をしたいと思っております。

今度出された最低賃金改正案は、いわゆる業者間協定の九条、十条の事項について廃止をする。方向としては一応われわれも了解するところでありまして、問題は、最低賃金というものは経済、国民生活の中でのいかなる意義を持つておるかということがこの提案説明では十分にくみとることができないわけでありまして、九条、十

条関係では、この法律が成立いたしますと二年間は要するに最低賃金が有効である、そういうことをおっしゃっているわけでありまして、いままの日本の経済下においてただ形式を並べたという提案にすぎないと、私はそういう感じを強く持つわけでございます。ですから、最低賃金というのは何を目的にしておるかということが、改正にあたっては、法律上の改正と内容、実質の改正の意義というものが十分にあらわれるということになければ意味がないと思っております。

そこで、労働省からもらっております最低賃金の業務統計をとってみても、総体で二千二百二十件、六

百十万人の労働者が適用されておる。そのうちで、九条関係が千九百九十九件、十条関係が三百六十七

件、十一件が四件で、十六条がたった三十件、労働者の数を見ましても、十六条関係では百四十六

万となっておりまして、全体の六百十万人の何分の一かにすぎない、これが現実の最低賃金の

姿です。

それから日本の経済の推移というものを考えてみるときに、ことしの国民総生産関係は四十七兆という表示をしておる。国民所得は三十七兆九千

億という表示をしているわけです。去年は三十二兆という表示をして、先日出たのは三十三兆何千億、こういう水準にあるわけです。たとえば四十三年度の数字をとってみると、一億として一人三十八万円としても五人世帯では百九十万円、物価とか税金をのけた要するに分配所得の平均値がそういう状態に日本の経済があるわけです。

そういう状態の中で、今度はここにあらわれている最低賃金の額なんですけれども、五百円以下が圧倒的に多い。その次に五百円と五百十円を加えると、おそらく三分の二ぐらいになるのではないかと思います。そうすると、五百円という賃金で二十五日稼働をやたらどうなるでしょう。六百万の最低賃金を受けている中の四百万からの人が最低賃金の適用を受けているのが月一万二千五百円、その人がやっぱり生計を立てている。標準五人世帯として百九十万円が分配所得の平均値として、この最低賃金というのは何の意義を持ってきたのか。だから、業者間協定で最低賃金に押えてきたことを取りのけようということは、私はそれなりに理解をしていますが、この法律が通っても二年間はそのまま推移するといふような考え方が、一昨年とか五年前とかいふならともかくとして、改正にあたっての最低賃金としてはいかなる役割りを果たすかということについて一つも触れていない。これは大臣や専門家の方がたくさんおいでになるわけですから、社会経済的にどういふ影響をもたらし意義を最低賃金というの持っているのかということについてまずお聞きしたい。

○国務大臣(小川平二君) 最低賃金の意義、果たします役割りにつきましては、法律の第一条が規定いたしておりますように、低賃金労働者の労働条件の改善に役立つ、結果といたしましてはこれによって労働者の生活が安定することはもちろんでございますし、労働力の質的向上もこれによって期待されると存じます。あるいはまた、もっぱら低賃金を武器とする公正ならざる競争が行なわれております場合に、最低賃金制は公正な自由な競争を確保するのに役立つ効果を持つてお

る、かように考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 法律の書いてあることが実際の行政の中で生かされてこそ法律なんです。絵にかいたもちでポスターを幾ら張っても、事実問題がポスターに即して進まない限りは、それは今日の法制度を創設するための意義とは違ふと私は思うのです。いま申し上げましたように、五人世帯で百九十万の分配所得の実質水準にあるときに、一万二千五百円の賃金の諸君が四百万もおる。いままでのことは私はさておくのでありますけれども、これから二年間、ことしの分がそれなんです、経済は停滞しているのではない、過剰生産で操業度は五〇％くらいだと、そういう状態の中で、二年間このままの状態が有効だということ、この改正案を出す場合にあたつての法律の精神というものにあまりにも無関心といひますか、形式さえええれば事は済むといふものの考え方、この法律が出てきていふとしか考えられない。それは、低賃金を解消するためにやるといふことが法律の意義だと、当然です。最低賃金の一般論です。しかし、具体的な法律改正といふものをここに出しておいでになつたときに、いまの日本の現状と比べて見てどうなるんです。これは、大臣、きびしい言い方をしますけれども、そういうことじゃないですか。あなたが想像されてもわかるでしょう。一人当たり年寄りの平均も平均三十八万円の所得になつておる。税金や何かの影響はない実質所得の分配所得を政府が見通しとして出している。そうでしょう。政府が出ておいて、それで低賃金を上げるのだからといって二年間とめ置くといふのは何の意義があるか。おそらく一人当たり四十万円か四十五万円になるそのときでも、いまの一万二千五百円で家族の生計を立てる最低賃金で、低賃金を打破するといふ最低賃金と言へるのかどうか。再生産に値する最低賃金と言へるのかどうか。この点についてもっとうちくを傾けてもらつて、名実ともに最低賃金といふのは目的に書いてあるように低賃金を打破して公正云々といふところへ行くようにしなければ意味は

ないのじゃないですか。大臣、もう一度お答えを願ひたい。

○国務大臣(小川平二君) ただいま分配所得の平均値の数字等もお示しをいたしたわけでございます。それはそのとおりであらうと存じます。現実には、おくれた分野におきましては、労働条件も非常に立ちおくれしているし、賃金の水準もきわめて低いわけでございます。今日まで最低賃金制が実施されてきたことによりまして適用されておる労働者の約一割相当のものはこの制度によつて賃金が改善されておるわけでございます。また、これとの均衡上、賃金の改善をされたという分野も、相当たくさんあると推定をいたしておるわけでございます。賃金の額につきましては、一般の賃金水準の上昇に應じてこれから先も実情に即するようにだんだん改正をしていく仕組みにもなつておるわけでありまして、私は、最低賃金制が今日まで賃金の改善に全く効果がなかつたとは考えておらないわけでございます。ただ、い

方式を中心として運営することによりまして最低賃金制を普及してまいりたい、そうして所期の効果をあげていきたいと考えておるのであります。

○藤田藤太郎君 私は、これから努力されることについて議論をしていふのです。それは、法律を改正されたのだから、されるでありましょう。しかし、今日行なわれている二千三百件に近いものが二年間有効だということになると、いまの経済、国民所得、国民生活の水準と合つて見て、あなたは政治家として、これは事実上の問題として、これだけのものが二年間据え置きされるということとを理解して法律を出されたのですか、そのところが聞きたいわけです。形式論じゃない、これから努力するといふことはともかくとして、そういう低賃金の人、まだ一万二千五百円より低い人がたくさんおいでになる。そういうものを二年間定着する権利が——権利というか、労使の關係でいうと有効なんだといふものを固定した状態で、ほとんど九八％くらいものを低賃金に固定されて二年間。片つ方の国民所得といふものと国民購買力との關係について、もつとうちを傾けて議論されたことがあることと私は思う。大臣自身が、こういう改正案を出されるときに、具体的な国民生活の数字とあわせて十分にみ込んでこの法律を出されたのですか、それを聞いています。

○国務大臣(小川平二君) これは、業者間協定の方式による最低賃金の額を二年間据え置くといふのは固定するといふ趣旨ではないのであります。これに對しましては異議の申し立てをする道も開かれておりますし、さうな申し立てがありま

あつたらともかくとして、法律を改正する趣旨というものは、いまや九条、十条を廃止して、そして賃金の本式の方向にちよつとでも近づけようという気持ちでこの改正案を出されたのだと思う、本来は、ILOの常任理事国です、日本は、ILOの最低賃金のきめ方はいかにあるべきかというところは、三十号勧告できちつと明記しておるわけですね。だから、二十六条との関係がここに生まれてくるわけでありませうけれども、ただ、事なかれ主義といふか、労働者の立場とか再生産とか日本経済という問題を頭に入れないで、法律の字句を追つていくとことじや意味がないと、私はそう思う。これは少し借越でありますけれども、アメリカでは、公正労働基準法というものと再雇用協定とあわせてニューディール政策の柱になって、あの世界の恐慌を生産と消費のバランスの方向の中で救済した。違憲の判決が出た時分には経済はすでに立ち直つておつた。政治をやる者、政権を担当する者は、それぐらいのかまえて決意というものがなければ意味ないと私は思う。

今日、片方では四十何兆の総生産がありながら国民の購買力が低くて、基幹産業は膨大な操短です。操短を通じて中小企業の倒産は毎月新記録です。むろん日本の輸入能力において輸出は出ていくわけですから、かねや太鼓で鳴らしても輸出ができるわけじゃないのです。輸出・輸入はフィフティ・フィフティですよ。そういう条件の中で、いかにして社会保障を含んで機械化生産に見合った国民購買力を高め、そして主権在民の国家にふさわしい世の中をつくるかというのが、今日の政権を担当しておられる佐藤内閣の使命だと思つて、それにまだ二年間定着するとは何だという意見が出てくるわけです。私は、政治家としての大臣に質問しているのです。そういう大づかみに、経済、社会、労働、生産という判断がつかないのがふしぎでしようがない。低賃金を上げる目的であります。最低賃金を増すということでありませう。しかし、現実の状態というものと日本の機械化生

産における今日の社会の問題と比べてみて、労働者の生活というものは単に物取りじやない、経済社会にいかなる役割りを果たすかという意義をもつと十分にかみしめて最低賃金法の改正案を出しにならないう意味はないのじやないかと私は思う。だから、最低賃金の意義というものは、役割りというものを労働者は考へておいてになるのかどうか。考へないのじやないか、ただ形式を追うだけにすぎないのじやないかということをお私に質問したい。所見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) 最低賃金の意義、役割りにつきましては、最初にお耳に入れましたとおりでございます。これは、労働者の労働条件の改善にも役立つでございますし、あるいは、公正競争の確保ということにも役立つでございますし、あるいは、これがまた近代化の契機にもなるに違ひない。そう考へまして、今後そのつもりでこの制度を運営していきたいと考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 いや、それは何べん聞いても同じですよ。あなたは現実の政治をやる労働大臣というその職と佐藤内閣の閣員として、いかなる位置に労働者の生活というものがあつて、いかなる役割りを経済全体の中で果たすのかどうかということをお考へにならないでこの法案をお出しになつたということが私はわからぬと、こゝう言つてゐるのです。それで、単に形式論だけで、それは最低賃金の意義じやないですよ。それは形式をそろえただけですよ。だから、いまの二年間というのじやなしに、いまの経済の状態において、健康を維持しながら再生産に値する生活水準、生活維持というものは那邊にあるのだというこゝをきつて端的に考へてこの問題をお出しになるべきじやなかつたか、私はそう思う。しかし、過去のことをいま振り返つて三年前のことをしていくといふなら、二年間といふわかないで、九条、十条の現実の数字に出てゐるこれを是正しなければ、労働者の生活としてもぐあいが悪いし、

全体の経済上の問題としてもぐあいが悪いから、直ちに一つ一つ再検討をしようじやないかと、それが法律の意義の基本だと私は思ふのです。それを、二年間も有効でありますといううなまかえで、要求があつたり異議があつたりしてまた審議に話をする、幾らかのものだけが救われる余地がありませうというものは、私は主客転倒してゐると思ふ。その現実の問題というものを生かさないう限り、意味がないと思ふのです。あなた、さつきから二回もおつしやいました、低賃金を打破するために。そういう公式議論はよろしゅうござります。しかし、あなたも閣員の一人として、労働大臣として、こういう日本の経済、機械化生産の状態において、これでいいかどうかということをお考へにならないのか。たとえば、私はさつきアメリカのニューディールの話をしました。しかし、いまヨーロッパで行なわれてゐる社会保障の所得保障や最低賃金といううなものがある、その人の生活を、どれだけの必要物品、必要経費で最低一要素に、再生産生活に必要なものが、経済が成長したら自動的にそれが上がつていくという処置をとつてゐるというところまで世の中は進んでゐるんですよ。日本は、経済は世界の三番目の生産国だといつていばつてゐる。国民の分配所得は二十一番目だといふこともいわれてゐる。その数字にこだわつていま言ふわけじやないのですけれども、いまの日本の経済のアンバランスというものをどうして是正して経済発展の道を開くか、国民生活を向上するかの道は、ただ一つじやないですか。人間の能力を最大限に発展をさせて、科学を進展させて、生産増強をやつていく、それがそのまゝ国民生活の向上につながるなら、それが意味ないですよ。生産が幾ら高くても、分配所得が幾ら高くても、国民の非常にたくさんの方が困つてゐるという状態で、そのまゝではどうにもならぬじやないですか。現実の政治家として労働大臣がこういうことを御存じなしに法律が出たのじやないと思ふ。私は、あなたの人格について、常日ごろ非常にりつぱな方だと思つてゐる。思つてゐる労働大臣がこういうことをお出しになるなんていうようなことは、よく内容も知らずに、知らずといつたら失礼だけれども、理解されずに、あなたは十分に知悉されずに法案が出てきたのじやないかと私は思ふ。そういう気がする。いやそうじやないといふことをおつしやるなら、なぜこんな法案が出てきたのか。最低賃金の意義というものは低賃金を上げるんだと。一円上げても上がったことになるでしよう。厚生省の国民年金のように、老後の生活を保障するといつて、月百円上がったからいいでしようといふやうな議論を労働省もされるのかという気がする。千六百円に百円上がったからこれで意義がある、老後の生活を保障すると。年金は所得保障の柱ですよ。柱ですけれども、百円上がったからいいじやないかという議論とあなたの今度出している法律の議論が一緒になつてきた気がする。そこらをもりちよつと心境を聞かしてくださいます。

○政府委員(村上茂利君) 先ほど来先生の御質問を承つておりました、大臣からは、最低賃金の意義という観点からお答えをなされておりますが、先生の御質問の中には、いわゆる最低賃金制の意義だけではなくて、経済のダイナミックな動きに適切にいたしまして最低賃金がどのように機能するかというその働きの面についての御質問も含まれておると存じますので、その点について労働省の考へ方を私から申し上げさせていただきます。

この法案では、業者間協定方式を廃止するといふのが主眼でございます。これは最低賃金のきめ方の問題でございますが、いま先生御指摘の、動く経済にマッチした最低賃金の機能というものを考へます場合に、業者間協定方式が十六条方式かといふきめ方の問題はもちろんござりますけれども、業者間協定方式を廃止するわけでございますから、そのきめ方の問題は別に、最低賃金額をどうきめるかということが現実には非常に大きな問題になつてくるだらうと思ひます。

そこで、二年間据え置きという先生の御意見

第七部 社会労働委員会会議録第十四号 昭和四十三年五月十六日 【参議院】

が、金額固定、そのままにして置くんだ、こういうことになりますれば、現実の経済の動きにマッチしない、機能しないようになるのじゃないか、こういう御指摘であらうと私拝聴いたしております。そういうことであれば、まことに仰せのとおりであります。そこで、従来、労働省として、最低賃金額の目安を逐次改善しまして、その当時の経済情勢にマッチしたものにしたい、こう考えておりましたが、たとえば昨年十二月末現在の最低賃金額を現実にくみられましたものの額の、中位数——まん中の数字であります、総平均では五百二円となっております。甲地域で申しますと五百三十一円、乙地域ですと四百八十五円、丙地域ですと四百三十九円というように格差がございますが、全国ならしめますと五百二円、こういうことになっておまして、目安よりもむしろ上回っております、こういう形になっております。ところが、何ぶんにもこの目安は古いものでございますから、そのものを賃金上昇に見合ひまして引き上げたい、こういう意向がございまして、いま中央最低賃金審議会で目安額の再改定について検討いたしておるわけでございます。

そこで、その目安がどのように改定されるかというところが、わが国の最低賃金がどのように経済にマッチして機能するか、働くのかどうか、こういうことになるだろうと思います。この点につきましては、大臣からお答えがございましたように、生計費であるとか、賃金の上昇の傾向であるとか、そういった要素を総合的に勘案してこれからきめられるというふうに存じております。そのきめ方の問題については、いろいろ御議論があらうかと思ひます。先生御指摘のように、ヨーロッパでは、働く者の生計というものを中心に問題を考え、てそしてスライドアップしているんだという意味の御指摘もございました。フランスではそのような方式をとっております。しかし、フランスの場合には、生計費の上昇よりも賃金の上昇率が高いものですから、生計費にスライドさせるフランスの方式がもうおくれてまいりまして、賃金上昇に

追隨できないものですから、実際の機能というもの是非常に低くなつてしまひまして、現在適用を受けている労働者がせいぜい十万か十五万、こういったところになっております。ですから、そういうことになりますと、生計費だけじゃ一般の賃金上昇に追隨できない。そうすれば、やはり賃金上昇の動向というものを考へて金額を考えなくちやいかぬ、こういうような問題が起きてまいります。私は、ここが、最低賃金の制度のあり方と、現実金額をどのようにきめて経済情勢の変動に適合していくかという、その機能を生きたものとならしめるといふことの苦心の存するところだらうと思ひます。

そういつた外国の先例もございますので、今後、最低賃金制度の意義は、考え方としましては大臣が仰せられたとおりであります。が、現実のダイナミックな経済情勢にどのように適合していくかというところにつきましては、以上申し上げました観点からいろいろ考慮しなければならぬと、私もはかように考えています。したがって、経過期間を二年間据え置くといったような考えはございませんで、現にいま目安改定を急いでおるといふことでございますので、そのわれわれの考えております気持ちを一とつ御了承賜りたいと存じます。

○藤田藤太郎君 最低賃金というのは、私は何回も言うようにですけども、目的にあるように、低賃金労働者を引き上げる、そして労働者を守つていくというのが最低賃金の意義なんです。これはこのとおり。ただ、いま基準局長も少し補足されましたけれども、機能といたしましうか、新しい制度で九条、十条はわれわれが三十四年にやかましく言つたやつがようやくここまで来た。それはそれなりに意義はあるというんです、私は。意義があるけれども、それじゃこの事態においてこういう改正をして低賃金を急速に上げなきゃいかんという面も一つあるんです。ぼちぼちという人もあるかもわかりませんけれども、しかし、いづれにしても、労働者の最低生活を引き上げて、再生産の生計費を維持していこうというのが具体的

にはその目的です、最低賃金というのは。そうならば、なぜ二年間というものを有効だということとで固定をするのか。この法律が通つたら一時に二千何百というものを一ぺんに水準を云々という議論がありましたけれども、実情においてこれは最低賃金がきまつていくんでしょう。おそらく審議会でも議論されるし、労働者の要求もあるでしよう。きまつていくでしようけれども、それじゃ二年間というものを固定をしていくところの意義がどういうことになるのだ。なぜ全部再検討をこの法律ができたらしようとおっしゃらないか。それは私の言うことがなかなかわかりにくいんでしょうから、なかなか答弁が公式論だけの答弁になつてしまふ。経済の状態の中で労働の再生産の生計費を維持するところに最低賃金の意義がある。

も、あのニューディールのように最低賃金をめ
たとは、またアメリカの話をしますけれど
最近のアメリカはケネディ以来一ドル六十セ
ントです。最低賃金が適用拡大をしながら、一ド
ル六十セントです。どうなりますか、一ドル六十
セントというのは。フランスもそうです。フラン
スはいまはそんなに高くはありませんけれども、
しかし、いづれにしても、二万五千円から二万八
千円水準に毎年国内の経済の成長の度合いによっ
て上がっていくんですから、むしろそこでは生産
と消費のバランスということが議論をされている

わけです。そうして、経済の成長とあわして国民生活の最低規正というものが行なわれるわけでしょう。それに、その点は、片一方では世界の三番目とか二番目の経済成長やといつて自慢しておつて、片方では労働者の生活というものは固定して置く。どこに目的があるのかと言いたくなるんです。わかつていただけましたか。だから、むしろ大臣はこの法律というものを御存じなしにお出しになったのか。それじゃ、大臣に私は聞きますけれども、二年間という固定はなしに、最低賃金法が通つたら、審議会で——基本的な今後の方向を大臣が衆議院でお答えになつておるのですけれども、あれですか、審議会はいまの二千何百件の最

低賃金というのは直ちに検討に入られるのですか。あなたのおことばを聞いていると、何かそんな返事をされたようですけれども……。

○國務大臣(小川平二君) この業者間協定は二年間の経過期間の後に廃止されるわけでございますが、なぜそのような経過期間を設けたのかということ、申すまでもなく、これを一挙に廃止いたす場合には、この制度のもとで現実にも多数の労働者が保護を受けておるわけでございます。その保護が一挙に失われる、それによって混乱が生じてはならないという配慮からでございます。もちろんその期間の中におきまして、政府といたしましては、積極的に十六条方式に切りかえていく努力をいたすわけでございます。何ぶんにも件数がただいま仰せのとおり数千件にのぼっておるわけでございますから、これを一時に新たな方式に切りかえるということとは実際問題として困難でございますので、二年の期間内においてあと限りすみやかに実情に応じてこれを切りかえていこう、こういう考え方をとおっておるわけでございます。

○政府委員(村上茂利君) なお、補足させていただきますと、二年間固定してなお存続さすのではないかというふうにも私とれましたので、その点は改正法案の附則の關係でそうなっていないということを補足していただきたいと思います。

附則の第二項では、二年間はなおその効力を有するということで二年間生かしております。しかし、第三項で、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定またはその改正の決定がなされるというときには従来のものは効力を失う。それから第四項では、そのままにしておきますといわゆる二年という期間満了後も効力を存する、こうなっておりますが、第五項で、最低賃金の適用を受ける労働者が異議の申し立てをしたという場合には、最低賃金審議会でその効力を存続させる旨の決定をした場合を除いてはその効力を失う、こうなっております。最低賃金審議会であるのかをかげまして、これは適当だから残すべきだということも

のは残りますが、そうでないものは労働者の異議の申し立てがございまして、不適当だ、存続させない、こういうものは効力を失ってしまうわけでありまして。そういうような関係になっておりまして、附則をさつと見ますと、生かしておいたという面が先に出てくるものから、生きるように見られがちでございますが、大臣も仰せになりましたように、異議の申し立てを認めております。ですから、審議会が適当だから存続さすというふうな決定すれば格別でございますが、そういういふゆるゆるのついたもので適当でないというものは効力を失うわけでございます。そういう形で、この二年間に不適当なものは消滅していき、そしてその間において新しい業者間協定はもう締結させない、しかし、改定して金額を引き上げるといふものだけは認めよう、こういうたてまえにしております。

そこで、先ほど御答弁申し上げましたように、いま審議会が鋭意その目安改定の問題を審議しておるわけでございます。目安改定になりましたならば、それに見合うように引き上げる、こういうことになって処理されていくだろう、かように存じておりますので、私から補足させていただいた次第であります。

○藤田藤太郎君　そうすると、この二年間というものは二年間というもので固定しておいて、異議があつて云々ということになったら改正をするとおっしゃるわけですが、改定をする、それから審議会が決定を下したら停止命令をしてもつと引き上げるということをするということになるのか。さきに大臣の答弁を聞いてみると、これが今日からということになると、労働者も困る。四百五十円やそのほかの賃金でどこに目的があるのか。四百五十円や五百円の賃金でこれはよい賃金だからということで、労働者は、使用関係はむしろ最低賃金というものに縛られて低い賃金に押えられていく、業者間協定によつて、それが労働者の立場じゃないかと私は思うのです。しかし、労働者も困るからという、どこからどういふお話が

出てきたのか、そういうことが、労使関係における経済と全く無関係です。全く無関心で労働者の賃金というものが業者の一方的なことで、ここで「支払能力」云々というやつがこの法律に出てくるわけですが、そうすると、支払能力云々といわれるこんな条項ははずすべきだと私は思う。最低賃金の性格というのはそんなのじゃないと思うんです。だから、そこらの関連と意義というものの私たちが一般の労働者が考へておるのと、大臣の発言から出てくるニュアンスとは、基本的に違ふのじゃないか。また、これは、業者間協定は実情に沿わないというふうな形式論の業者間協定なのか、実質上業者間協定で賃金を押えられておるという立場に立つのか、業者間協定によつて労働者の賃金が引き上げられておるんだということになるのか、そこらの認識の違いだと私は思うんです。さつ

きから聞いていて、はつきりそこらあたりが——経済全体の話をしたのは、そういうニュアンスがどうも出てくるから、経済全体の中における最低賃金というのはいかなる意義を持ち、いかなる位置にあり、どういふ役割、機能を果たすのかという議論をしたのは、そこらあたりがだんだん聞いてくると明らかになってきたように思うんです。労働大臣はどちらの立場に立っておいでになりますか。

○国務大臣(小川平二君)　私は、業者間協定方式による最低賃金が、賃金を低い水準に固定させる作用を持つておつたとは考へておらないわけでございます。最低賃金制がもつておられた分野に適用されておるわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これによつて現実に賃金の改善を見た業種、業界というものが存在するわけでありまして。そういう業種ないし業界においては、今日の最低賃金制が実際問題として賃金のさへとして機能したしておるわけでございます。私どもはそのような考へ方を持つておるわけでございます。したがつて、これを直ちに廃止いたします場合に、現在受けておる保護が失われる、こういうことにならざるを得ない。さればと申しま

して、一挙にこれを新たな方式に切りかえるといふことは、何ぶん件数も多いことですからなかなか困難が伴いますので、二年の経過期間を設けて逐次切りかえていこう、こういう考へ方をいたしておるわけでございます。

○藤田藤太郎君　私は、そうすると、ちよつといふまでも、労使関係というのは、労働三権が確立した中で労使の対等の立場であるということ、憲法で明らかにし、そして労働基準法にも明らかにしております。だから、そういう立場というものが労使関係の労働法の基本だと私は思うんです。労働法の基本である立場というものが十分に発揮されてくると、ILO三十号のような最低賃金のきめ方というものがあつた形に生まれてくると思う。労使の対等の立場で十分に突き詰めて、最後の手続的な集約を公益委員がやる、こういう立場に賃金、労働条件のきめ方というものは集約されてくる。そこではじめて力の——力の言つたらなんですけれども、労使が三権を確立した上で労働条件の向上というものが必然的に生まれてくる。

ところが、実際問題として、今日の日本の未組織労働者、だから、労働省は、労働組合の組織をしないといふ法律に基づいてどんな小さいところでも組織化についてどれだけの努力をされたんでしようか。組織がないからということで見のがすわけだ。どこもかも組織には努力をしていても、何らかの社会的制約があつて組織できないところもある。業者がきめておつて押しつけているという以外に考へられない。十年余り前に私どもの経験も一つあるわけだ。京都の奥丹後ちりめん労働者が非常に安い賃金で働いておる。一カ月もストライキをやつて賃金協定ができた、ようやく。それが三十四年にできた最低賃金の適用ということになつてきたわけだ。だから、そういうところの出発点があつても、その後そればかりに改定されたかといふと、改定されていなかった。生産力を持つ業者に力があつて、労働者自身が十分な機能を発揮していない。労働三権の機能を発揮していないところに問題が

あるんですけれども、しかし、少なくとも労働組合、また労働組合がどうしてもできないければ労働者の代表といふものが、対等の立場で団体交渉をして、そして三十号勧告に出てくるような労働者の全体の代表の意思というものが、一般の賃金、労働条件とあわせて、最低賃金にも生まれてくるというところのものが出てこなければならぬ。そういう意味も含んで今度は九条、十条というものは廃止されるようになったと思うんです。それなら、いまの労働省に働いておる公務員の賃金はどうでございますか。一般の賃金水準はどの辺にありますが。少なくとも同じように業種は違つても働いて世帯をささえているわけでしょう。それで、四百円や五百円の賃金がむしろ労働者が得をしておるような感じ、これでささえられておるような感じが事実あなたのおっしゃつたようであつたら、なぜ労働行政は、労働者保護の立場から、労働組合の組織とかそれから保護施策をもつと何でおとりにならないのか、私はそういう議論までしなきゃならぬことになつてくるんですよ。しかし、少なくともイギリスのように産業別のウェーリカ・カウンシルのような最低賃金方式があります。いまフランスの話が出ましたけれども、経済の成長に応じてどんどん最低賃金の額を引き上げていく、しかし一般の賃金が上がりがきつていく、いま適用されるのは非常に少ないんだということをおっしゃつた。私はけつこうな話だと思つてます。労働者と使用者との関係は、団体交渉でものをきめていくというルールに世界じゅうなつておる。しかし、何らかの公的機関できめるというのは、救いたいところを救うわけだ。そうでは、救いたいところを救うわけだ。毎年上がつていく、最低賃金の適用がだんだん少なくなつて、それより賃金が上がつていくというところになれば、私がいま申し上げておるような議論をしなくても済むんです。残念ながらそうでないところに議論があるわけですから、これはやはり政治の指導としてやるべきことなんだと思うのです。それを業者間協定で守られておるのじゃない

かというような議論が出てくるのは、実情とあまりにもかけ離れているんじゃないか。四百円や五百円の賃金を五百万人近くの労働者が受けて、一定の期限だからといって押えられているのが多いんじゃないか。そういう点、組織的にも十分成熟していないから、泣きの涙でいる。だから、労働力が固定しないという現象を起こしているんじゃないか。いつも労働者がおっしやるように、百何十万もの中小企業の労働者がだんだん大企業に行く。また、最近の中小企業の若年労働力に対する賃上げは、ここ二、三年は大企業を乗り越えるほど高くなければ中小企業に労働者が来ないというところまで来ている。だから、そういう点は、いま大臣のような感じで見えておいでになったら、それは労働者のいま置かれてある実情と大きな違いだと、私はそう思うんです。どうでしょう。これは事務局からの見方も聞かせてください。

○国務大臣(小川平二君) ただいまおことばに出しておりますように、労使が対等の立場で自主的な交渉をいたしまして、その結果、締結された労働協約の内容を拡張適用していくという方式は、確かに一つの行き方でございますし、現行法も制度としてはこれを規定いたしておるわけでございます。また、西欧におきましても、もっぱらこの方式を中心にして運営しておる西独のような国もございまして、日本におきましては、これもおことばにそのような趣旨があつたかと存じますが、産業別の組合組織が普及しておりませんために、この方式が十分実効をあげ得るための条件がまだ熟しておらないという事実があるかと存じます。労働省といたしましては、近代的な労使関係のあり方という点については、絶えず啓蒙指導もいたしておりますし、健全な労働運動の発展ということとは国民経済の見地から考えましても好ましいことだと存じております。また、労働者の保護という点につきましては、現行の諸法規のもとであつた限りの努力をいたしておるわけでございます。

お話の前段に対するお答えのつもりでただいま申し上げたのでございますが、幾らか御趣旨がまだ理解いたしかねておるような点が終わりのほうでございまして、さらにお尋ねがございしますれば、私の考えを申し上げようと思ひます。

○政府委員(村上茂利君) ただいま先生の御質問を私なりに受けとめさせていただきますと、一つは労使対等の原則をどのように実現するかという問題と、それから最低賃金をきめてもかえつて賃金くぎづけのようなことになりまして現実には働いてこないじゃないかという趣旨とが含まれておつたように思うのでございますが、そのあとのほうから申し上げさせていただきますと、最低賃金をきめます際には、必ずその影響率というものを考えまして、どの程度その最低賃金決定によつて引き上げられる労働者があるかということとを予測しまして決定するわけでございますから、最低賃金をきめました当時においては必ず有効に働かしまして、賃金引き上げの現象を伴います。しかし、それが数年経過しました場合に一般的に賃金が上昇しますと役に立たなくなるのじゃないか、これはもう御説のとおりでございますし、これは何も日本に限ったことではないと思ひます。いづれにしても、おくれる傾向がある。そこに、いかにして最低賃金が現実に機能するように、働くようにするかとということが問題だらうと思ひます。

そこで、今日までの実績は、これは先生御承知でございますが、三十九年の十月に審議会の答申をいただきましたが、最低賃金額の目安を決定しました。その後、四十一年の二月に答申をいただきました。その目安の額を改定いたしました。これをいま改定する審議会でございまして、このように、額を適正ならしめまして、経済の情勢なり賃金の上昇傾向に追随せしめていくという努力がいかん適正になされるかということが、最低賃金をきめられたあとの最低賃金額とどのように現実とマッチしていくかということにかかると思ひます。この点の努力は、私も大いに

にしなければならぬ、かように存じておるわけでありまして。

それから労使対等の原則の問題でございますが、大臣がお答えになりましたように、労使対等の原則がそのまま実現される、労働組合というものが結成されまして使用者との間に対等の交渉が行なわれるという分野は、これはもう言わずもがなでございますが、零細企業で組合も結成されていない、そういう分野におきまして、労使対等の原則がそのまま働かないという場合に、国の力をもちまして最低賃金をきめる、こういう働きが出てくるのだらうと思ひます。その際に、最低賃金をきめるときは労使対等の原則というものをどうするか。組織の問題じゃなくて、最低賃金をきめる審議会の場における労使対等の実現をどうするかということであらうと思ひます。先生がILO勧告の三十号を引き合いに出されましたの、最低賃金をきめるときは審議会の場における労使の対等性ということについてお触れになったのじゃないかと私は承つたのであります。まさに最低賃金を決定します場合に、当該最低賃金に直接関係のあります労使が平等対等の立場で参与する、これが三十号の勧告の趣旨でもございまして、私も、この法改正にあたりまして、審議会の場における構成はもちろんでございしますが、決定する以前におきましても関係労使の意見を聞く、審議会の結論が出まして労働大臣が告示する前にもう一度関係労使の異議の申し立てを認めるというように、審議会の運営の前後に関係労使の意見表示の機会を認めたわけでございまして、今回の法改正ではそのような配慮がなされておるといふに私も存じておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 いや、私の言っているのは、最低賃金審議会の手続の問題についてはILO三十号勧告に従つて明確にやらなきゃならぬ。しかし、労働者と使用者がなまの声として最低賃金審議会に來たのではなしに、業者間だけがきめて、これだけしか支払いができまじやないところ、労働者の組織未熟その他によつて押えられてき

て、それがやむを得ずということでも最低賃金決定ということになつてきたのがいままでの歴史なんです。だから、そういう意味で救われる人も中にはあるでしょう。しかし、多くの人は、もっと高い賃金を得たいという願望のほうは圧倒的なんですよ、どの最低賃金でもね。もっとよい生活をしたい、もっと上げてもらわなければ困るというのが労働者の中で圧倒的なんです。しかしながら、安い賃金で押えられてきた人を業者の主観によつてやつたんですよ、業者間協定というものは、九条、十条方式です。それをあなた方は改めようというんですよ。何で改めるのですか。憲法や基準法の原則に基づいて、またはILOの原則に基づいて、九条、十条を改めようと思ひます。しかし、そのことは私は是としますと言ふんです。しかし、そのよつてきた原因の根本は何であるかという、業者間協定の一つのこに節があつて、そのために労働者が公平に扱われていないということ、これは世界じゅうの世論が認めていることなんです。私だけが勝手な議論を吹かけているわけじゃない。それであなた方も態度を改めてこれを改正されるということになつたんでしょ。それなら、なぜこれを二年間有効だなんというのをされるのですか。そうじゃなしに、検討しよう、この九条、十条が廃止されたのだから直ちに検討しようという立場に立たれるのがあたりまえじゃないですか。私は、先ほどから、額の経済的な影響の問題も少し言いましたけれども、ちょっと説明のために申し上げた。だから、政治をやる者の立場というものは、社会相互全体です、その中で最低賃金というものがいかなる意義を持つかという意義論を少し話したわけなんです。だから、そういう意味で、なぜそれじゃ二年間というものをとめ置かなければいけないか。これには効力があるのだからと使用者が言つたら、労働者はどうなる。どうにもならぬじゃないですか。そういうことがどうなりますか。労働者はみんな異議を申しますよ。二千何百件もの異議を申し立てますよ。その

ときに、審議会というものは、二年間有効ですというように使用者が言わずに、審議会がそれじゃ実情に——あなた目安目安と言われるけれども、官庁が労働賃金の目安をきめて押しつけるのですか。むしろ審議会できめるわけでしょう。そうでしょう。官庁が目安をこれだけにせよというのじゃないでしょうか。そんなことを言うたら原則に反しますよ。だから、私は、あなたの発言を聞いたらそう思えるけれども、それはまあ審議会できめるところに理解をして、それならどうなるんですか。二年間というものは有効だと使用者が言うたら、それでもお前はあかぬのだと審議会がきめたら、十六条方式にみなりますか、この九条、十条のやつは二年間いつでも。それははっきりしてください。全部のやつが全部異議を申し立てたら、十六条方式で全部決定ということになりますか。審議会の運営については私は議論はまた別ですが言いませんけれども、そうなりますか。そこを明確にしてください。

○政府委員(村上茂利君) いまの目安の問題につきましても、政府がきめるところと、これは審議会が検討していただくわけでございます。そういう意味合いにおきまして、今後の運用につきましても、正確に申し上げます、審議会の御意見を聞いて処理するわけでございますから、いま私が審議会における今後の審議というものを抜きにして断定的なことを申し上げるのはいかかかと思ひますが、考え方としては、この改正法が施行される時点の状態を考慮してみますと、比較的最近にできましたもので金額もほとんどのもがございまして、改定されてもその金額は二年前であつたといつたような古いものもあるわけでございます。そこで、一口に従来の業者間協定方式によるものをどう扱うかと申しましたも、そういった最近にできたもの、金額もほとんどのも、古いもの、金額の低いもの、これらのものをどうするかという問題がございまして、そこで、二年間の経過期間がございまして、まず金額の改定という問題が急になつてま

います。審議会でも検討しているわけでございますが、金額の目安が改定されるということになりますれば、それより低いものをどうするかという問題がまず生じてまいります。それを業者間協定方式の改定という形で処理するか、十六条方式でも制約がなくなつてしまつた——つまり、九条、十条、十一條方式がまず考えられまして、そういう方式では困難または不適当と認めた場合にはじめて十六条方式が現在発動されておるわけでございます。ところが、改正後は、もうみずから十六条方式それ自体で動くわけでございますから、同じ十六条方式と申ししても、その発動の条件は全然違つたわけでございます。そこで、いま申しました金額改定の問題とあわせまして、十六条方式をどう活用していくか。審議会がみずから判断いたしましたして、労働大臣あるいは都道府県労働基準局長が判断いたしましたして、諮問をして、十六条方式を積極的に運営すれば、もう相当な効果をあげ得るわけでありまして。そういうことでございまして、私どもの予想といたしましては、二年間というこの経過期間の満了を待つまでもなく、相当な部分が十六条方式へ切りかえられていくということが予想されるのであります。それを具体的にどうやるかということにつきましては、冒頭に申し上げましたように、審議会でも今後検討されることでありますから、審議会の御意見を聞きまして適正に処理していきたいと存じております。

○委員長(山本伊三郎君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本伊三郎君) 速記をつけて。

○藤田藤太郎君 ところで、私はまあこの問題はもう一度労働大臣に議論をせんならぬことになるのだけれども、ほかの問題もありますから一応これとめまされども、しかし、いまの基準局長の説は、労働者がどうせみんな異議を申し立てるに違いないということでしょう。そのときには、最大限フルに中央、地方の審議会が十六条方式で今後

その運営をする。まあ本答申が来年の三月までに出るようですから、そこらの関係はどうなるかわかりませんが、しかし、そういうぐあいに理解しておいてよろしいですか。

○政府委員(村上茂利君) 改正法案の附則の定めるところに従ひまして労働者は努力をいたしたいと思ひます。ただ、御承知のように、改定等については、事務局でフルに活動いたしまして、調査に相当の日数がかかるといったような制約がございまして、一般的に見まして鋭意努力をしておるという努力は私も十分尽くさなければいかぬ、こういうふうに考えております。

○藤田藤太郎君 だから、私は、いま申し上げていきますように、いまの経済下において二年間低賃金に固定するなんというものは、自民党の立場からもうどうだろうと思ふんです。経済政策に合わない、国民生活と、生産と消費のバランスにも合わない、世界に類例のない最低賃金がある。また二年間かすを残すということになる。せっかく改正されるわけですから、発意はよろしいですわな、業者間協定というものをなくしようというんですから。だから、私が先ほど申し上げたような理由でなくそうとおっしゃるんだと私は理解して、理解しているから、単に労使の意見がどうのという理屈はおっしゃらないわけですか。それは現実の問題として要するに業者間協定というものがいまの最低賃金の法体系にあるということが間違ひだといふ国際世論の上に立つて、国際基準の上に立つておまへになるようですから、この二年前間ということじゃなしに、労働者はみんな異議を申し立てると思ひます。四百円や五百円の——五百円でも、二十五日労働で一万二千五百円です。そんなことで生活ができるはずがないです。ですから、異議を申し立てる。そのときには労働者としては受け入れ体制をつくるということだけは少なくとも一週間を短くしてもらいたいと思うけれども、短い期間内にその受け入れ体制を労働者はつくるということをご

大臣に明確にしておいてもらいたい。

○国務大臣(小川平二君) ただいまの御発言の趣旨に沿つて運営すべきことは当然のことだと考えております。

○藤田藤太郎君 ところで、ちょっと二、三事務局にお尋ねしておきたいんですが、私は先ほど言ったんですが、イギリスのウェーリカウシンのような産業別に付くつているところは別として、一律的につくつていっている最低賃金、アメリカとフィリピンとフランスが私の頭にいま浮かぶわけですが、この実情はどうなつているか、ちょっと聞きたい。

○説明員(渡辺健二君) お尋ねの世界各国の中で大体一律に近い形をとつておりますアメリカ、フランス、フィリピンの諸国の状況を私からお答え申し上げます。

アメリカにおきましては、公正労働基準法で州際産業の労働者に対しては法律で一律の最低賃金がきまつておまして、現在一時間一ドル六十セント、こういうことに相なつております。ただし、農業は別の金額になつておるわけでございます。なお、州際産業の労働者に限られておりますために、州際産業労働者以外の労働者につきましては、多くの州で州法に基づきまして別個の最低賃金の適用がされておまして、これは州によりましてまちまちでございます。州内一律の州法をきめているところもあれば、審議会方式のようなことで業種別にきめておる州もございまして。両方併用いたしておる州もあるわけでございます。フランスの状況について申し上げますと、フランスの最低賃金制は二本立てになつておまして、一つは全職業最低保障賃金、これは農業と非農業と二本立てになつておるわけでございますが、そのほか地域が二区分ほど地域区分がされておるわけでございます。そういう二区分のもとにおける全国的な全職業最低賃金のほかに、もう一つのやり方として産業別の協約の拡張適用による最低賃金、こういうふうにフランスは二本立てに相なつておるわけでございます。

それからフィリピンにつきましては、詳しいところはわかりませんが、一応農業と非農業が二本立てになっている。ただし、五人以下の小売り業、サービス業には適用されないところの一律の最賃が適用になっている、さように承知をいたしております。

○藤田藤太郎君 それからも一つお聞きしておきたいのですが、三十号勧告のたの(2)の(4)の決定に対する問題について、いまの審議会の運営をどう理解しているかということをお聞きしたい。

○説明員(渡辺健二君) 三十号勧告の(2)の(4)におきましては、一名または二名以上の中立委員は、労使の代表の投票が同数に分かれた場合において有効な決定に到達することを得しめるために設ける、こういう趣旨の規定があるわけであり、三三構成の審議会といたしまして労使の委員の話し合いを尊重して運営がなされるべきことは当然であると考えているところでありまして、従来も審議会の中におきましては中立委員も労使委員の意向を十分尊重して運営されていると、かように存じておりますが、今後とも一そう審議会の運営につきましては労使委員の話し合いということを尊重して運営されるようにしてまいりたい、かように存ずるところであります。

○藤田藤太郎君 その前の(1)ですね、これをちょっと読みますと「之を運用すべく、如何なる場合に於ても、最低賃金の決定に関する一切の事項に付ては、右使用者及労働者の意見を求め、其の意見に対しては充分にして均等なる考慮を払ふべし」ということをここに明確にしているわけですが、この点についてはどうですか。

○説明員(渡辺健二君) 従来も、審議会が最低賃金を決定いたします場合には、実地調査等として適用を受ける関係労使の意向を聞き、実地調査等において十分その意向に考慮を払っておいたわけでありまして、特に今回の改正におきましては十六条方式により最低賃金を決定する場合には必ず関係労使の意見を聞くことの規定を設けております。

ので、三十号勧告の(1)の要件は今回の改正においては十分に含まれていると、かように考えております。

○藤田藤太郎君 これもまた公式論は別といたしまして、たとえば中央労働委員会に対する不信行為がなされてくるか。形式は三三構成だから、労使の意見がまとまらぬから公益委員がものを発表してやられたからこれが三三構成の云々ということに取られられて、労使の意見というものがどうも軽んぜられて三三構成の運営というものが行なわれる。そういう意味で不信感を持っているわけですね。だから、私は、ILOでも(1)というふうなものをつくったんだと思う。一つの紛争ですから、団体交渉でまとまらぬときは調停あっせんをする。最低賃金も、出さぬと取るほうだから、すぐにはまとまらないから、いろいろ意見があるけれども、さっと切り上げて公益委員がさっと結論を出す。それは民主主義というものは手間のかかるものですよ。そういうものを頭に入れて全体の成長を待つという方式をとらぬ限りは私は問題だと思ふ。だから、各国によって、あっせんとか調停に入る人に対する信頼度の高いところは、中立仲裁というふうな問題に移行されているという国も相当多くのものがある。しかし、もうあっせん調停すら紛争解決のためのその門をくぐらずにむしろ回避をするという風習もあることは、労働省もよく御存じだと思ふ。だから、そういう意味では、運営については、やはり何と云っても対等の立場でできるという最後の集約をする機関ですから、その母体を改めて、九条、十条が取られて十六条方式になっていくとなったら、そういうものはいま十分にやりになっているかもしれぬけれども、私は審議会のことはよくわからぬけれども、その点については特段の配慮を——世界の各国にもいろいろ問題があるからこういう条文ができたと思ふ。だから、そういう点について十分な配慮をさせていただきたいということを約束してください。

○政府委員(村上茂利君) 先生の御趣旨は私も十分尊重いたしまして、もともと制度自体がそのような趣旨でできておるわけでございますから、運用上にもそういう精神が生かされますように今後も十分配慮してまいりたいと存じます。

○藤田藤太郎君 そこで、少し具体的な問題ですが、たとえば雇用関係の場合、労働者はよく御存じだと思ふが、社外工とか臨時工、パートタイマーという問題が出てきます。これは重大な問題だろーうと思ふ。私たち、社会労働委員会のメンバーの一人として、現地調査をあれこれやったりとがございまして、そうすると、親会社と同じように工場が働いておいて、社外工なら半分以上の賃金で身分が保障されない。いつまでも身分保障のない臨時工がある。そういうパートタイマーというものも最近出てきておる。こういう方々の最低賃金というものはどうなるのか。

それからこれに付随して、家内労働の問題が出てくる。家内労働の問題と最低賃金との関係はどうなっているかというのを明らかにしてもらいたい。それから家内労働というものをいっとううぐあいにそれと処置しようとするのか。一般的にいわれる家内労働と、いま、生活苦のために、ほとんどと言ったら言い過ぎかしらぬが、多くのサラリーマンの奥さん方が内職をしている。この規正もやっぱし問題にしなければならぬと思うのです。同じように最低生活保障の最低賃金の問題です。同じように最低生活保障の最低賃金の問題です。間十五円とか二十円です。非常に安い、一時都会方面ではだいぶ上がってまいりましたけれども、そういう家内労働の今後の特に内職を含んだ保護処置というものはどうするかということもあわせて、質問が多いですけれども、ひとつ答えたい。

○政府委員(村上茂利君) 臨時工、パートタイマー、家内労働等に関する問題でございますので、私から申し上げますが、臨時工制度は、制度そのもののよしあしの問題はいろいろ御議論のあるところでございますが、労働基準法上は、そう

いう臨時工とか企業内における身分的な扱いというものはむしろ比較的問題にならないわけでありまして、解雇の場合にどのように考えるかということだけであらうと思ふ。法律上の問題としてではなくて、労使の慣行として、たとえば就業規則とか労働協約の適用のときに臨時工あるいは社外工に適用を除外するという、労使の扱い方が別になっておるというところに制度的な問題があるらうと思ふ。

そこで、最低賃金の問題についてはどのように扱うかということでございまして、最低賃金法の第八条におきまして、第四号に「所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の労働者令で定める者」は、許可を受けましたときには除外することができるといふ制度がございまして、しかし、今日までの実際の経験を見ますと、たとえば「所定労働時間の特に短い者」といえばパートタイマーでございまして、パートタイマーにつきましましては、時間当たりの最低賃金をきめておるものが多いと存じます。それから臨時工などで除外をいたしておりますものは、四十一一年中の実績を見まして、百五十一件、全体の千九百件と比較いたしますと一割以下でございまして、若干除外いたしておりますものがございまして、これはそれそれの業種につきましましてこまかく検討しなければならぬ問題であります。こまかく検討した問題につきましても今後配慮をいたしまして適正に処理していきたいと考えております。

それから家内労働の最低賃金につきましては、今日までの最低賃金決定の例を見ますと、むしろ最低賃金よりも高目にきまっておりますのが例でございます。と申しますのは、最低賃金のほうは無技能の単純労働を含めてきめる。ところが、家内労働の場合は若干の技能を必要としたものです。現実にはきめられまして最低賃金よりは金額としては最低賃金の額よりも高い、こういう形になっております。それが現在の状況でございまして、今後これをどうするかという問題につきましましては、御承知のように、家内労働審議会が

意検討を進めております。現状は、小委員会を設
定いたしました。家内労働法を制定するとすれば
どのような事項が問題になるか、こういう点を検
討いたしまして、小委員会の報告をいたしまし
て、総会では、それを聴取いたしまして、法制検
討のために起草委員会をつくりまして具体的な勞
働法制定の作業にかかっておる、このような状況
でございます。御承知のように、家内労働審議会
は、来年三月末をもちましてその存続の期限が終
了するわけでございます。そのような制約もござ
いまして、鋭意審議を進めておる次第でございま
す。

○藤田藤太郎君 ちよつと私たちと理解が違つて
いるんだね。家内労働の一時間当たりの工賃は最
低賃金より云々というお話がありましたね。しかし、家内労働の中で内職部類に属する家
内労働者というのは、問題にならぬような零細な内
職工賃で働いているというのを頭に置いて理解し
てもらわないと、家内工賃のほうが高いんだと
いうような認識——それは特殊な人はあるでしょ
う。パートタイマーでも、特殊な技能の人は高い
ところもあるでしょう。地域的に分けて、太平洋
ベルト地帯の工場密集地帯の周辺においては高い
ところもありました。しかし、それを離れた所の内
職なんてものは、ものすごく安いんですよ。一時
間当たり十円か十五円でやっている内職労働者はた
くさんあるというのを労働省はちゃんと理解し
てもらわないと困ると思うんだな、そういう認識
は、どういう調査をされておるのですか、そこら
あたり。

それからいまの社外工、臨時工というのは、非
常にいままで問題になっておりましたけれども、
その身分保障とそれから賃金格差の問題の指導と
いうのはどういうぐあいにされておりますか、本
工と社外工と臨時工との関係は。

○政府委員(村上茂利君) 家内労働の一般的な工
賃につきましても低いではないかという問題につ
いては、私もそのように問題を認識しておるわけ
でございます。先ほど申し上げましたのは、現在まで

に設定されました八つの最低賃金の事実を申し上
げたわけでございます。これは、最低賃金がきまり
まして、そうして類似の業種につきましても家内工
賃を最低賃金を設定しているという制度に現在な
っております。最低賃金を設定されたのに、独自に
別に最低賃金をきめるという制度にいまなってい
ないわけでありまして、最低賃金がきめられました
業種について最低賃金が決定される、こういう最
低賃金制度と最低賃金制がからみ合いになってお
るわけでありまして、そこで、今後の問題といたし
ましては、こういうからみをそのまま存続するの
か、あるいは、最低賃金というものは、最低賃金
の決定の有無にかかわらず、ひとり立ちしてそう
いう金額をきめていくかという問題もあらうと思
います。しかし、これは今後の家内労働法を考え
ます場合の非常に基本的な問題でございまして、か
ら、私からこれ以上申し上げるのは差し控えさし
ていただきます。そこで、今後の最低
賃金を考えます場合に、最低賃金と結びつけて考
えるか切り離して考えるかということが基本でござ
いまして、いずれにしても著しく低い工賃
を是正しなければならぬという問題が生じてく
るわけでございまして、どのように是正するかと
いう問題、これは非常に問題が多うございまして
し、いま審議会で議論しておりますから、これ以
上は申し上げませんが、認識が甘過ぎるじゃない
かという点につきましては、たまたま最低賃金とい
うものが決定されましたものを申し上げたので
ございまして、その認識の違いはない、非常に重
大に考えておるということを御了承いただきたい
と存じます。

それから社外工、臨時工、いろいろ問題がござ
います。これをどうするかという問題について
はむずかしい問題がございまして、最近の傾向と
しては、人手不足のから、そのような不安定
な雇用関係に置かれますことは得策でないという観
点から、臨時工を大幅に常用工並みに切りかえる
といった傾向が進んでおります。労働省とい
たしましては、特に私もそのようにいたしましては、労働基準法適用上のいろいろな問題がござい
ますので、そういった傾向を十分注目いたしながら指導
を加えてまいりたい、かように存じておる次第で
ございまして。

○藤田藤太郎君 それでは、あまり長くなるから
この辺でその問題を今後に残しますが、第
三条に、「労働者の生計費、類似の労働者の賃金
及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めら
れなければならない」ということが書いてあるわ
けですね。これは、どうですか、今度の改正に出
ていないのが、取る気はないのですか。支払能
力というのなら、いまのよつてきたる業者間協定の
経緯の中からもにじみ出ていると思うのです。支
払能力がないというその法律の概念によつて安い
賃金をきめるということがずつとつながっている
わけですね。この第三条というものを取り除くとい
うことはどうでしょうか。

○國務大臣(小川平二君) 最低賃金を決定いたし
ます場合に、生計費あるいは類似の労働者の賃
金、こういうものを考慮すべきことは当然でござ
いまして、同時に、支払能力も考慮すべき一つの
柱だと考えております。支払能力に全く考慮を払
わないということになりますれば、これによつて
経済に混乱が起るでございまして、これによつて
問題としては全く考慮を払わないというわけにはま
いらないと存じます。ただ、将来の最賃制のあり
方につきましては、現在審議会で御研究をいただ
いておるわけでございまして、御指摘の点につ
きましても、答申が出ました場合、答申に沿つて
これを尊重して考えてまいりたいと思つておりま
す。

○藤田藤太郎君 事務局に聞きますが、最低賃
金法の中に、支払能力というようなものを本文に
目的の次の第三条に書いておられるような最賃法を
持っている国はどこですか。

○説明員(渡辺健二君) 各国の再賃法、それぞ
れの法律の中で、日本のように最低賃金決定の基準
を明確に書いておるもの、全然そういうものには
触れておらない国もございまして、したがいまし

て、ただいま、支払能力を明文をもって書いてお
る国をどこというところは記憶いたしておらないわ
けでございますが、ただ、ILOの一九五八年の
条約適用専門委員会の報告の中にも、各国の中
には、生計費を考慮しておるのは当然でございま
すが、そのほかにも数多く考慮されている事項の
一つといたしまして通常の支払能力を考慮してお
る国が多いということがございまして、各国に
おきましても、実際問題といたしましては、三条
の支払能力というものを運営にあたりまして考慮
している国は少なくないのではないかと考えてお
ります。

○藤田藤太郎君 労働者の生活を守るのに、一
条、二条と出てきて、三条という法律の重大なと
ころに支払能力論を書いているというふうなことは、
今日の日本としては世界の状況の中で恥ずか
しいじゃないですか。業者間協定を取ると同時に、
この支払能力の規定を取る。支払能力がなければ
賃金がゼロになるわけですから、むろん賃金決
定にあたっては考慮されるべきであらうでしょう。し
かし、支払能力によつて支払いができるのだと大上
段に振りかざして最低賃金というものをきめよう
という考えは、最低生活保障ができないというこ
とです。これも三十四年にやましまし言うた問題
です。実際問題として、支払能力というものの、企
業の生産とそうして利益、賃金、労働者の果たす
役割、そういうものが出てきています。しかし、
最低の生活保障というものがあらゆるものに優先を
して、むろん支払能力というものを全然ゼロとは
言いませんけれども、その前提が一〇〇％近く生
かされるという前提に立たなければ最低賃金制は
できないという私は思うんです。これが労働者の問題
に於ける第二の問題なんです。業者間が勝手にきめ
て、うちの地域の産業はこれだけじゃ支払能力が
ないと言え、法律に載っているじゃないかと言
えば事が済んでしまつて、いま四百円や三百円の
最低賃金が業者間協定がきまらなかつて、これが皆さん
方の改正の配慮の中の一つだと思つて、三条という
ものを取つてしまふか、これは全体の考慮の中の

一つにするか、なぜされなかったんですか。こんなものを大上段に振りかざして賃金をきめようなんというたつて、肝心の労働者が未組織その他によって非常に困難な状態に最低賃金というものがきめられてきたんですね。だから、こういうものが大上段にいまだに存続しているということが問題じゃないか。これについては今度の法改正にどういう議論をされたか、どういう配慮をされたか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○政府委員(村上茂利君) 労働省としては大上段に振りかぶってはおるわけではございませんので、法文に書いておきますように、第一に出てまいりますのは「労働者の生計費」でございます。第二に「類似の労働者の賃金」、第三番目に「通常の事業の賃金支払能力」を考慮するということが法文にも書かれておるわけでありまして、そこで、これは要らないじゃないかという御意見でございますが、実務的な例を申しますと、最低賃金を決定いたします際にいろいろ調査をいたします。そうして、ある金額をきめようというときに、地域ならその地域内における企業の分布を見まして、その金額以下の賃金がどのようにあるか、そして当該企業の経営状態はどうであるかというものを調べるというのは、その最低賃金が決定された場合の影響度、ないしは、裏返しますと、その最低賃金の有効度、どのくらい働くかということを見きわめる手がかりにもなるわけでありまして、そういう観点から、マクロ的に見た観点と、ミクロ的に当該地域内における影響をどういうふうに判断するかということを見ます場合には、その事業の賃金支払能力を考慮するという要素は意味があるわけでありまして、全然削ってしまうか否かということについては議論のあるところでございます。先ほど賃金部長が申しましたように、外国の例は一々つまびらかにしておりませんけれども、少なくともILOの条約勧告適用専門委員会が各国の最低賃金の例を調べました結果、「最もしばしば見出される基準は、定められた賃金率を支払う企業の能力、一般的な経済状

態、類似の職業において支払われる賃金率及び仕事の性質である」と、かように述べておられます。諸外国でやっております実例を調べた結果、「支払う企業の能力」ということを指摘しているというような次第でございます。そこで、御議論はあろうと思いますが、実務上の点から見まして、これは意味のあることではございます。これを大上段に振りかぶって第一に掲げるかどうか、従来もそのような考えで最低賃金を決定しておるわけではございませんので、そういう意味合いにおきまして、今後の運用上の配慮も関連いたしますけれども、少なくとも実務的に見ました場合には、このような観点からの検討というのは意味もある、かように存じておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 しかし、第三条で、「最低賃金の原則」という表題で支払能力論をここに出すということはどういふことなんでしょうか。これはもうさんざん議論したのですけれども、今度はよってきたる業者間協定というものがやはり実情に即さないというところで改正をしようということに一般の世論がなつたのですから、それにもかかわらず、支払能力論が賃金決定の原則としていまだに法律に残るといふのはおかしいんじゃないですか。最低賃金の原則として支払能力論を出すのはおかしい、私はそう思う。外国にもそんなことは書いていないところはほとんどない。そうでしょう。そして、最低生活の保障、労働再生産ということにポイントが合っている。ですから、それでは会社をつぶしてもそれだけの賃金を云々ということ、常識として出てこない。支払能力の限界というのは主観に基づくでしょう。これがあるために、大上段というのはいささか大き過ぎるけれども、支払能力がなかったら払わないでもいいんだ、だから、わしのワキはこれだけとして、ちよっぴり余つたものが支払能力だと言えは事はないんじゃないですか。これは検討されなかったのですか、今度の改正の際に。

○政府委員(村上茂利君) 第三条の趣旨としておりますのは、個々の企業の支払能力ということと

じゃなくて、通常の支払能力ということであるわけでありまして、しかし、それはともかくとして、また、外国はどうだということも、私どもの主観的判断じゃいけませんので、ILOの専門委員会の報告書の記載どおりのことを申し上げておるのでありまして、「適当な生活水準の維持のほか「最もしばしば見出される基準は、定められた賃金率を支払う企業の能力」ということを言っておりますので、外国でもそのような配慮がなされているんじゃないかと、こういうことを申し上げておるのではありませんが、そこで、この問題をどうするかという点については、先生御指摘のような議論があることを私も承知いたしております。

ところで、中央最低賃金審議会では、最低賃金制度の基本的あり方について鋭意検討を進めておるわけでありまして、その検討項目の中に最低賃金額のきめ方という問題がございます。その中でこの問題が含まれて検討されるものというふうにして私どもは考えておりますので、あえてこれを固執いたしまして検討もしないんだというふうなことはではないのであります。今後中央最低賃金審議会の検討の結果を待ちまして労働省として判断したい、かように存じておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 これは、思想的なイデオロギーにとらわれなくて労働者の最低賃金をきめていく立場における重大な項目ですから、中央最低賃金審議会が三月までに答申を出されるというのでありますから、その中でも、こういう法律上の原則、「最低賃金の原則」というようなことで出しているのかどうかということも意見を十分聞いて、私は、今度九条、十条が廃止されるに間連をして、過去を振り返って見て、おおかた十年間、業者間協定決定への経過と、あわせてこういうものが適当であるかどうかということも十分にひとつ中央最低賃金審議会に議論をしてもいいとお願ひをしておきます。

それから一番私たちが主張していきたいのは、まず最低賃金の一律制です。一律で全体の最低賃金の底上げをせよいかぬ。産業の二重構造即生

活の二重構造というものはだんだん最近ではだしくなつてきているわけですから、大臣はいま即答を避けられて、一律制については審議会にそういう諮問をしたい、こういうことを衆議院でおっしゃつたようでありますが、そのあたりの心境はどうですか。

○国務大臣(小川平二君) 中央最低賃金審議会に對しましては、かねてから、いまおことばにございました全産業一律最低賃金制をも含めるといふことを明確に盛り込んで示しておるわけでございますが、これをも含めまして今後のあり方について御検討いただいておりますのでございまして、さような次第でございまして、この基本的なあり方につきましては、全産業一律最低賃金、あるいは産業別、地域別と、いろいろの考え方を含めて御研究を願つておるわけでございます。ただ、御質問の御趣旨も十分理解できますし、もとより私も何らかの形で全産業の労働者がひとしく最低賃金の適用を受けることが望ましいと考えておりますので、この際、審議会に對しまして、前述の諮問に對する答申に際しては、全産業一律制を含めて御答申をいただくようお願いいたします。このように考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そこで中間報告、答申といふか、こうで出たのが、来年の三月には中賃の正式な答申が行なわれる。いま私のお願ひしたことも含んで答申が行なわれる。そうなつてまいりますと、これは来年三月に出るその答申に基づいて法改正をするということになりますか。

○国務大臣(小川平二君) 答申が出ましたら、その趣旨を尊重いたしまして、法律を改正すべしという御趣旨の答申でありますれば、直ちに法律の改正に着手するつもりでございます。○藤田藤太郎君 それからこれはわれわれが議論したいところですが、時間もだいたいもう経過いたしましたからあれですが、いつも問題になるのは、公益委員の選び方の問題ですね。これは非常に大事なことです。アメリカのように、調

停あつせん委員というやうなものをつくつて、どのような立場かは別として調停あつせんをやる。一人が調停あつせんというやうなものを調整事項としてやるやうな相互に信頼感があれば、私はこの議案をなくともいいと思うわけだ。しかし、どの人が悪いとかいいとか言うわけではありませぬけれども、労働者側とそれから三者構成の公益委員との間にはいつも問題が起きてくるという感じがする。ですから、やっぱり労働の同意案件として、まあ一〇〇%明らかな立場といつたら公益委員にならぬわけだけれども、一〇〇%いかなくても八〇%ぐらいは了解をするという人を選ばなければ、最後の一分の仕上げというものが一番大事なんです。その仕上げが八割までいくというやうなところが問題なんです。仕上げの公益委員の役割りというのは、私は一%とか五%—五%も多いと思います。ILOの勧告からいっても、最後の仕上げをしてもらう、それができるかできないかで一〇〇%それが生きるか生きないかという、非常に重要な意義を持っているのが公益委員の立場だと私は思うんです。労働大臣は、十分協議して、こうおっしゃっているわけですから、協議と同意とはどう違うかという形であられるか、同意案件の問題をどうあらわすかというところは非常に重大な問題だと思う。じゃ、同意案件だからいつまでもきまらぬということになって、またいろいろ問題を起さしうけれども、少なくとも双方の同意案件としてこの問題を処理してもらいたいとお願いをしたいわけだ。これはお願いをしたい。だから、労働にメンバーを出して、そうして一〇〇%労働が—労働が一〇〇%と言ったら、公益委員だつてなかなかきまらぬと私は思うけれども、その配慮というものは十分なものではなくちやならぬ。労働大臣は、十分に協議して、こうおっしゃったのでありますけれども、十分に協議してというそのことばの意味は何をさしているかということが大事な点です。その点について、私は、同意案

件でありたいと、こう思うんです。
○国務大臣(小川平二君) 最低賃金審議会の公益委員につきましては、労使委員と協議する等によりまして公正な選任につとめてまいりたいと存じます。何ゆゑであるかと申しますれば、ただいまおことばにありましたように、公益委員の果たす役割りの重要性にかんがみてそのようにしたいと考えておるわけでございます。
○藤田藤太郎君 ほかにも質問される方がおられるわけですから、私は質問をきょうのところは終わりたいと思いますが、一つだけ大臣に最後に申し上げておきたいと思うんです。労働者保護というから、労働行政を担当されている大臣なんでありまして、労働行政というものは単に今日までの固定した労働行政だけを見てもらっちゃ困ると思うんです。労働行政、政策というのは、社会保障政策も、すべて国の経済政策の中から生まれてくるものですね。そうでなければ、生産も消費も国民生活も維持できないものであり、ただ安かろうよかろうでしほりさえすればよろしい、できるだけ権力で制圧さえすれば片方で利益があつたらいといふやうなものの方、考え方で労働政策をやる、そのときはいいかしらぬけれども、結局社会の破壊になってくると私は思います。そういう点は、先ほど、私は、いろいろの外国の例やなんかをとって日本の実情に沿って申し上げたわけでありまして、十分に大臣もそういう面から労働行政というものの取り組んでもらいたいと思います。だから、五人世帯で百九十万という分配所得があつて、それで一万二千五百円で世帯主だといふ生活、その生活実情というものをから経済全体の生産と消費がどういふやうなバランスして経済が発展するかどうかということをお考えになるのが大臣の役目だと私は思うんです。せっかくつくつた工場も、生産力そのものがはこりかぶつて止まつておるなんという情けないことの原因はどこにあるか。労働が一つある。生産に対する労働が、しかし、その労働者を含んで全体の国民の購買力を高めなければバランスがとれないんじゃないですか。そういう

個々の労働者の要求なんていうものは自分よがりの要求だ、できるだけ押えたい、それだから行政が要るんだというものの考え方から脱皮してもらいたいと思う。完全雇用方式でもそうなんです。いま、労働力を持っている人を遊ばしておくほどつまらぬことはないですよ、国民社会生活の中で。だから、そういう面から大きく労働行政というものをとらえてもらわないと、あらゆる問題に行き渡つてきて、私は、まあ百円上げたらいいというやうな福祉年金のやうなことに知性の高い労働大臣はなつてもらいたくないといふことなんです。今度の端的な例で少し議論をいたしましたけれども、もっと大きな立場から、国家全体、国民全体がどうなつていくかといふことの立場から労働行政というものをとらえてもらいたいといふことすね、それだけは一つ、私は労働大臣になられてからこういう議論するのは初めてですけれども、所信を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) 労働行政の目標は、申すまでもなく、労働者の福祉の向上でございますが、いまおことばにございましたように、経済政策の観点から申しまして、国民経済が均衡のとれた発展をいたしますためには労働者の所得水準の向上ということが必要であらうと考えております。また、それと関連いたしまして、健全な労働運動の発展といふことはあとより助成育成すべきものであらうと考えております。申すまでもないことでございますが、一般的には賃金水準の上昇は有効需要の喚起につながることでございまして、国内市場の拡大にもつながる問題でもございまして、仰せのとおり、経済政策としての観点からも今後労働者の労働条件の維持改善ということに努力していくべきものと私は考えておるのでございます。

いま御質問のあつた、最低賃金をきめる場合に、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力、こういうものが賃金決定の要素になるといふことであります。それで、事業の賃金支払能力というものは必要ないではないかといふことに對して、それはILOのこれこれという答弁があつたわけですが、私も必要ないと思ひますが、それでなおかつ必要であるという御意見でしたが、地方で十六条の決定をされたものがありまして、たとえば、この一番初めに書いてある千葉金機等製造業、これは京葉地区、使用者数九百五十七、労働者数九百六十三、人となつております。はたしてこの使用者数九百五十七の通常の事業の賃金支払能力といふものをどのやうに検討されてきめられておるのか。これは、検討のしようがあるのですから、いかでか、それすら一切見当がつかないのです、いかがですか。

○説明員(渡辺健二君) 實際に具体的な個々の最低賃金を決定する場合にどのやうにいたしまして通常の企業の支払能力を見ているかといふことであらうと存じます。これにつきましては、もちろん対象事業につきましていろいろの経営指標等を資料として審議会の審議に供していることはもちろんでございますが、そのほかに、特に十六条のやうな場合でございますと、これを決定するための専門部会におきまして審議の過程で当該事業の実地視察等もいたしまして、対象の事業場を委員が見て回りまして、労働者側の事情を聞くと同時に経営事情等も種々聴取いたしまして、そういうことを考えながら事業の支払能力を含めまして三条に規定されておる決定基準、これらでございまして、いま例にあげられました千葉の事例等におきまして、対象となつた機械製造業のうちのある地区の一部の事業について下請で非常に零細な企業がございまして、それにつきましては、審議の過程で、この金額ではたしてそれらの地方の当該業種について一般の事業についても支払

○小平芳平君 いま藤田先生からいろいろ御質問がありましたので、私のほうでもダブつて御質問いたしませんので、また、御回答も、ダブつて御回答はしてくださなくてけっこうだと思ひます。

第七部 社会労働委員会会議録第十四号 昭和四十二年五月十六日【参議院】

えるかどうかというようなことが審議の途中に論議されました結果、そのような金額が決定された、かように聞いておるのでございます。

○小平芳平君 ですから、いま御説明のように、結局、総合勘案というふうなことになると思うんです。とにかく、この千葉県の場合だったら、千九百五十七の使用人数があるわけですから、その収支決算を一つ検討し、経営診断をし、そして支払能力があるかないか、それによって金額を一日五百四十円を五百三十五円にすべきかどうか、そういうことを個々に具体的にできるわけがないでしょう、実際問題として。それはごく大ざっぱな総合勘案ということになる、実際の作業としては、あるいはまた、私が申し上げたいと思いましたが、それは、そういうことは政府のいまの説明でも、下請等の関係でということばがありました、下請等の関係で非常に経営が苦しいということは、政府のほかの政策の面からテコ入れをしないことには、個々でもって最低賃金を一日五円なり十円なり下げたところでその企業が立ち上がるものではないのですから、そういう政府の中小企業対策というものが企業の支払能力には一番重要な要素であって、あるいはその企業の努力というものが一番重要な要素であって、賃金水準を五円、十円下げることによってその企業が決定的なものをこうむるということじゃないので、私は、そういう決定的な力というものはほかにあるのだと、こう思います、いかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 先ほど申し上げましたが、現行法でも「生計費」がまず第一に掲げられ、「類似の労働者の賃金」が次に掲げられ、それから「支払能力」が三番目に掲げられる、こういう順序になっているわけでありまして、そして、運用につきましては実際どうやっていくかということとでございまして、たとえば消費者物価指数とか、あるいは人事院のそういう関係の数字であるとか、求められる限りの指標を求めまして生計費判断の基礎を考えます。それから賃金につきましても、学卒初任給であるとか、あるいは各事業

所の賃金格差であるとか、そういう資料をもとめる、そういう関係で賃金額の決定をずっと煮詰めてまいります。そしてさらに、これがどのようない影響を持つかということで、大体案ができま

す、その影響の度合いというものを調べます。そのときに、先ほど賃金部長が申しましたように、下請などどういふ影響が出てくるかという観点からさらに検討する、こういう関係で調べておるのが現状でございます。ですから、ことばとして、また、法律の条文の解釈として、総合勘案しと、こう言っておりますけれども、具体的に審議会が活動します場合には、いま申し上げましたような形でおのずから順序があるわけでありまして、さればといて、これを全然削除してしまふということは、いろいろまた意見があるわけでございます。そういう観点から、たとえば、先ほど来、労使対等の原則と、こういうようなことも強調されておりましたが、生計費論あるいは賃金論がございまして、使用者の立場から労使対等の立場で主張するといつても、支払能力といったようなことがあろうかと思ひます。しかし、いづれにいたしまして、この問題は、現行法のたてまえについていろいろ申し上げておるわけでありまして、運用面とあわせていまこれはこの問題も含めまして中央最低賃金審議会で検討中でございまして、これはどのような意見が出ますか、この意見が出ましたら、政府もそれによって判断したい、かように考えております。

○小平芳平君 私のお尋ねしておることは、そういうことをお尋ねしておるのじゃなくて、生計費のことはあとでお尋ねしたいと思っております。いま企業の支払能力のことが出ましたので、大体私が申し上げておることとそう変わらないと思ひます、御意見は、結局、企業の支払能力を法文の中へ入れる入れないは意見が違ひますが、私も、私たちが入れる必要はないと思ひますが、しかし、企業の支払能力をどう総合勘案するかというところは、いま私が説明したように、千葉県の一つの産業だけでも、千九百五十七という事業場の

経営を全部洗い出して、そして支払能力がありやなしやを調べて、そして五円、十円最低賃金を上げるか下げるかを論議しているんじゃない、また、そこまで行つてはむしろ行き過ぎじゃないか、そこで、政府として、新しく最低賃金法の改正が成立して業者間協定がなくなる、そのなくなった段階で中小企業者で下請等で生活が苦しく

支払いがでない者があつたら困るんじゃないかというその懸念というものは、あらゆるところに起る問題です。ですから、最低賃金を決定する場合に、企業の支払能力も考慮いたします。いたしますが、それだけでその中小企業が決定的に立ち上がるか、つぶれるかきまるのじゃないに、中小企業の政策というものは、むしろ通産省なら通産省のほうでテコ入れするなり、企業努力するなり、そういうものが決定的なものである。したがって、中小企業者の方に、この最低賃金法が改正になるということは、業者間だけでできるということがなくなりまふけれども、そういうような不安は政府として別個の形をちゃんと考えているんだから、考えていかなければならんし、また、やっつけていくんだからという、そういう政府の姿勢が必要じゃないですかということを言っておるわけですよ。

○政府委員(村上茂利君) よくわかりました。御指摘の点は、私も同様にお尋ねしております。つまり、法律でいうておりますものも、「通常の事業」なんぞでございます。一々のものを調べて、ある事業では支払能力がないからその最低賃金制を決定するのを見合わせよという、そういう趣旨のもではないわけでございます。そして、そういういわば弱い零細企業についてはどうするかというのは、中小企業対策の問題として別個に考えなければいけません。この点は、中央最低賃金審議会でも非常に重視しております、いままでも数回にわたりますて中小企業の保護育成政策を最低賃金制度の推進と裏表の関係で考慮してもらわなければならぬということをお政府に要望した次第でございます、御趣旨の点については私も同感で

ございます。

○小平芳平君 ですから、むしろこれは労働省を所管する大臣として言うべきようなことを私がいま言つていたわけですよ。したがって、そういう程度の通常の事業の賃金支払能力はわれわれは法律に入れる必要を認めないといふことなんです、これはさっきのとおりだからいいます。

次に、生計費ですが、いまの局長の説明でも、千葉県なら千葉県でこうした最低賃金額をきめる場合には、労働者の生計費を独自に調べるわけじゃないでしょうね。これは、いままでの十六条の決定は何によって生計費を調べられたか。とにかく、いまの説明でも、労働者の生計費が最低賃金決定の一番重要な要素だと言われた。私たちももちろん一番重要な要素だと思つた。現在までの十六条はどういう形で調査したか、決定されたか、その点はいかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 今日までやつておりますのは、生計費の判断材料といつたしましては、たとえば消費者物価指数、総理府の家計調査、それから人事院の十八歳の者の標準生計費、地方では地方の人事委員会がやつておりますが、そういう資料を参考にいたしまして検討をするわけでありまして、御承知のように、一口に生計費と申ししましても、理論的にも理論生計費、あるいは実態を中心にする実態生計費がございまして、実態をとらえるとしてしましても、その生活に必要な物品なり、たとえば食料とかその他、最低のものをとるのか、あるいは標準的なものをとるのか、とり方によつていろいろ数字が違つてくるわけでありまして、現存します先ほど申しました資料につきましても、それだけの観点でございまして、同一平面で比較はできませんが、しかし、大体の傾向は判断できまふわけでございます。そういう傾向を見ましてきめるという態度をとつておるわけでございます。

○小平芳平君 私も、最近の総理府の消費者物価指数の調査をあまりよく見ておりませんので、詳しくないんですが、たとえば先ほどの千葉県とい

い、あるいは三重県等がこういふふうに出ておりますけれども、十六条の決定をされた労働者の必要生計費は、その県内の消費者物価調査を何都市ぐらいいやっているかにも問題があると思うんですが、いまここで私が具体的に申し上げることは、今度は中央で相当やられるわけでしょう。数の上からいってどういふ結果になるか。将来とも、総理府の消費者物価指数をお使いになるという、そういうことではいかんか。総理府の調査は全国的に出ますから、中央としては使う一番いい材料となると思うんですが、その理論生計費のほうはおまわりやっていないですね。最近、人事院でやっておりますけれども、あるいは各地方の人事委員会でもあつたように、この辺を結局審議会が第一段階で審議されるわけですが、おせん立ては労働省で職員がおやりになると思ひますが、その点は、この法ができるやいなやすぐ問題になるわけでしょう。ですから、相当の準備が必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘のように、生計費を基準にするとしても、技術的にも非常にむづかしい問題があります。そもそも、たとえば十八歳年齢の労働者を基準にするのか、二十歳をとるのか、そういった基本的な点がまぎれまじと、生計費と申ししてもきめようがないわけでございます。この点にしましては、中央最低賃金審議会が基本問題特別小委員会を設けていろいろ検討しております。その中に、たとえば最低賃金額の決定基準の問題、一定の基準年齢について最低賃金額を定めることの可否といったような項目を取り上げております。そういう考え方についてある程度まとまりましたならば、その年齢の者についてどう考えるか、こういうことになっていくのだらうと思うのでございます。御指摘の点、御趣意はわかるわけでございますが、そういうスタートポイントをどこにきめて、どういう要素を考へるか、いろいろ技術的にむづかしい問題がございますが、今後審議会の御意見を聞きまして判断したいと考えております。

第七部 社会労働委員会会議録第十四号 昭和四十二年五月十六日【参議院】

○小平芳平君 まあ審議会で聞いてというんですから、それ以上申し上げませんが、この法律ができたってなんにもならないですよ、実際問題。十八歳の労働者の生計費が基準か、あるいは二十七歳を基準にするか、それさえもまだきまつていない。その生計費はどうやって調査するか、それさえきまつていないとなると、十六条できめていきやうがないわけですよ。ですから、私たちとしては意見があるわけですが、それはもう申し上げませんが、要は、労働者の必要生計費をどうきめるか、そこで労働者も納得し、使用者も納得できる、そういう基準生計費のきめ方が問題ですね、実際問題として。外国の例などでも、なかなかそこが労使まともに困つたというふうなお話もありまして、準備が大事なものと、また、同時に、特にいままでは何となく業者が集まつてきめたのだから、支払能力を相談したのが、今度は必要生計費の労働者の満足できる生計費の線をきめる。とにかく、労働者の生計費に第一に主眼を置いて、そして調査資料、調査方法、そういうものも納得できる方法をとる、こういう点は言えると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 御意見の趣旨はわかるのでございますが、これは最低賃金決定方式をどう考へるか。全国全産業一律方式もございまして、産業別、職種別、地域別もございまして、そういうたきめ方の基本の問題等がありますので、今後審議会で検討をわづらわしていききたいと思ひますが、今日までの経験を通してみましても、たとえばある地域では新卒の初任給の賃金は相当上がった、むしろ低いのは中高年齢層で、しかも婦人の賃金が低いという場合に、そういう面に焦点を合わせまして賃金を引き上げよう、そこに最低賃金を設定しようという場合には、年齢を離れまして別の要素が加わってくるわけでありまして、しかも、その場合に、家庭の主婦という場合に、その主婦だけの生活費なりそういうものを考へるかどうかということになりますと、理論的にこれは検討してもいろいろ問題がございます。

要するに、これは現在の三者構成の上に立ちました審議会の御意見を聞きまして、いろいろな御意見の中で大体まとまりました意見というものを私も尊重いたしまして判断させていただきたいと思ひます。

○小平芳平君 局長、ほかのことを言われるけれども、そういう全国一律か産業別かということじゃなくて、私がいま言っていることは、いままでは支払能力を相談したと、今度はまず第一に生計費を相談するんだという、そのための準備が必要だ、納得できる資料が必要だということを申し上げたわけですよ。

それから次に、実際に六百万人の適用労働者があるという現状が、これから新しい改正案がかりに成立した場合に、先ほどの御答弁でありました、法改正になったために、労働者がせつかく六百万人できたと言っているそれが大きくまたくずれていくんじゃないか、なかなか次から次に十六条で決定していくというところは相当困難じゃないかというふうな懸念もありますが、いかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 先ほど、藤田委員の御質問に対しまして、大臣から、十六条方式の最近の状況を申されたわけでありましたが、この六百万が減るか否かという点につきまして、今日までせつかく努力いたしまして、ここまで適用を拡大してきた。労働省としては、三年計画を立てまして、かなり努力してまいつたわけでありまして、したがひまして、この適用対象労働者をかえつて減らすというようなことは、私どもとしては避けなければならぬ。そこで、先ほど藤田委員の御質問にお答えしましたように、今後も相当な努力をいたしまして十六条方式に切りかえをいたしたいと思ひますが、従来までの十六条方式には制約がございまして、今後は、必要と認められた場合には、どんどん決定できるものでありまして、したがひまして、鋭意努力をいたしまして今日までの適用の幅を縮小させないどころか、さらに拡大していきたいというふうに考えております。

なお、そんなことはできるのかという御懸念もあらうかと思ひますが、先ほど千葉の例もございまして、十六条方式で行ないますと、相当多数の労働者が、千葉でございまして九万人一ぺんに適用になる、あるいは神奈川県では三十二万の労働者が一ぺんに適用になる、こういう形では、適用労働者の数というものは、減少よりもむしろ拡大というふうな私どもも考へております。

○小平芳平君 次に、最低賃金が十六条方式によつてきまつたとします。そうすると、今度は、いまの労働情勢では、それはまあ第一に物価が上がるのが原因で、それはまあ第一に物価が上がるのが原因で、四一〇%ぐらい春闘で賃金が上がつていくわけですよ。したがつて、このいたいた表で見まして、四十一年に十六条で決定した分が、四か五かブリントがよく見えないうんですが、まあ五か六かもしれない。四十一年が五、四十二年が九、四十三年が十四、計二十八となつておるんです。ところが、四十一年の六月に決定したというこのいまの例として出した千葉県にしても、山口県にしても、ちょうど二年たつわけですね。こうなると、実際問題として、最低賃金を決定したことが、二年たつたらもう全然実情に合わないとなつていよいよじゃないかと思ひます。いかがですか。そういうふうにどんどん合わなくなつていくように思ひますが、ね。

○政府委員(村上茂利君) 一般的には、先生の御指摘のような懸念がございまして、これは否定できないと存じます。ただ、実際に見ますと、春闘のベアスアップ率が中小企業や他の産業にどのよう波及するかというその影響度の測定については、私ども、各種の統計を用いて行なつております。非常に重要な問題ですから行なつておりますが、そう直接的にパラレルな関係で中小企業その他に影響しているというところは、今日までの資料の面等から出てきておりません。大企業にはそういう傾向がありまして、中小零細企業に對しましては、かなりジグザグな影響を及ぼしております。したがひまして、最低賃金問題を考へます場合には、中小零

細企業の賃金がどのように推移していくかということ、これを確かめて措置していかなければならない、こういうことに相なるわけでありませう。そういう配慮が一つ、いま一つは、最低賃金額の目安をきめておきますが、この改定は、従来は三十九年に設定して四十一年に改定をした。いままた改定の検討をやっておるわけでありませうが、改定する際のアップ率はかなり高い率になっておられます。従来の経験から申しますと、毎月勤労統計で見た一般の賃金のアップ率よりも、むしろ目安改定のアップ率が高い、こういった傾向もあるわけでございます。

そこで、先生御指摘の点につきましては、中小企業における賃金の動向をよく見定めると同時に、目安改定等の措置を講ずるときに現状にマッチするような形をとるという方向で今後検討すべきではないかというふうに思っております。

○小平芳平君　なおさら問題です。中小企業は賃金上昇の影響があらわれてこない。全然こないわけじゃないけれども、去年の調査結果は、労働省調査結果でも、大企業との格差が開いてきたという発表がありました。ですから、そういう面こそ最低賃金で救済していく面だ、言われたとおりだと思えます。そこで、なおさら必要生計費が大事になってくると思うんです。類似の労働者だけ見ていたのではなかなか上がらない。しかし、ひどく生計費が上がっているというような場合もあるわけ。まあそれはよろしいです、そういう考え方でいいです。

次に、労働大臣あるいは労働基準局長は、審議会の意見を尊重してきめるというんですが、審議会がかりに答申をして、大臣はその意見を尊重するだけですから、そのとおりきめなくてもいいわけですね、この法律上は。したがって、別個の額をきめたいということがありますか。

○国務大臣(小川平二君)　賃金の決定にあたりましては、審議会の御審議を経て十分これを尊重いたしてきめるわけでございます。また、最低賃金審議会の決定に対して不満がある場合には、

異議を申し立てる道が開かれておるわけでございます。さらに、また、労働大臣ないし都道府県労働基準局長が審議会の意見によりがたい、かような判断をいたした場合には、審議会に対して再審議を求めるといふことにもなっております。無視して一方的に恣意的に最低賃金を決定するということとは、実際問題としてはございませぬ。な

○小平芳平君　あり得る……。○国務大臣(小川平二君)　制度の仕組みとしては、可能性の問題といたしましては、さような場合がないと申すことはできない。実際の問題といたしましては、さようなことはまずあるまいと思

○政府委員(村上茂利君)　ちょっと私から補足させていただきます。現行法のたてまえから言いますと、審議会の決定に異なる措置を労働大臣や都道府県労働基準局長がするということとは、これは好ましくないと思えます。だから、審議会の決定に違つたような措置をしようと思えば、審議会の答申に不満なわけですから、そのときには「理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならぬ」と、こういう制度を十五条の第二項に設けておるわけでありませう。しかし、法的に全くで

きないかという議論を申し上げますと、大臣が最後にお答えになったようなことになるんですが、しかし、今日までの経過にみましても、そういう例は全然なかった。全く審議会の決定とおり措置してまいりました。それから法律のたてまえとして、審議会の答申に異なつたような措置をしよ

○小平芳平君　その審議会は行政委員会でないわけですね、決定する審議会ではないのです。ですから、諮問に対して答申するだけだと思ふんです。そこでもって、いまの選挙制度の場合のように、大骨、小骨をみんな抜いてやう、そうして答申はみんな尊重だと言つておるというやうなことはこの最低賃金の場合にはやらない。これは法律上は大臣が決定することになっておりますから、再審査をやれるといつても、再審査をしてもらつてもまた不満の答申しかないというやうな場合もあり得るわけですね。そういう場合に、選挙制度の例が当てはまるかどうかはわかりませぬけれども、

○国務大臣(小川平二君)　申すまでもなく、これはおことばのとおりでございます。○小平芳平君　それから先ほどもちょっと触れ

は使用側、片側委員が出席しないというやうな場合、これもかつてあつたわけですが、あるいはどうしても意見がまとまらないというやうな場合、米審がその例になるかどうかはわかりませんが、とにかく答申がまとまらないというやうな場合はどうされますか。

○政府委員(村上茂利君)　法令上の制度を申し上げて恐縮なんです。法令上は、審議会は、各側委員のおおの三分の一以上、または全委員の三分の二以上が出席すれば、会議を開き、議決をすることができわけでありませう。しかし、ただいま先生のおことばにもございましたように、賃金でございますから、労働者がいろいろ審議をしまし

てできるだけ意思が合致するといふことが望ましいわけでありませう。ですから、法令上はこうなつておりますから、かりに片側が全部退場いたしました、他の側が全員出席しますとできないことではないのでございませうけれども、しかし、運用としましてはそういうことは適當でない。最低賃金をきめるのですから、各側の委員が大部分御出席いただきまして審議をすることが望ましいわけでございます。

御質問の中に、ボイコットをしたやうな場合どうするかというやうな問題につきまして、これは審議会運営の基本原則としてどう考えるかといふことでもございませうけれども、先ほど申しましたやうに、各側の大多数の方が出ていただきまして審議をしていただくということが原則でありますし、かつ、そういった問題が生ずるには、それなりのいろいろな背景があるだろうと思ふのでございませう。そういった背景となる背景、条件の除去といったやうな点につきましては十分留意いたしまして、今後審議会が円滑に運営されますやうにわれわれとしても努力し、各側委員の御協力を求めたい、かように存じておる次第でございます。

○小平芳平君　答申が出ない場合は……。○政府委員(村上茂利君)　先生御指摘のやうな事情がございまして答申が出ないという場合には、これはやむを得ない。先ほど申しましたやうに、答申を尊重して措置をする、こういうたてまえでございませうので、答申がない場合に独断で措置するといふことになりませう、かなり問題がございませう。やはり長期的に見ました審議会のあり方といふものを考えまして善処しなければならぬと存じております。

○小平芳平君　時間がおそくなりますので、間もなく終わりますが、米審審議会は答申がなければ農林大臣がきめちゃうわけですね。ですから、この最低賃金の場合にはそういうことがあり得るのですかどうですかといふことをお尋ねしてゐるんです。

○政府委員(村上茂利君) 最低賃金法では、答申がなかった場合にどうするかの措置は規定いたしておきません。ですから、法のたてまえは、答申がある、それを尊重いたしまして措置をする、こういうたてまえであらうと存じまして、法に規定のないような異例の措置をとるということにつきましては慎重な措置をしないと私も存する次第でございます。

○小平芳平君 審議会が労使平等に参加して賃金をきめるわけですから、それが基本原則なんです。から、答申がなければ労働大臣が全く一方的にきめるということはないのではないですか。そういうことはしない、法律上はあり得ても、ILOの労使平等参加の原則からいってもそういうことはしないということが言えますか。

○政府委員(村上茂利君) 最低賃金の決定につきましては、御指摘のとおりでございます。そういうことはあり得ない。意見が一致しませんのに最低賃金をきめる、しかも直接労働者、使用者の権利義務にかかわる最低賃金でございますから、そういうものを答申を得ないに措置するということはあり得ないことじゃないかというふうに私も存じております。

○小平芳平君 じゃ、それはやらないということ……

○政府委員(村上茂利君) はい。

○小平芳平君 最後に、今度の場合、結局、中央の場合でいえば、労働大臣が諮問をするわけですね、まず。その上で審議会が答申をするわけですね。ですから、政府の産業政策あるいは労働力流動の政策、そういったような政府の政策によって最低賃金が使われるような可能性もあるのじゃないかと思うんですね。ですから、労働大臣が諮問をする場合に、どういう地域のあるいはどういう産業の最低賃金について諮問をするか、まずその出発が一つの問題だと思えます。政府の御都合によって、特に産業関係の大臣や各省の都合によって労働大臣が動いていくというんじゃないかと、やはり労働省は労働者に対するサービスであり、同

時に、また、最低賃金そのものが、法律にもあるように、労働者の保護立法なんです。そうしたものを、ある産業の人を集めるために最低賃金を諮問をするとか、ある地域にある産業を興したいために最低賃金を諮問するとか、そういうような、まあちょっととばく然とした言い方かもしれませんが、最低賃金のこれからの諮問なり決定というものは、労働者保護、低賃金労働者を格上げしていく、生活を安定していくという基本線を貫いていっていただきたい。この点はいかがでしょう。

○国務大臣(小川平二君) これは申すまでもないことでございますが、この法律が目的として掲げております趣旨に従って運用されることが当然でございます。まして、ほかの政策的考慮、あるいは他の観点から法律の趣旨がゆがめられるというようなことがあつてはならないと、これは当然のことでございます。

○藤原道子君 私は、すでに各委員から御質問がございましたので、時間の関係がございまして、とりあえず二、三だけをお伺いしたいと思っております。

きょうまで、業者間協定によって定められてまいりました繊維とかあるいは木材、金属、食品などの最低賃金額が幾らになっているか、パートタイムの時間賃金が幾らであるか、それから今年度中学卒業の女子の初任給が幾らになっているか、この点に対してちょっとお伺いしたいと思っております。

○説明員(渡辺健二君) 従来業者間協定でございまして、御承知のとおり、それぞれの地域におきまして業者が協定を結んで申請をしております。したがって、いま二、三の業種につきまして例をあげて御質問がございましたけれども、これまた地域によりまして非常に違いがございまして、いま申されました繊維とか衣服とか木材、これに該当する業者間協定は非常にたくさんございまして……

○藤原道子君 概略でいいです。二、三の例でいいです。

○説明員(渡辺健二君) いまちょっと二、三の例を調べておきますが、非常に地域によって違うというのを申し上げておきます。――繊維、たとえば綿スフ織物業の例で申しまして、地域によつて違いまして、茨城の綿スフは五百六十円、あるいは、これは決定の時期も違いますが、埼玉でございますと五百円、あるいは新潟でございますと四百七十五円、富山は四百七十円といったような数字に相なっております。

木材の製材、木製品の例でございますと、たとえば北海道は四百七十円、青森が四百五十円、宮城が製材工四百六十円、その他のものが四百十円、秋田が四百五十円というように、それぞれの決定された地域によりまして違いが見られるわけでございます。

それから初任給につきましては、本年度の初任給は、いまのところまだ調査が済んでおりません。昨年の学卒初任給の例で申し上げますと、四十二年度平均の金額は一万五千五百十九円に相なっております。しかし、これも全国の平均でございます。まして、地域によりましてはかなりの格差がございまして、たとえて申し上げますと、中位数で東京は一万六千二百二十九円、大阪が一万五千七百四十二円、青森が一万二千四百四十円、宮崎が一万二千三百八十六円、岩手一万一千九百五十八円、鹿児島一万四千五百五十五円というように、地域によりましてかなりの違いが見られるわけでございます。

それからパートタイムの最賃について御質問がございましたが、十六条で決定いたしました最近の例で申し上げますと、滋賀の繊維産業は一時間六十七円五十銭、鳥取県で決定いたしました調味料、飲料等の最低賃金は一時間七十一円二十五銭というように例がございまして、業種、地域によりましてこれもかなりの違いがございまして……

○藤原道子君 ことしの春闘で、繊維労連という小さな組合でございまして、そこでは最低賃金が協定いたしましたのが六百八十円から七百円ということになっております。これは中卒の初任給あるいはパートなどと比較いたしました非常に低いんですね、最賃の業者間協定が。これはむしろ労使の交渉によらないで、政府の目安で押えているというようなことがあるのじゃないですか、業者間協定の賃金が。中卒とそれからパートの時間にしてしましても、パートは東京あたりでございまして一時間百円から百二十円。そうですね。低いところを例にとりましていいますと、八時間だと東京では、一時間百円から百二十円、八時間だと九百六十円くらいになっている。初任給にいたしまして、東京だと、一万六千二百二十九円ですか、ということになっている。東京の最賃というのはどのくらいになっておりますか。

○説明員(渡辺健二君) 東京の最低賃金につきましては、まだ十六条方式による最低賃金は東京はございせんので、現在ありますのは業者間協定による最低賃金で決定をみたのがかなり古いものもございまして、例を申し上げますと、たとえば昨年きまりましたものでは、繊維染色整理につきまして五百八十円、既製服五百円、ミシンの部品六百円、通信機・関連機器五百六十円、合成樹脂成型品五百八十円、自動車整備品五百七十円、こんなような例が出ています。……

○藤原道子君 私は、いろいろ業者の云々ということばが先ほどの答弁でありましたけれども、これで食べられますかというのを労働省は考えたことがありませんか。

それから全国産業一律方式をめぐって、沖縄の法定最低賃金は幾らになっているか、フィリピンは幾らになっているか、アメリカ、フランス、これだけのところでもよろしゅうございまして、ひとつお聞かせ願いたい。

○説明員(渡辺健二君) 先ほど申しました最低賃金の額で生活がどうであるかという御質問でございますが、これにつきましても、もちろん楽な生活であるとは存じませんけれども、従来も、この最低賃金を決定する以前にはそれ以下の賃金を受

けておった者もございまして、したがって、決定の時期におきましては、最低賃金が決定されることによつて何人かの労働者がそれだけ賃金が改善されたわけでございます。ただ、先ほど申しましたのは、昨年の例でございます。したがって、当然その後の賃金の上昇もございまして、逐次また一般の情勢に應じて改定がはかられていくものと、かように考えておるわけでございます。

なお、お尋ねの諸外国の最低賃金につきまして申しますと、沖縄は、現在、一時間十八セントという最低賃金が適用されております。

それからアメリカは、先ほど藤田委員の御質問に申し上げましたように、州際産業労働者——農業は別でございますが、それからお客細な小売業、サービス業等について除外例がございまして、それらを除きましたものに対しては、一時間一ドル六十セント、こういう最低賃金が決定になっております。しかし、州法で定められております州内労働者の賃金につきましては、それ以下の額をきめておるものもありあるように承知をいたしております。

〔委員長退席、理事藤田藤太郎君着席〕
フィリピンにつきましては、現在、非農業労働者は一日六ペソ、それから農業労働者は一日三・五ペソという最低賃金になっております。

フランスは、先ほど藤田委員に申し上げましたように、全職業最低保障賃金と協約の拡張適用とによる最低と二種類がございまして、全職業最低保障賃金は現在二区分に分けられておりますが、その高いほうのいわゆるパリ地区の例でございます。十八歳以下の一時間二・二フランでございます。十八歳以下の労働者につきましては年齢に応じまして減額がされることに相なっております。

〔理事藤田藤太郎君退席、委員長着席〕
○藤原道子君 それではもう一つ聞きますが、日本の製造産業の労働者の賃金水準は幾らになっておりますか。男は幾らか、女は幾らか。

○説明員(渡辺健二君) 製造業全体、これは男女区分はいまちょっと数字をさがしておりますが、男女を含めました全製造業の平均賃金は、四十二年平均におきまして月四万五千五百六十八円、かように相なっております。しかし、これは夏季、年末の臨時給与等を含めました年間の平均でございます。——男女の別について申し上げますと、これは生産労働者と管理事務、技術労働者と分かれておりますが、生産労働者について申し上げますと、四十二年平均で男子が四万九千六百四十四円、女子が二万二千五百八十七円、かように相なっております。

○藤原道子君 いまあなたがおっしゃったように、最低賃金制ができて若干の労働者の賃金が上がったと。あたりまえですよ。労働者が食えないからこういうことをやられたんですよ。最低賃金制ができて暮らしが悪くなったらいへんなことですよ。そんなことは私は聞いていない。あたりまえのことなんです。しかし、そのやり方がまだ足りないというんです。いま聞きましたような製造産業に働く者の給与が四万九千六百四十四円、これは男の平均ですね。ところが、業者間協定による労働者の平均収入は幾らです。それで一体食えますかというんです。だから、いま、結核にしても、非常に疾病の発生いたします場所が低賃金の人にある。そうすると、今度は、低賃金の人々が政府の健康の確保で赤字が出る、そうしてそれを値上げをする、薬代もとる、こういうふうなやり方が私たちがたまらないから、それでほかの産業との比較を聞いた。今度できますところの最低賃金も、もっと労働者の生命を守る、暮らしを守るという立場から配慮してはいからこの例を尋ねたんです。これができたら労働者の賃金が上がったんだと。あたりまえの話です。上の方が足りないというんです。そこで、沖縄、フィリピンなどの経済力と日本の経済力を比較いたしましたとしても、十八セントといえれば非常に低いけれども、それでも一時間六十四円八十銭になるんですが、沖縄の経済力——いまの現段階ですよ、これがいけないか

ら、沖縄の返還を求めて本土並みということを要求しておりますけれども、現時点でどんなにかひどい暮らしをしておいでになるかと心配している人たちがとにかくこれだけの状態です。そうなれば、日本の経済力は世界の三番だの二番だの言っているんです。こういうところでこういうことでのうのうとしていられて、労働者の福祉を守るために出発したはずの労働者の責任が果たせるかどうか、この点私たちは非常に不満でございます。

したがって、今度審議会が審議されるわけでございますけれども、皆さん方もそういうことをひと頭置いて、よりよきものを、労働者を守るんだ、食えるようにしていくんだ、疾病率も少なくなるようにしていくことを考慮して今後労働行政をやっていただくかなければ困る。こういう意味から、私は、皆さんが十分御審議になりましたけれども、あえて蛇足でございますが二、三をお伺いしたわけでございます。

大臣、私が誠心誠意お願いしたいと思っておりますことは、結核は昔は有産階級に多かった。いまは、低賃金、年寄り、こういうところが吹きだまりになっているんですよ。あるいは、疾病率を見ましても、やはり中小企業が一番高くなっております。その原因はどこにあるかといったら、働いても働いてもこういう低い賃金に放置されている、いろんな関係で優秀なところへは行かない、労働管理も衛生管理もおざりになっているところから起こるのです。ましてや、これでは食えませんが、したがって、働く人の御家族の八〇％以上は内職をしているんです。命を削っているんです。そのために婦人の体位は非常に努めてまいりました。そのために異常産が起きます。心身障害児の出生率もふえてきておる。またそこに国の保障が要るんじゃないやありませんか。こういうことを考慮して、私は、大臣に、労働行政をもっと前向きでやっていただきたいということを申し上げて、時間もございませんで、質問を終わります。

○国務大臣(小川平二君) 労働者の福祉を増進し、健康を維持増進するということは、労働政策

全体の目的でございますし、また、この法律の目的もございまして。最近の労働市場の情勢から判断いたしますときに、労働者一般の労働条件は逐次改善されていく傾向にございますが、労働省といたしまして今後この方向で努力をいたします。特にいま御指摘のありました中小零細企業におきましては、労働条件も一般に立ちおくれておるわけでございますから、施策の最重点として努力をしておりますつもりでございます。

○藤田藤太郎君 私は、この問題の重要な部分の質問をしておきたいと思ひます。

労働大臣は、来年三月末までに最終答申をいただけるよう審議会にお願いしたいと答弁しておられますが、政府はこれに伴って当然必要な法改正をするものと考えますので、本改正を含めた本法律の有効期限は実質的に今後一年間になると思うが、どうでありましょうか、御答弁を承りたい。

○国務大臣(小川平二君) この法律の改正につきましては、現在中央最低賃金審議会において最賃制度の基本的なあり方について御審議を願っている段階でございます。答申があり次第、すみやかに答申に基づいてこの法律の改正をも含めて必要な措置を講ずる考えでございます。

なお、答申の時期につきましては、審議会の御意向によることはもちろんでございますが、私といたしましては、来年三月までには御答申がいただけるように審議会にお願いいたすつもりでございますし、労働省としても極力努力をいたす考えでございます。したがって、御期待申し上げました期間に御答申がいただけますならば、御質問の趣旨に沿ひ得ることとなると考えております。

○藤田藤太郎君 そういふことになると、この改正法律案の成立後一年を目途にさらに法律改正が行なわれることになるものと考えてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(小川平二君) 政府といたしましては、御趣旨に沿つて来年三月までに中央最低賃金審議会の答申がいただけますよう努力いたしますとともに、その答申に基づいて法律改正を含めて所要

の措置を講ずる考えでございます。したがって、
て、おおむね、御質問のとおりになるかと考
えております。

○委員長(山本伊三郎君) この際、委員の異動に
ついて御報告いたします。

本日、黒木利克君及び林塩君が委員を辞任され、
その補欠として小柳牧衛君及び小林章君が選任さ
れました。

○委員長(山本伊三郎君) では、最低賃金法の一
部を改正する法律案(閣法第二号)について、質
疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより討論に入ります。御意見の
おありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願
います。――別に御発言もないようございませ
んから、討論は終局したものと認めて御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、これより採決に入ります。
最低賃金法の一部を改正する法律案を問題に供
します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 多数と認めます。よっ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

○大橋和孝君 私は、この際、ただいま可決され
ました最低賃金法の一部を改正する法律案に対
する各派共同の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

最低賃金法の一部を改正する法律案に対す
る附帯決議(案)

政府は、左記の事項について、その実現に努
力すべきである。

記

政府は、昭和四十四年三月三十一日までに、最
低賃金制のあり方について、中央最低賃金審議
会の結論が得られるよう努めるとともに、その
答申に基づいてすみやかに法律の改正を含む所
要の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛成くださいますよう、お願いいたし
ます。

○委員長(山本伊三郎君) ただいま述べられまし
て大橋和孝君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。――別に御質疑もないようでございますので、
これより本案の採決をいたします。

大橋和孝君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。
よって、大橋和孝君提出の附帯決議案は、全会一
致をもって本委員会の決議とすることに決定いた
しました。

○國務大臣(小川平二君) ただいまの附帯決議に
つきましては、御趣旨に沿いまして措置いたした
いと存じます。

○委員長(山本伊三郎君) なお、本院規則第七十
二条により議長に提出すべき報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) この際、参考人の出席
要求につきましてはおはかりいたします。

原子力研究所の労働問題に関する件について、
関係者に参考人として出席を求め、意見を聴取い

たしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めます。
なお、その日時及び人選等につきましては、こ
れを委員長及び理事に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後三時まで
休憩いたします。

午後一時三十九分休憩

午後三時四十分開会

○委員長(山本伊三郎君) 休憩前に引き続き、こ
れより社会労働委員会を再開いたします。

まず、冒頭に、このたびの十勝沖地震について
厚生大臣から発言を求められておりますので、こ
れを許します。園田厚生大臣。

○國務大臣(園田直君) すでに御承知だと思いま
すが、北海道周辺の地震について簡単に御報告申
し上げます。

震源地は、北海道の襟裳岬沖百五十キロ、マグ
ニチュード七・八――関東大震災が七・九で、新
潟震災が七・六でありますから、相当強度の地震
でございます。

わかりました状況を申し上げますと、北海道の
浦河海岸は、床上浸水、国道の地盤が沈下をして
列車は不通でございます。苫小牧は、市役所のビル
の壁がくずれ、道路は亀裂、水道管破裂、電灯は停
電でございます。美唄炭鉱は、さらに抗道がくず
れております。それから、はつきりわかりま
せんが、道南地方の函館大学の一階がくずれて、
その中に学生が相当入っているのではなからう
か。これは詳細はわかりません。そのほか、日本
水産の倉庫がつぶれ、ガス漏れのために道路は不
通でございます。それから電話のマイクロ線が不
通でございます。青森のほうは被害が多いようで

ございまして、死者が八名、行く先不明十二名、
けが人が三名、火災が二十四カ所、道路の寸断が
七カ所起こっております。それから津波が、三陸
地方の海の潮が沖へ引きましたので、退避命令を
出しましたが、二メートル八〇センチのものが三
波やってきております。岩手県の損害は、津波が宮
古港に十時二十六分ごろ二、三メートルの波がき
ましたが、被害はさほどないようでございます。こ
れも詳細はわかりませんが、特に北海道につきま
しては電話が不通でございまして、警察電話、そ
れから防衛庁の無線が中継所がこわれて、これも
通じないという状態でございます。相当なものでは
なからうかと想像いたします。

海上保安庁では、小樽、塩釜、横浜の所属のも
のが出勤中であります。それから自衛隊の横須賀
では、自衛艦六隻、航空機十機が出動の準備中
でございます。

政府では、総合対策本部を設置しまして、六時
から第二回目の各省連絡会議を開くことになって
おります。現地にそれぞれ調査団を派遣するよ
うに準備をしております。

函館、青森の港は岸壁が破壊をいたしました使用
不能になっております。飛行機は、北海道全島
の飛行場が使用停止をいたしました。千歳だけ
は通うようになつたようでございます。

そのほか、現在までわかつております模様は、
断片的ではありますが、これから想像しますと、
相当な大きな被害ではないか。私のほうでは、そ
れこれこれに就いて準備をしなければならぬと
思っております。

○委員長(山本伊三郎君) それでは、身体障害者
福祉法の一部を改正する法律案及び国立光明寮設
置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府か
ら提案理由の説明を聴取します。園田厚生大臣。
○國務大臣(園田直君) ただいま議題となりまし
た身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につ
いて、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近、身体障害者福祉はますますその重要性を加え、国民的な関心の高まりをみせております。申すまでもなく、身体障害者福祉対策の意義は、身体障害者がその能力を十分に発揮し、積極的に社会経済活動に参加できるように更生の実をあげることにあります。

このような見地から、国といたしまして、身体障害者更生支援施設の整備及び運営については特に意を用いているところでありますが、今回、都道府県知事等の措置によりこれらの施設に入所して訓練を受けている身体障害者に対して、この訓練をより効果的に受けることができるようにするため、都道府県知事等は、参考書等の費用を更生訓練費として現金で支給することができるといたしました次第であります。

なお、特別な事情がある場合には、更生訓練費の支給にかえて物品を支給することができるとし、また、国立の施設に入所した身体障害者に対する更生訓練費等の支給は、当該施設の長が行なうことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、国立光明寮設置法の一部を改正する法律案につきまして、その内容及び提案の理由を御説明申し上げます。

最近、身体障害者福祉はますますその重要性を加え、国民的な関心の高まりをみせており、政府といたしまして、身体障害者のため諸施策の充実、強化に努めているところであります。

申すまでもなく、身体障害者福祉の目的は、その能力を十分に活用し、社会の一員として活動ができるよう更生の実をあげることにあります。このため、身体障害者を収容し、治療及び訓練を行なう更生支援施設を整備し、身体障害者の社会復帰の促進をはかっているところでありますが、その一環といたしまして、国も、視力障害者を収容

し、更生に必要な訓練を行なう施設として国立光明寮を設置し、視力障害者の福祉の増進に努めているところであります。

国立光明寮は、これまで、東京都、北海道等四カ所に設置されておりますが、さらにその地域的分布を考慮し、その受け入れ態勢の整備をはかるために、主として九州地方の視力障害者を対象とする光明寮を福岡県に設置することといたしました。そのために、設置場所として福岡県を追加するが本法案の内容であります。

以上が、この法律案の内容及び提案の理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本伊三郎君) それでは、これより両案について質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○大橋和孝君 一つ二つ質問をさせていただきます。更生訓練費の金額は大体どのようになっておりますか。この金額では更生のため訓練を受けるには不十分ではないかと思っております。

○政府委員(今村謙君) お答え申し上げます。予算全額としましては、四十三年度、国立が約八百万、それから都道府県あるいは民間の施設全部ひくるめまして国庫負担金が四千五十五万、合計いたしまして五千万ちょっと欠けるということでございます。個人々々に渡しますものは、普通の更生訓練施設、あるいは国立の光明寮のように盲人施設、ろうあ施設というものは千円以内、それから授産所は、まだはつきり大蔵省と最後の詰めのいたしておりますが、その二分の一ということでございます。もちろん、千円以下で低いじゃないかというお叱りは十分わかりますが、入ります場合の食費あるいは教育費全部公費負担というところでございますので、教科書とか作業衣とかノートとかいうものについて千円ということを出発をいたしたいと、こういうふうに考えております次第でございます。

○大橋和孝君 お答えの中に額の少ないことをお認めになっておるようでございますが、その趣旨からいましてこういう金額のつけ方では十分でないということはひとしく私も感ずるところであります。これはどうぞ今後とももっと増額していただくようお願いいたします。

それから身体障害者福祉司の質の向上をはかるために、その養成訓練については今後さらに充実し、また、その資格要件を高くするとともに、専門職としてふさわしいところの処遇の改善をはかるべきである、こういうふうに思いますが、この福祉司の質の向上に対しての対策はどのようにお考えでございますでしょうか。

○政府委員(今村謙君) 現在は、各福祉事務所が全国で千五十二カ所ございますが、そこに身体障害者福祉司が千八十三名、大体一カ所に一名というふうな状況でございます。現在の資格としましては、社会福祉事業法に定めております社会福祉主事の資格を持った上にさらに二カ年間現実に社会事業に従事した者、お医者さん、これは無条件でございます。それから大学を出て厚生大臣の指定する心理学とか職業指導とかそれらの研究を積んだ者というものでございます。そういう人方でありまして、人数をふやしますと、それから今後

のいわゆる現任訓練といいますが、これは中央で毎年約二百人くらいの現任訓練をやっておりますのと、それからブロックごとに行政事務を兼ねまして会議をやっている新しい方法を注入するということをやっておりますが、今後とも強化してまいりたいと思っております。

それから処遇の問題につきましては、これは都道府県の吏員でございますので、直接的にこちらから補助金というわけにはまいりませんが、交付税交付金のあれであります。たとえば特殊勤務手当を、非常にづらい仕事でありますので、昨年から二千五百円を三千五百円というふうに上げたり、そういうふうな面での努力も今後とも続けてまいりたいと考えております。

○大橋和孝君 次は、身体障害者更生相談員の充実にあります。各都道府県には身体障害者更生相談所が設置されておまして、そして、技術的な判定とか更生相談事務など、身体障害者行政上重要な部門をこういう人たちが担当しておるわけであります。現在は設備と職員がともに十分でないために、巡回相談は若干効果をあげておるとはいえませんが、その本来の機能が十分に発揮されてない、こういうような状態でありまして、いまこの法改正も行なわれようとしておりますけれども、その中においてはこのような不足な状態が起りつつあるわけでありまして、実情はどんなふうなものであり、今後これに対してはどんなふうな処遇をされるかということもここで明確にしたいと聞いています。

○政府委員(今村謙君) いま御指摘ありました更生相談所、これは全国に五十三カ所、大体都道府県に一カ所ずつございます。職員は、全部引くるめまして五百四十三名、これは四十二年度末であります。したがって、一カ所十名前後というもので、まだ人数としては少ないわけでありまして、お医者さんが約百七十名、技術判定職が百八十四名、生活指導が五十六名というふうな技術職員の系統がまだ不十分であるというので、今後とも県のほうに強力に指導したい、こういうふうに考えております。

それから来る人、たとえば四十一年度の相談の実績、あるいは巡回相談の判定の実績を申し上げますと、四十一年度で相談件数が、相談所に参りましたのが十四万件、それからいわゆる機能とか職能とかいろいろな判定を持ち込んでまいりますが、それが約十四万七千件、まあ十五万件、合わせて大体二十八万件というふうな取り扱いをいたしております。巡回につきましては、そのうちで、四十一年度の実績であります。七万四千八百三十三名、全国で七万人くらいしかまだできておらないというふうな状況であります。人によつては一年に二回でもあげなければならぬという

ふうな状況の人もおりますので、この各相談所は巡回相談車を持っておりまされども、まだ十分な活動まで至っておられないということでございまして、その推進と申しますか、予算的措置と申しますか、そういう点を努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○大橋和孝君 まだまだこういう点も、一番基礎をなすわけでありまして、施設ももちろん大事でありますけれども、こうしたところが非常に必要だと思ひますし、ことに訓練して、そして社会復帰させようということになれば、こういうところでもって早く十分な処置をしなければならぬと思ひますので、特にひとつ御配慮をお願いしたいと思ひます。

次には、民生委員と身体障害者相談員との関係でございまして、現在、身体障害者に対する指導相談活動については、民生委員が、社会福祉事務所等の協力機関として設けられているのに、別にボランティア活動として身体障害者のうちから身体障害者相談員というものが設けられているわけでございまして、両者の業務の調整をどのようにしておられますのか、こういうこともまたいろいろあれがございまして、ちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(今村譲君) 本来から申し上げますならば、県あるいは市町村の行政当局、福祉事務所が中心になります、それ以外のいわゆる一般的な相談というものは民生委員が本来ならば全部引き受ける、母子であれ身障であれ、そういうのがたてまえであるというふうに存じております。ただ、民生委員さんは、全国で十二万九千幾ら、約十三万人弱おられます。最近、いろいろな法律ができ、あるいは行政項目も多くなるといふので、民生委員さんも、それからもう一つ、民生委員さんの側において昔のようにいわゆるだんなさんといひますか、生活に余裕があつてその地域を一生懸命めんどろを見てくれるという人が少なくなり、御本人も忙しくなつてくるというふうな点が逆にありまして、どうしても身障なり母子なりいろいろ

るな指導面において手が及ばないという点がありますので、ことに身障の問題につきましては手まねとか口話法とかいろいろありますし、本人も民生委員のところあるいは福祉事務所へ行って補装具を申請するといふのも非常に不便である。逐次その地域で身体障害者の旨あは言あ、肢体不自由は肢体不自由というふうな団体組織ができてまいりまして、その世話役さんというふうな人がいろいろ役所の関連を取り持つてくれたり、あるいは身の上相談をやつたりというふうな人が相当おります。四十一年の調べでは岐阜県とか約十県に現実にそういうふうな組織をつくつていて、ところがあつたので、四十二年の法改正のときにおきましてこの制度をはつきりつけるというこで、四十三年度におきましては三千名全国で身体障害者の中からお願いしてございまして、この点、民生委員と形式上はダブルであります。この点、各地の民生委員協議会というのがございまして、その辺この身障相談員の方との連絡会というものを持たして、お互いに押し付け合ひというこではございませんが、機能が分離しないようによく連絡をとつて、生活保護その他何から一切がつさいをうまうまというふうな連絡会を持つように指導いたしております。そういうふうな状況でございまして。

○大橋和孝君 それから今度は自家営業のための援助についてちよつと伺ひたいわけですが、身体障害者の職業として自家営業は、就業者のうち六〇%で、大きな割合を占めておると、こういわれておりますが、現行の自家営業に対する援助措置として、公共の施設内での売店設置の優先許可や、たばこ小売人の優先指定が規定されておりますけれども、実効がほとんどあがつていないというふうにいわれております。今後この制度の積極的な運営をはかるために、公営住宅内のあるま、マッサージ、指圧師の営業等を優先的に行なわせるような事業種目を拡大するとか、あるいはまた、公共施設設置者に売店設置予定箇所を授護の実施機関に通知する制度に改めること等、法制上の措置

を講ずる必要があるのではないか、こういうふうな思ひの思ひですが、それに対してお話を承りたい、こう思ひます。

○政府委員(今村譲君) 全般的に申し上げますと、身体障害者全体が、現在の状況におきましては、通常の雇用関係に入ることは非常にむづかしいといふので、就業調べるやりますと、一般国民の平均が六六%が就業しているといふのに、身体障害者については四十二万二千二人、三九・三%、まあ四割、これは一般の人の三分の一ぐらいいわゆる正常の就業といふか、こういふふうな労働者とも連絡を進めてまいりたいといふふうな労働者とも連絡をしながらわれわれ考えておる次第でございまして、最初お述べになりました専売品の販売許可であります、参考までに申し上げますと、昨年の暮れであります、全国で十八万六千人ぐらいたばこの小売人がある。身体障害者で許可をもらつたのは、三千四百六十六人、約二%弱でございまして、こういうふうな観点から、もつと強化しなければならぬじゃないかといふふうな私どもも考えて、専売公社関係といふ折衝いたしております。それから公営住宅の中であつて、マッサージができるようにというお話ですが、これは実のところ公営住宅の入居基準というものが非常に厳密にできておまして、営業的なものは一切許さない。これは開業のお医者さんだけは別だといふことになつておるようでありまして、これも建設省のほうといふところ、他に波及するとか、いろいろ議論がございまして、これはいろいろ折衝を進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

それから公共機関でいい売店設置の場所でもあれば、実施の機関いわゆる都道府県知事に報告せよといふふうな問題、これは現行法の改正になるわけでありまして、現在、県の社会課あるいは社会福祉協議会あたりで地域地域でいろいろ調べた上で話し合ひをしておるわけでありまして、この法制化をするか否かといふふうな問題につきましまして、今後十分に検討してみたい

と、こういうふうに考えております。

○大橋和孝君 もう一つであります、労働省の職業訓練所と厚生省の更生指導所というのをはきわめて類似の施設だと思ひの思ひますが、現状ではこれがどのように区分されて運営されておりますのか、各省のほうからちよつとその状態を聞かしていただきたい。

それからまた、それぞれの役割りと対象者の相違を明確にした上で、相互の密接な連携をとりながら両者の充実をはかり、一貫したところの職業的リハビリテーションの施設体系を確立する必要があるんじゃないかと、こう思ひの思ひますが、密接な連携をとる上でのおのの対象とかそういう点についての将来の展望、将来の施策というこについて両省から伺ひたいと思ひます。

○政府委員(今村譲君) 厚生省のほうから先に申し上げます。本来ならば、厚生省の系統の施設で、職業の問題よりも先に、まず歩行とか日常生活とか、とにかく身体の機能訓練というふうなここのものをやりまして、それから若干適性検査その他いろいろやりまして下準備をして、それから労働省の、十カ所、約千五百名収容定員がございまして、身体障害者の職業訓練所というふうに行くのが一つの流れの道だろつといふふうな考えです。ただ、実態を見ますと、そこに入つて一年あるいは一年半で生活機能訓練あるいは身体的な調整といふふうなものをやりまして、すぐにその技術を必要としないような簡単なところへ就職をする、あるいは自宅に帰つて、女の人もおられますので、自宅に帰るといふふうな人もございまして、それから発着して、労働省のほう一段高い本格的な職業訓練のほうに進みたいといふふうに入る人もございまして、したがって、厚生省の施設、四十カ所、約二千四百人ぐらいいおりますけれども、これが全部労働省のほうとの連携は必ずしもつかないわけではございまして、ただそういう未熟練労働といふふうなこつて出るよりか、できますならば労働省のほうにお世話になつて、もつ

と高い仕事で、高いペイがもらえるというふうな社会復帰をさしたいというので、労働省の關係の方面とそのリンクのつけ方というのをしよつちゅういろいろお願いもし、議論もしておる、こういうふうな状況でございます。

○政府委員(有馬元治君) ただいま厚生省の社会局長のほうから御答弁を申し上げましたような基本的な考え方は、全く同じでございます。労働省の身体障害者職業訓練所といたしましては、一般の職業訓練所ではいろいろの關係で訓練が困難な事情にある身体障害者につきまして、別に身体障害者職業訓練所を設けて職業訓練をやっております。私どものほうは、厚生省のほうの身体障害者更生指導所で医学的なあるいは社会復帰的な機能の訓練を終えられて、一応治療の段階になり、今後さらに高い技能を身につけて社会に帰りたい、こういう方につきまして入所をしていただいております。そういうことでございます。したがって、そういう点で一応厚生省の身体障害者の厚生指導所との差異はございますが、両所ともいづれも身体障害者の社会復帰のための施設であります。社会局長から御答弁申し上げましたように、より密着した問題がございます。十分お互いに連絡をとりつつ、いやくも身体障害者の方に不自由をかけるようなことのない運営を両省とも心がけてまいりたい、かように考えております。

○大橋和孝君 それからもう一つ伺っておきたいのは、一昨年九月でしたか、障害等級調整問題研究所から研究内容の報告がなされて、二年近くうちに等級を一つにしなければならぬ、こういうふうなことが答申が出された、こう聞いておりますけれども、身体障害等級表というのもしろいろまちまちになっておるようでありまして、こういうものを統一すべきじゃないか、こういうようなことを考えるわけでありまして、それはどういうふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(今村謙君) それは、お話のありますように、一昨年の秋だったと思いますが、恩給は、身障は身障、労災は労災、ばらばらではないか、これは一本にすべきではないか、こういうふうな結論が出ました。これは、厚生省内だけを申しまして、厚生年金あるいは障害年金というふうな場合と身体障害者福祉法との調整もございまして、それからこれはもう関係各省ほとんど全部にわたったということでございまして、総理府に障害等級問題の統一に対する各省の担当官が寄り集まって、なるべく早い機会にそこまで逐次直していこう、こういうふうな会合を持っております。ただ、みなそれぞれいきさつがあつて、一氣に用意ドンというわけにはなかなかまいりませんので、なるべく早く各省の意見を統一して、なるべく近い機会にそれぞれのものを一定の線に合はせて直していく、こういうふうな気持ちではあります。まだ現実にはそこまでまいっておりません。

○小平芳平君 いまの大橋委員からのお尋ねにもありましたが、厚生省と労働省が身体障害者の更生について——厚生省と労働省と同じことを予算要求して、それで大蔵省から両方削られたという話も聞きますけれども、連絡会議というものは制度としてできているわけですか。それがどの程度持たれましたか。

○政府委員(今村謙君) これは、制度としてというか、法律措置というわけではできておりませんが、二十二年ごろにちょうど私社会局で身障法の制定を担当したわけでありまして、そのとき以来、職業安定の系統と、私のところの社会局系統と、児童局も含めまして、これは三カ月に一回くらいだと思ひますが、問題があれば一回、三回ということもあります。その辺の会合は常時やっております。ただ、これが制度審議会あたりでいろいろな意見がございまして、文部省も関係があるし、もう一つは医療とリハビリテーションと職業と結びつくとかく一つの場所で一貫してやるべきだというふうな当然の議論もありまして、ということでは、医務局あるいは文部省、労働省というわけのものを法的につくつたらどうかというふうな御意見もございまして、しかし、現在のところは、近くにありますので、しよつちゅう行つたり来たりということでは事実上は十分じゃないかというつもりでありますけれども、将来本格的に各省のばらばらでなしにまとめて本格的にという時期にはまたひとつ考えなければならぬ問題ではないか、こういうふうに思ひます。

○小平芳平君 大臣、これはいかがでしようかね、いまのような問題は、まあ身体障害者は比較的軽度の人で、厚生省でも局が置かれていて、運輸省、いろいろ関係があるわけですが、特にさしたつては厚生省内の二局と、それから労働省です。職業訓練を受け社会へ復帰していくというふうな点について、いまの局長の説明だと、近所だからいつも連絡してやっていると十分やっていると、行政の縦割りの關係で何でもかんでも全部まとめて一つの省にする、局にするということは無理でしうけれども、しかし、一人の身体障害者の人が、あちらの局の窓口、こちらの省の窓口、こちらの県の窓口というふうな現実問題としては不便があるわけですが、そういう点についてのお考えはいかがでしよう。

○国務大臣(園田直君) これは特に手続その他ではやりあちこち回されたという実例もございまして、窓口はなるべく一本にしなければならぬ。それでも、訓練その他につきましても、私のところは少しは違います。私のほうは、職業訓練を受ける前準備の訓練、一方は専門の職業訓練と、いうことで違ひはありますけれども、しかし、御指摘のとおり、そこに一貫した連絡があり、訓練の計画や施設等についてもできれば一カ所でやつたほうがいいわけでありまして、私のほうでも、今度、そういう観点から、障害福祉課という課を設けてなるべくそこにまとめるようにいたしましたが、単に両方の省から相談するといふだけではなくて、もっと何かそっちの方向に向かつて研究をしてみたいと思ひます。

○小平芳平君 それから施設へ入りまして、授産所ですね、比較的重症の人が入る傾向にあるんですね。わりあい症状の重い人でも、そうした仕事をしている比較的重い人たちが一緒に仕事をし、そして職業の訓練を受け、働けるようになっていきたいという、そういう場合があると思ひますね。比較的軽い人たちが、そういう施設へ入るといふこと、それからもう一つは——まてめてお尋ねしますから、その問題点と、もう一つは、今度、せつかく施設へ通ひまして、何年という施設に通つたけれども、その訓練は終わったが、さて今度は社会に出るといふても、おいそれと働けない。おいそれと働けなければ、授産所ですぐ取入れられてくれればいけれども、定員が満員ではいけない。そうなる、したがって、家庭へ閉じ込められる。せつかく何年も親としては施設へ通わしてあげて、ようやく社会性も身につけてきたころ、また今度は家庭へ逆戻りしてしまふ。したがって、授産所施設の拡充といふことが、せつかく施設へ通つて、訓練を受け、社会になれてきた人たちが、その人たちが安心して生活していけるようなそういうものがほしいという要望が強いわけですね。その点についていかがでしようか。

○政府委員(今村謙君) 第一点の、重度の人の授産所という点、これは、御指摘のように、まだ数が非常に少のうございまして。数字を申し上げます、先ほど大臣が言われましたような普通のいわゆる職業前の訓練といふものは、四十八カ所で機能調整訓練といふふうなものは、四十八カ所で二千四百人ほど——二千三百八十九人おりますが、重い人のそういう職業前の訓練というのは、毎年これを重点的にやらしておりますが、十三カ所で九百九十名という程度でございます。したがって、今後は、どちらかといえば、中度、軽度

の人を早く回転していくというふうな気持ちも相
当ありまして、重い人が自宅に閉じ込められると
いうことは申しわけないというので、重度の更生
保護施設というものの強化につとめたいと考えま
す。

それから第二点の、それは出たけれども、家庭
へ帰れる人はまだいいかもしれぬけれども、授産
というふうな問題も、これは身体障害者の授産全
体が現在六十一施設で三千九百七十五名、四千名
足らずという実情でございますが、これもことに
重度の障害を入れる授産施設というものに重点を
置いて今後の設置計画を進めていきたい、こうい
うふうにご考えております。現に、普通の身体障害
者の更生施設を出した者は四十一年度の報告で
九百七十三名で、その施設を出たというので就労
するものが五十六名くらい、五百五十三名、家に帰る
という条件の者が二百十六名、そのほか、転所
といひまして、授産所へ入る、あるいは別の機能
の更生訓練所へ入るといふ者が百三十一名といふ
ふうに出ますときにその人の状況によりまして
授産所へ至急連絡して入れる、あるいは別な
訓練施設に入れるというふうな措置もやっております。
何しろ入れものがまだ不十分でありますので、
おっしゃいますような点は重々私も今後
努力しなければならぬというふうにご考えておりま
す。

○国務大臣(園田直君) いまの御意見の中の、機
能の訓練もさることながら、社会に身体障害者を
送るといふことは非常に大事なことで、やはり何
といつても引込み思案で外に出ようとしな
い、それをようやく訓練所に収容することによつてそ
ういう気分に向いてきたところをまた家庭に押し
戻すという、その精神上の問題、これは予想外に
大きな問題で、非常に貴重な意見だと思ひます。
この点、さらに施設の点についてもそうござい
ますが、先ほど御意見がありましたとおり、
行政機構の検討という意味だと思いますが、いま
のままで身体障害者の予備的訓練を私のほうでや
るか、それから職業訓練所は労働省でやっても

らつたらいいのか、あるいは設備の完備を省くとい
う点においてもそのまま私のほうを拡大して
いったらいいのか、この点は非常に検討をすべき
だと思ひますので、労働省のほうと率直に懇談
争ひではなくて相談していきたくて考えておりま
す。

なお、この際、一言御報告申し上げますが、先
ほどの震災の御報告の中で、この地域に身体障害
者の施設がございまして非常に心配してござい
ましたが、函館の光明寮は幸いに適切な指導によつ
て全部グラウンドに避難を終わつたところで、いろ
いろなあれがあったので全員無事だつたとのこと
でございます。

○小平芳平君 その点はよくわかりましたが、身
体障害者の人で労働省の訓練所を出られた方はど
のくらいありますか、最近の四十二年度で。そし
て、その人の就職の状況はどうですか。

○政府委員(和田勝美君) 昭和四十二年の定員
が千五百二十人でございまして、在所率が九二%
でございまして、千四百何人でございます。就
職率は約九〇%でございます。なお、それは、雇
用労働者となられた方が九〇%でございますし
て、自分で自家営業をおやりになる方はそれ以外
にございまして、大体それぞれ職業についていら
っしゃると、こういうことで御理解いただければ
けっこうだと思ひます。

○小平芳平君 この点は大臣からお話がありまし
たので、単なる羅張り争ひ云々というふうな問題
じゃなくして、実際職業訓練は共通する面がある
わけですね。それが、職業紹介とか、あるいは失
業保険とか、同じ労働省でもそういう関係だと、
とても質的に違つた仕事になります。そうした
問題は検討すべき、研究すべき問題だと思ひま
す。これは大臣がおっしゃるとおりです。

次に、これから先のことにございまして、厚生
省として、身体障害者福祉審議会から答申があつ
たわけですが、この答申の中で一つ、二つ、三つ
くらいだんだん実現してきている面もあるんです
が、まだ相当数が残っているように思ひます。そ

れで、これはまあ一挙にすぐごとしとか来年とい
うことができない場合は、これから実施していく
という年次計画なり、四十四年度ではさしあたつ
て何を拡大し要求していられる予定か。それから
また、年次計画ですから、したがって、今度は、施
設なども、これはまあ重症者施設もそうですが、
何年にわたつて——普通は、道路にしても、五カ
年計画とか各省もやっているわけですね。大体ま
あ途中ですぐ狂つてしまふですが、各省でやってい
るんですが、社会保険関係の年次計画、それも、い
まお尋ねしている点は身体障害者福祉関係の年次
計画、そういう点についての総括的なお考えはい
かがでしょうか。

○政府委員(今村謙君) 一昨年の十一月の身体障
害者の審議会の答申、これは実はここに要約しま
したもので三十二項目ほどございまして、そのうち
には、現在やっているものも単に見本的なものに
すぎないもので、本格的にやれ、量的にふやせとい
うようなものも相当ございまして、過去二年間
年間におきまして昨年身障法の改正をお願いを
したわけでございますけれども、過去二年間で新
規として取り入れられましたものを先に申し上げます
と、内部障害者の取り入れ、家庭奉仕員制度の創
設、それから筋ジストロフィーの施設収容、それ
から身体障害者相談員の新設、通所制度の新設、
それから結核のアフターケア、これは運用で保護
施設としてやつておりましたものを身体障害者
福祉法に入れました、十分の八国庫負担という制
度を確立しました。それが一つ、それから本日お
願ひしております社会復帰促進手当て、こういう
ふうなものをやっておるわけでございます。もち
ろ、これも、芽が出たというだけでございまして、
量的にも質的にもまだまだ不十分であつて、
今後の問題が残るわけでございます。

今後残されております問題は、身体障害者の地
域活動の振興、それからスポーツの振興、盲人用
具の普及というふうな問題から、非常に大きな問
題でありますけれども国の出資による保護授産
工場、これはイギリスにレンブロイというのがこ

ざいまして、約八十カ所くらいの工場で七千人く
らいの身体障害者を戦傷軍人が多いのでありますけ
れども雇つて、それで赤字収支は国で全部みる
というふうな非常に大がかりなものがございま
す、これも研究はいたしておりますけれども、な
かなかいまいち踏み切れないわけにはまいり
ませんが、そういうふうなものとか、それから、
一つには、先ほど御指摘がありましたように、
各省はばらばらではないか、要するに連絡協議体制
の確立、それから先ほど大橋先生から御質問があ
りましたように、行政体系、福祉事務所とそれか
ら身障の相談所、その辺が都道府県まかせで、ま
た、かつこうだけつけておるが、実態的にはまだ
不十分だといふふうな問題、たくさんございま
す。それにつきましても、私ども、去年、ことし
と法改正をお願いしたわけでありましたが、今
後も引き続き一つ一つやつていきたい。ただ、
四十四年度に何をやる、四十五年度に何をやる
というところまではまだ固まつておらない、こう
いふふうな状況でございます。

それから施設整備の問題につきましましては、や
つと百六十施設で収容力は約一万人ということに
こぎつたわけでありまして、施設へ入れて訓練し
てあげたいというふうなものが内部障害者を入れ
まして四万人というところでございますので、施設
としてはまだ整備不十分な状況でございます。し
たがって、これは、身障ばかりではありません
で、老人も、あるいは児童福祉もひっくるめまし
て、これは早急に長期計画というふうにして厚生
省の玄関を出るといふか、こうにしなければい
けないと大臣から強い御指示をいただいております
ので、私どものほうとしては早急に両局と合
体して社会福祉施設の整備計画というものをつく
りたいというので目下勉強中でございます。

○小平芳平君 これで大臣にお尋ねして終わりた
いと思ひますが、年次計画ですけれども、道路や住
宅と違つて、厚生省の社会福祉行政はむずかしい
点があると思ひます。それは、ただ住宅を建て

る、道路をつくるようなそうした対象が物でないだけに、やはり対人間の関係であり、また、一番弱い人たちの福祉対策であり、むずかしい点はあろうと思ひますとともに、また、いまの社会保障制度全般にわたつての体制が、ある面では相当進んでいる、ある面では薄弱である、児童手当はゼロであるという面と、単純にいまここので、今年次五カ年計画を立てようというような簡単なことにはいかないかもしれないが、少なくとも国の経済力を裏づけとした、財政を裏づけとした一応のそうした将来の計画というものが必要だと思ひます。特に社会福祉全体として見ても、身体障害者福祉政策というものはやはり貧弱な部類ですね、立ちおくれしている面の一つだと思ひます。したがって、全般にわたる社会保障制度も一つの問題点でありますし、また、今後身体障害者福祉に対する年次計画、ある一つの目標、こういうものを早急に検討する段階ではないかと思ひます。といひますのは、身体障害者福祉について、世論の支持といひますか盛り上がりというものも現状において高まっているということも見がせないと思ひます。したがって、そういう点についても考慮されるべき時期ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 社会保障制度の体系的な計画といふものは、すでに命じてありまして、事務局でやつておりますが、これはややおくれまゝるから、やはり予算折衝の前までにこれを終わるよう急ぎたいと思ひます。なお、また、近ごろ、各行政の第一線である各県の知事さん方と、政党は違ひますが、会つて聞いてみますと、大体の意見というものは、公共投資から社会保障への投資へというふうな意見が非常に強いのでございします。なお、また、世論の高まりもおかげさまで高まつてまいりました。各位の御協力によつて今年度は社会保障制度というものがいかに大事かということが浮き彫りされたと思ひております。したがらば、今年度の予算折衝は、去年は、重点と申しまして、率直に言つて、単にいまま

での予算にふやし方を厚くふやしたところを重点と考へただけであつて、したがつて、実際には努力といひましても何もやつてないじゃないかというお叱りも受ける結果になっていまして、計画に基づきまして、その計画のもとに——私は、国会に各位からいただきまして御意見、それに対する私の答弁を、事務局で総括して整理さしてあります。それを軸にして計画をつくりまして、ただいまのような御意見の方向で財政的の裏づけを考へながら明年度の計画なり折衝を進めたい、こう考へております。

○委員長(山本伊三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、佐野芳雄君、佐田一郎君、植木光教君及び玉置和郎君が委員を辞任され、その補欠として秋山長造君、青田源太郎君、宮崎正雄君及び田村賢作君が選任されました。

○秋山長造君 このいただいた資料の一五ページのところで二、三箇所尋ねますが、すでに今度の福岡の施設を合せて五カ所できるわけですが、この規模は大体どこも同じですか。
○政府委員(今村謙君) これは大体規模は同じで、定員が二百十名で、東京光明寮といふのは、これは一番歴史の古い大きいものでございしますが、ちょうど三百名といふことでございします。

○秋山長造君 東京の光明寮ができて二十年になりますね。この二十年間に、いままであった四カ所、まあ今度五カ所になるわけですが、これらの施設を出た人の累計はどのくらいになりますか。大体のことはわかるんですが、ざつとした数字は。
○政府委員(今村謙君) あんま、はりで二年、それからあんま、はり、きゆうをやりまして五年コースといふことでございまして、今日までにおいて三千六百五十七名、これは四十三年の三月三

十一日現在といふことでございします。
○秋山長造君 これらの人の、さつきちよつとお話が出ておりましたが、出所したあとの手当てといひますか、アフターケアといひますか、追跡調査といひますか、出た人のあとの状況をずっと調査しておられるのですか。
○政府委員(今村謙君) これはあんま、はり、きゆうの学校的なものでございしますので、その同期会とか何とかをつくつて非常に仲よくやつております。その大体の計数は出ております。これで申し上げますと、先ほど申し上げましたように、三千六百五十七名のうち、あんま、マッサージ、指圧師を開業している者が一千九百七名、五〇%、それから施設所に勤めておられる方が一千九百十名で約三〇%、それから病院、療養所、診療所、そういうところに勤務している人方、これが三百二十五人で約九%、それから盲学校の先生をやつておられる方が三十九名で一%、はつきりしないその他全部といふのが二百九十六名、約三〇%、八%、こういうことでございします。

○秋山長造君 そのほか開業しているとか、勤めておられるといふ人は、まあまあいいぐあいにやつておられるのですからけつこうなんですが、その他であつた調査の網に全然かかつてこぬといふのは実態はどういうことになっておるのですか。その三百人の人の行くえといふものはどうなつておるのですか。
○政府委員(今村謙君) それは、申しわけありませんが、その他の中身をとおしてございしますが、病気が何かで仕事につけない、あるいはつかなくともいいいといふような人、あるいは、あんま、はり、きゆうをやめまして、別のたとえば小さい店屋を持つておられるといふふうな人とか、いろいろ雑多におられると思ひます。これも、現況全部を洗い出すとわかると思ひます。

○秋山長造君 それにしても、この下の表で二十三万四千の中で二十年間にあなたのはうで手がけられたのが三千六百人ですから、まあ非常に微々たるもので、先ほどのお話のように、計画的にさ

らに拡充していけるおつもりだろうし、ぜひそうしていただかなければいかぬわけですが、これはどうですか、その視覚障害者の数といふのは、ここには四十三年の調査だけがでておるのですけれども、年次的に見ますと、減つておるのですか、ふえておるのですか。
○政府委員(今村謙君) 視覚障害全般を見ますと、先天性といふのが約一〇%ぐらいございまして、二万四千ぐらいでありますけれども、それはパーセンテージそのものはほとんど変わらない。したがつて、人口増があらまうだけに若干ふえてくるといふふうなことでありまして、それから九〇%の人方については、その後の中途失明といふことでございします。それが二十一万人ぐらいおります。こういうふうな数字になります。これは五年ごとによつておられますが三十年十月には視覚障害者が十七万九千人、それから三十五年に二十万人、四十年に二十三万四千人と、ある程度若干の増加がございします。しかし、これは人口増もありまして、比率から見ますと少しずつふえておるような気がいたしますが、それほど急激な増減といふものはなさそうなきがいたします。

○秋山長造君 もう一つ、身体障害者福祉法の資料の一八ページに身体障害者の表がありますが、この表を見ますと、視覚障害者の場合は、聴覚あるいは肢体不自由者の場合に比べて、成人に対して児童の障害者は非常に少ないですね。この関係から類推しますと、先天性の視覚障害者といふのは将来相当減るのじゃないか、少なくとも先天性のものが非常に減るのではないかと感じます。その点、その点をどう見ておられるかといふこと、それからさつき先天性の障害者は年次別に見てもあまり増減がないといふようなお話だったのですが、この増減がないという線は、医者はこの壁を何とか今日の近代医学によつて破れぬものかどうかといふことでございします。それから中途失明が非常に多いわけですが、中途失明といふのは、けがをするとかあるいは病気をするとか、

どっかであらうと思いますが、その中途失明が、三十年が十七万九千で、四十年が二十三万四千、六万近くふえているわけですね、五万何ぼ。だから、それはまあ中途失明がそれだけふえたというふうに見なければいかぬわけですが、その中途失明の内容というのは、病気でそんなにふえたのか、あるいはけがでふえたのか。それから病気にしても、けがはまあ本人が気をつければある程度防げるわけですが、ソコヒとかなんとかというふうな病気で失明するという者が非常にふえるということに対しては、厚生省として何らかの対策いかんによって中途失明という傾向を少しでも減らしていくという事は不可能なことじゃないんじやないかという感じがするんですが、その二つについて伺いたいと思います。

○政府委員(今村謙君) 最初申し上げました三十年が十七万九千、それから四十年が二十三万四千と申し上げましたが、これは中途失明だけじゃありませんで、先天性も含めたいわけの身体障害者の視力障害でございます。そのときの人口千人対比率を見ますと、三十年では千人について一四・四人、三十五年には一三・七、四十年には一五・七というので、一四から一五の間というふうなかつこうで、若干の微増はあります。そういう状況で、これは調査の技術的にも若干の影響があるかと思いますが、そういうふうなことでござい

ます。それからもう一つは、疾病の問題につきましては、もちろん非常に治療も進んでまいりますが、それから妊娠中毒とかんとかの対策もできておりますので、先天性失明が相当減る、それから中途失明も医学の進歩で相当減らしている、これはまあ医学界でもそれだけの進歩はしているものと私もは見えておりますけれども、必ずしも減っておらない。その辺の状況が、まあ人口がふえているのだから比率が同じなら人数はふえてくるというふうなことで片づけられない問題があるのではないかと、この辺はもう少し医学界のほうともよく連絡してみないと、原因を

ちょっとつかまえておるところでござい

ます。○国務大臣(園田直君) ただいまの問題は、確かに角膜移植の手術ができる段階でござい、それから、相当減らなければならぬ。残念ながら、ことは、これに対する協会をつくってやっておりませんが、私のほうも助成金の予算は組み方はほとんどなかったような状況でございまして、これを予算が終わってからは承りまして、明年度はぜひそういう点をやりたい。なお、また、中途失明を救い得る道は、今日では相当これに対する対策ができるはずでござい、角膜移植をする第一にお医者さんが少のうござい、このお医者さんの養成と、それからその費用の問題、それから中途失明の対策については、明年度は十分考

えていきたいと思ひます。○秋山長造君 いずれにしても、三十年に十七万九千だったのが、四十年に二十三万四千になつていくわけですから、しかも、児童のほうは非常に少ないわけですから、やっぱり成人のほうの失明が十年間に六万近く総数がふえているというところになると思ひます。それからいろいろな医学が発達し、いろいろな技術が発達しているときに、これだけ急激にふえる人口増というものを勘案しても、それにしても相当グラフは上昇傾向だという感じがしますがね。

○政府委員(今村謙君) これは、先生おっしゃいますように、医学的な説明が私のほうでは不十分でござい、もう一つこういう問題がござい、身障法は二十五年に施行になりましたが、二十三年ごろに私にちようど担当の事務官としてこの問題に取り組んでいたのですが、実態調査をやりますと、まあことばは悪いのですけれども、目が見えない、足が悪いという人を調査しますと、言わないわけ。それからいろいろな場合でも、身体障害者は、人前に出るのはいやだというので引込んでおるといふわけ。統計調査は、たしか全部で盲人だけでも十萬切っておったというふうな統計だったと思ひます。それで、三

十年、四十年というふうにだんだん身体障害者対策というもののついて別に身体障害は恥ずかしいのじゃないの、ということ、基礎数字のとり方にもよりますけれども、そういうふうなものがあるの、どんどん出てきたというふうな問題も一つあるの、じゃないかというふうな考え。最近、身障オリンピックと称して国体のあとでやっており、これに身体障害者が堂々と車いすで胸を張って何千人と出てくる。それは、終戦直後あるいは二十年代というのとはなかなかに目に見えて出てこなかったというふうなことに関連してその辺の一般の受け方の問題も影響しておるのじゃないかと思ひますので、この辺はもう少し分析してみたいと思ひます。

○秋山長造君 年次計画で計画的にやっておられるわけですから、必ずしもいままである施設だけで律しられないから、何とも言えぬだろうと思ひますが、視覚障害者の地域的な分布状態というふうな何か特徴的なものがあるかどうか、そういうことを調査されたことはないですか。

○政府委員(今村謙君) これは調査の原票を詳細に分析いたしますと、あるいは出るかも知れませんが、手元に持っておりますのは全国の分析表だけしか持っておりませんので、追って調べまして先生方に申し上げたいと思ひます。

○秋山長造君 そうすると、このいまある施設の所在地と視覚障害者の分布状態と別に関係ないわけですか。順次ふやしていくことは……

○政府委員(今村謙君) これは、申し上げるのを忘れましたが、小学校、中学校、いわゆる盲学校でござい、これが全国で七十三校でござい、収容人員が一万百一人、こういうことでござい、これも各県漏れなくずつと配置ができておる、こういう状況でござい、おそろく、私の感じでは、東京が多いとかどかが多いとか、ことではない、東京が多いとかどかが多いとかいうことではない、数でできるだけ減らす。私どもは、いままでは、数をできるだけ減らすというところが先決だ、これが立地配分は次だ、ということでは、どの地域が重点

という気持ちはいままで持っておらなかったわけ

であります。

○秋山長造君 もう一点だけ。

視覚障害者の年齢構成というのはどういこと

ですか。やっぱり高年齢のほうが多いんですか、

どうなんですか。大体の傾向でいいです。

○政府委員(今村謙君) これは、大勢から申ししますと、一べん視覚障害、全盲になったら、なかなかおりにくいということがありますので、高年齢になるほど累積していくということでは、高年齢で、たとえば二十歳から二十九歳の人九千人、三十歳から三十九歳が一萬五千人、四十歳から四十九歳が三万人というふうになっておりまして、ずっと累積してまいります。

○秋山長造君 そうすると、やっぱり高年齢になるほどグラフが上がっていくわけですね。

○大橋和孝君 私もちょうどお伺いしたいと思ひ

ます。

まず、国立光明寮設置法の沿革について聞かせ

ていただきたい、この法律ができたときの、

○政府委員(今村謙君) これができましたのは、戦前は、東京にありましたのは、傷痍軍人の失明軍人寮というものが昭和十三年からずっと終戦後まで続いていた。ところが、終戦直後に傷痍軍人対策という一切の対策はやめまして、やるならば全国民対象でやらなければならぬ、ということ、昭和二十三年に身障法の制定と並行いたしまして国立光明寮設置法というものをつくって、これは軍人対策ではない、ということを出発したものでござい、それが、塩原、それから神戸、北海道というふうなふえてきたものでござい、

○大橋和孝君 厚生省設置法の二十五条と国立光明寮設置法との関係はどういうふうになってお

りますか。将来はやっぱり厚生省設置法に含めるべきではないかと思ひますが、そういう点は一体ど

ういうふうな考えておるか。それからまた、設置法による厚生省の管轄の施設がほかにありますか、

こういうことについてちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。こうしたものはやっぱり厚生省設置法

の中に含めるべきではないか、こういうふうに思
うんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(今村謙君) これは、本来ならば、厚
生省設置法の中に含めるべきであらうというふう
に私も思っています。その当時の事情を私知って
おりますので、その当分の間は、各省設置
法というものが、それぞれ一体何をどこまで書くべ
きかというふうなことは各省とも手ざぐり中で
あった時代に、しかも、一方には、先ほど申し上
げましたように失明軍人寮というものが官制でで
きておりました。いろいろの附属機関も全部一本
の設置法に書くという体制も確立しておらなかった
ので、省の設置法とは別に一本つくった、こう
いう情勢でございまして、これと似たものが、
若松町の東一病院の隣にあります身体障害者セン
ターの設置法、これも軍行法を持ってあります。
これもほとんど同時期につくられたものでござい
ます。したがって、これは将来は一本に設置
法の中に含まれるべきものではないか、こうい
うふうに思います。

○大橋和孝君 それから全体の訓練体制について
お伺いしたいと思いますが、訓練を必要としてい
る待機者の数は七千三百と聞いておりますが、一
方、受け入れ体制として、右の待機者に応ずるに
は、施設の定員を千三百五十人にする必要がある
ところが、現在の受け入れ体制は、今回の福岡を
含めまして国立がたぶん千四百四十になるのでは
ないか。東京が三百、あとは二百十。そのほかに、
民間の施設として受け入れられる定員が百。中国
が五十、四国が三十、京都が二十。こういうふう
になっておられるわけですから、差し引き百ぐ
らいの不足定員に対する対策は一体どういうふう
にされておられるのか。それからまた、とりわけ施設の
全くない地方、先ほど秋山先生から御質問があり
ましたように、東北ブロックとか畿日本ブロック
あたりのほうの対策はどうするか、この点につ
いて伺っておきたい。

○政府委員(今村謙君) 失明者の中で、この前の
実態調査のときに施設に入れたほうがいいという
判定の上で、本人も入りたいという希望を持って
おるのが四千八人あります。また、御質問のように、
いま現実にはありますのは、国立が福岡も含めまし
て五カ所一千四百四十名、それから民間、公立合
わせて五カ所二百四十名、合わせまして千三百
五十名、こういうことでありますので、三分の一
足らずではないか、こういうことになります。私
どもとしては、国立施設でありまして、そう
五十人定員、百人定員とたくさんつくるわけにも
まいりませんので、将来は、各ブロックのよう
な配置を考へていくと同時に、都道府県
のほうにも働きかけて、まだ五つしかありません
ので、そこのほうもふやしてもらいたい、こう
いうふうに考えております。

○大橋和孝君 せいぜいこれは早くふやして
いただきたい。京都にもありますけれども、二十
ですから、これは非常に数が少ないわけです。
それから、特に施設の拡充ということはどう
入れてもらいたい。

それから今度は盲人の職業開拓についてあり
ますけれども、現在、センターでは、カナタイプ、
点字印刷、養豚とか養鶏、シイタケの栽培などに
ついて試験的にやっておられるという話を聞いて
おります。大阪のライトハウスなんかでは、旋盤と
か木工とかプレスなんか訓練いたしておられ
まして、電話の交換手は盲人がやっておられ、こ
ういふことも聞いております。大阪のライトハウスは、
私、実際に見せてもらってありますが、危険防止の
装置もついておられますので、なかなかよくやっ
ておられるようでありますけれども、これもまだほ
んとどの、何といいますが、やったというだけ
であって、一つも実効があがっていない。しかし、
い着眼でやっておられるわけですから、私は敬意
を表しておるわけですが、こういうことに
対して今後の見通しはどういうふうになってお
るのか。外国なんかでは、いろいろ書物なんかで報
告されておりますが、それはどうなんだ、また、
外国のレベルで考えて日本はどうなんだ、こう
いうことも踏まえて将来の展望を伺っておきたいと
思います。

それから盲学校の教育の中にも取り入れられるべ
きことだと思っておりますが、盲学校の教育
の中にこうした職業開拓訓練の連携体制がつくら
れていくべきじゃないか、こういうふうに思いま
す。こういうようなことについて、第二点として、
どういうふうな将来の対策あるいは展望を持って
おられるか、ちょっと伺いたい。

○政府委員(今村謙君) 第一の点でありますけれ
ども、率直に申し上げまして盲人は、あんな
はり、きゆうというふうな、日銭の入る、生活の
すぐに安定するといふふうなものがありますだけ
に、日本はそれに比べて下がり過ぎるのではない
か、というふうな感じがいたします。イギリスあたり
の例を見ますと、電話交換、機械操作、組立検査
といふふうなもの、それからマッサージなんかは
ごく一部分でございまして、それで、教師とか牧師、
弁護士、タイピスト、速記、それから織物、編み
物、ピアノの調律師とかといふふうな技術的な
ものにどんどん進んでおられるという点で、日本の
点における立ちおくれというところは痛感いたして
おります。現に、国立の施設につきましても、あ
んな、はり、きゆうのいわゆる教育機関というこ
とで能事足りるというわけではありませぬけれど
も、ほとんどがそういうことだけにどまってお
ったというところで、今後、私もどしどし
は、そういう教育系統のほかに、新職業開発部門
というふうな組織を早急に作りまして人を入れ
まして研究開発をやっていくたい、こういうふう
に考えます。ただ、ライトハウスでやりました
ように、アメリカなどでは、科学者でもあり心理
学者でもある優秀な専門の人々がいて海外盲人福
祉協会のジューマン博士であるとか、私も二、
三回会いましたが、それほどの知識を持ち、機械
をどんどん改良してすぐ使えるといふふうな知識
を持ち、社会福祉に貢献を持ち、リンクを持った
人が非常に少ない。その人をどういふふうに入れ
るかということが今後の問題じゃないかという
ふうに考えます。これは、今後大いに努力したい
と思っております。

○大橋和孝君 その次には、聴力言語障害児の対
策について少し伺ってみたいと思います。国立の
ものといいたしましては、東京にセンターが一つあ
るだけで、聴覚障害児は二万五千人ぐらいいい
る、十八歳以上の者を合わせますと、二十二万九
千になるといわれております。ろうあ学校への就
学率は七〇%であるという報告を聞いております
から、三〇%の七千五百人の子どもは学校教育を
受けていない、こういうことになるわけであり
ます。それから言語障害児の訓練は就学年齢以前に
やらないとおそきに失するといわれておられる
わけですから、こうした教育制度といふ
わけでありまして、医師は訓練にまで手が回りま
せんの、S.T.の養成計画、こういうふうなもの
が必要になってくる、こういうことになるわけであ
ります。これにつきましましては、文部省の対策もあ
わせて、どういふふうなこれは組んでおられるの
か。文部省もおそらくいろいろやっておられるの
か。文部省の報告の中でも見ておられますが、まず厚生
省のほうではこういうふうなものに対しての対策
というのには非常に大事じゃないかと思うのです。
これが非常に手薄になっている。こういう点もあ
わせて聞いておきたいと思っております。

○政府委員(今村謙君) 御指摘のように、大きく
見ますと、いろんな実態調査がありますけれども
も、数年前でありますか、アメリカの白亜館会議
で言語障害の国際会議がありました。そのとき
に、総人口の〇・五%ぐらいいはどの国でもある
のではないかと、こういう議論があったそうであ
りますけれども、その計算でまいりますと、日本
でも四十五万ぐらいいあるのじゃないか、こうい
うことでございまして。しかし、現実には、身体障害者
の身障手帳をもち、来ているのは二万八千とか三万とい
う数字でございまして、これはおもにどもりのこと
であります。言語障害は、聴覚、言語障害両方
で二十万人といふふうなことであります。

れにつきましては、アメリカあたりでは、二百以上の大学で言語治療養成課程というふうなものがあ
りまして、一九六〇年の調査でありますけれども、
約一万人が言語治療養成課程修了の資格者という
ことであります。障害児の三四％がそういう非
常に根気のよい教育を受けておるといふ状況であ
ります。ところが、日本の場合におきましては、
文部省で、ろう学校が百一校、一万八千人といふこ
とで、これはそれなりのいろいろの努力をしてお
られるわけですが、そのほか、この対象
にならないような、いわゆる吃音とか、中程度以
下の軽い言語障害というのが相当放置されてお
ります。それが養護学校あたりへ参る場合もありま
すけれども、その点の力も入れるようにしなければ
ならぬ。国で持っておりまするあのような聴力言
語障害センター、颯田先生が所長でありますけれ
ども、ここにそういう言語障害治療のいわゆる教
育研修の機関をつくりたいというふうに私も考
えております。それから文部省は文部省で直接の
機関を持っておりますので、各大学のそういう部
門にしかるべき先生を委託学生といふことで相当
数出してあります。その辺、文部と組みまして、
言語障害の治療対策あるいはその先生の養成とい
うことに進んでまいりたい、こういうふうにか
考えております。

○大橋和孝君 同時に、今度は、盲人の勉強対策
であります。文部省にもあとで聞かなければほ
んとはいけません。現在、大学の
の教科書には点字のものがない、あるいはまた、
点字を公文書の中に取り入れていないので、答案
を点字で書く道がない。これが高等学校であ
るいは大学の教育につながるに大きな壁になっ
ていないか。ですから、こういうことか
らいえば、盲人の人たちの進み得るところのい
ろんな勉強機関に点字とかそういうためのものが大
きく入れられない限り、教育の機会均等とか、あ
るいはまた一つは憲法違反にもなるわけでありま
すから、こういう観点からも、教育の問題に對し
てひとつ大きくこころで——もうおそきに失す

くらいでありませうけれども、大きくこれに對
して取り組んでもらわなければいかぬのじゃない
かと思うのですが、その点を……
○政府委員(今村謙君) その点、実は、文部省に
ほとんどまかせっきりというふうなことでやってお
りまして、私も十分でございます。今後、
文部省ともよく連絡をとりたいと思つてます。
○大橋和孝君 特にこれは重大な問題であります
し、要望もきつと思つてますので、厚生省のほう
でも相当真剣に取り組んで、こうした寮をつくら
れたらどうかするときは、そういうことをもう
少し含めていろいろな施設を考えてもらう。ある
いはまた、そういうところで教育を受けてもら
うといふことで真剣に取り組んでもらわないとい
けない。文部省だけにやっておきましたのでは、そ
ういふ人たちがその文部省の学校のワクの中には
入っておりにくい条件もありますから、今度何か
こういうものを設置してもらつた場合には、
特にそういうものを考えて、こういうものの中に
は必ずそういう学校もあるのだといふことであれ
ば、そこらにも特に優秀なその方面の人を送つて、
あるいはまた大学に行つてそういうふうな講義も
受けに行けるといふくらいに連絡をとつていた
きたい、こういうふうに思つてます。

それから盲人も含んだところの障害者に対する
社会適応訓練といふものを考えてまいる必要があ
るのではないかと、特に盲人の場合はそういうこと
が言えると思つておりますが、外国では、職業
訓練に入る前の段階において、その生活態度ある
いは心がまえを含む社会適応訓練を相当きびしく
やっていると、いろいろな報告を読んだことがある
のでございまして、こういうようなことで、外国
では、職業訓練をする前に社会適応訓練というも
のに相当重きを置いておるに思ふのであります
が、日本では、こういうような基礎的な研究体
制もない、あるいはまた、そういうふうな受け
入れ体制もないわけでありまして、こういうこ
とに對して特に配慮してもらいたい。それからま
た、指導者の養成、特に先ほど申しましたよう
な、そういう訓練をする人の指導者ももちろんで
ありますけれども、こういうふうな社会適応訓練
に對しても、心理学的に、あるいはまたいろいろ
高いレベルで指導するような指導者も必要だと思
うのであります。そういうふうな一貫したものが
ないといふところの充実をはかれないと思
いますので、この点を要望すると同時に、ことに
今度は大臣のほうにお願いしますが、熱心にこ
ういふようなことを考えてやつてもらつてゐるわけ
でありますから、こういうことを教育の面あるい
はまたそういうふうなままでおさりになつて
おつた社会適応訓練の面、あるいはまたそういう
ことをする指導者、こういうことにまで発展をし
て、系統的な方法を考へていただきたい、そうい
うことに對して大臣から……
○國務大臣(國田直吉) 教育の問題については、
文部省とも十分折衝して御指摘の方向にいきたい
と考へております。

なおまた、訓練につきましては、さらに検討し
て、一期、二期、三期に分けて、社会復帰のため
の、特に盲人及び視覚障害者には、歩行から始
まつて、社会のための訓練から、もう一ぺん計画
等も検討していきたいと思つてます。
○秋山長造君 さつき、盲学校が全部で七十三校
あつて、収容人員が一万百一人だと、こうおつ
ちやつた。これは、一八ページの視覚障害者の欄の
児童九千人という数字が出てゐる、これとはどう
いう関係になるのですか。
○政府委員(今村謙君) 実は、一番痛のところを
言われましたが、私も、この統計表の
ときに、全国の世帯調査を区分してサンプリン
グをするときに、子供のことでからというので親
が言わなかったのか、何かのミスで、実際は九千
人であるはずがないと思つておりますけれども、
その集計しました結果がこうなるものですから、
もっと多いと思つて、これは申しわけございま
せん。
○秋山長造君 どうも、視覚障害者の児童の数より
も盲学校の生徒の数が多いのだから、ちよつとおか
しいと思ふ。ところが、聴覚障害のほうは、二万
五千人の中でろう学校へ収容された者が一万八千
人だから、これは常識的に考へてそこらかと思
うけれども、そうすると、つんばのほうは親が隠さ
ずに言つて、めくらのほうは隠すんですか。
○政府委員(今村謙君) 実は、この調査の場合で
も、一人一人全部医師が立ち会つて、いわゆる視
力判定までやつておられますので、その辺、親の
欲目というやつもあつたり、いろいろあるわけ
でございます。ただし、この九千といふのは、私
自分でつくつておきながら納得できないというの
はおかしうございまして、これは申しわ
けございませぬ。
○秋山長造君 それは、日本の最高の権威です
から、あなたのほうは、その最高権威者がつくる
数字としては、どうも盲学校の生徒数はちよつと
おかしいですな。まあしょうがないでしょう。
それからついでといふか、こういう機会がない
からちよつと尋ねるのですけれども、視覚障
害者の人口比率を國際的に比較してどうなんです
か。まあ先進國、後進國、中進國、いろいろある
でしょうけれども、日本なんかと同じレベルの文
明國、先進諸國と比べて、一体、人口比率とい
うものはどの程度なんですか。大体でよろしいです
傾向を……
○政府委員(今村謙君) 個々のデータを分析して
おりませんので……
○秋山長造君 特に日本と欧米を比べて……
○政府委員(今村謙君) いろいろ視覚障害者の研
究報告といふのはありますけれども、各年次もば
らばらでありまして、どうもはつきりいたしてお
りません。もう少し研究をさしていただきたいと
思つてます。
○秋山長造君 大体のことではいいんです。欧米
に比べて日本は多いとか、日本のほうが少ないと
か、そういうことでいいんです。
○政府委員(今村謙君) これも日本盲人福祉委員
会といふところのいろいろデータを集めたのであ
りまして、必ずしもはつきりしない点があります

けれども、日本で言えば、人口一〇〇万に対して二
三七人。ところが、フィリピンでは人口一〇〇万に
対して四一六人、それから韓国では二〇〇人……
○秋山長造君 いや、そういうところじゃなし
に、欧米の……

○政府委員(今村謙君) それからスウェーデンが
人口一〇〇万について七三人、フィンランドが一〇
〇人、イギリスが二〇七名、それから西ドイツが
七〇名というのでありますので、基準がばらばら
になっているのであります。

○秋山長造君 アメリカ、フランスあたりは。

○政府委員(今村謙君) 北アメリカが一九八で、
イギリスと大体とんとんぐらいです。

○秋山長造君 そうすると、日本は文明国として
は少ないほうじゃないですね。どっちかといえば
多いほうですね、いまの感じから言って。これは
大いに厚生省のほうでがんばってもらわないとい
けませんね。

もう一つ、この機会ですから、これは厚生大臣
にお尋ねとそれから希望を申し上げたいのです
が、近視の問題ですね。これはワクに入らぬので
すけれども、おとなの近視も問題ですが、児童の
近視が加速的にふえつつあるという事態です
ね。これはもちろん文部省があずかつて、文部省
の体育局あたりでおっかけ手当てはしておられ
るようだけれども、学校で年に一回学年始めに身
体検査をやつて、そのときにごく初歩的な検眼を
やつて、それでも翌年の春まで何もせぬわけ
です。その一年の間に、子供の近視は、仮性近視も
含めたら、ぐんぐん進む。だから、ここの春の
身体検査の検眼でたとえば視力が一・五であるか
らというて、一年たつた来年の春の身体検査のとき
に一・五であるとは言えぬ。来年一年たつた後
には、今度は〇・一とか〇・二とかになっている子
供が多いと思うんです。毎日検眼ばかりやつてい
るわけにいかぬでしょうけれども、この事態とい
うのは、ただ文部省の受け持ちとか厚生省の受け
持ちとかいうことじゃなしに、広く国民全体の体
力向上というか、保健の向上というか、そういう

面から考えて私はゆゆしい問題だと思つて
眼鏡でちょっと間に合うものですか、目が悪く
なれば眼鏡をかければいいじゃないかというふう
に安易に考えやすいけれども、私はそうはいかぬ
のじゃないかと思つて、児童の近視という
のが非常にふえている、交通事故よりもっと急激
にふえていると思つて、この事態に對し
て、厚生大臣、何かお考えがあったら……

○国務大臣(園田直君) 盲人、視覚障害者の調査
でお叱りを受けましたが、その他の調査も十分注
意をいたします。近視のほうはこれはもう日本が
断然多いので、眼鏡をかけた方がここにもおられ
ますが、これは生活環境から指導していくことで
ございまして、それから二番目には、いまおつ
しゃいましたように、検眼の際に直ちに適切な処
置をすれば、児童の中にはなおる人も相当あるわ
けでありますから、この点は、これも文部省、総
理府、私と三カ所に分かれておりますから、一
べん閣僚懇談会の議題に出してこれに対する具
体的な検討をいたすことにいたします。

○秋山長造君 私は、この問題は、文教委員会でも
何回となく繰り返してお尋ねもし、お願いもして
きたわけですが、私も、私が文教委員会のつど
少々言つたくらいのことでは、大きな問題です
から、とても届きも何もしないのですけれども、こ
れは厚生大臣なら厚生大臣というものが閣議あた
りでこの問題を大きな問題として持ち出して、国
家的な大問題、民族的な大問題として何かこう打
ち出してくださったら、これはまた非常に響くと
思ふんですが、これを十分研究していただい
て、至急に厚生大臣としての大きな政策を打ち出
していただかせんか。

○国務大臣(園田直君) この場の答弁ではなく
て、必ず資料を集めまして閣議で発言をして問題
を提起して、それに対する具体的な今後研究をい
たします。

○大橋和孝君 いま話がありましたから、私はも
う一つそこへ加えていただきたい。これは要望だ
けで、あと答弁は要りませんけれども、斜視とい

うのがありますね、あれは訓練等をずっと続けて
やればなおるわけですが、斜視からくる弱視です。
これはいまもう眼科のほうでは非常に盛んにやっ
ておりますけれども、手数がかかる。ところが、医
者が直接やらぬでも、医者が監督してやれば、そ
ういう技能士ができればいいわけですから、そ
ういうものの養成をやつてくれというところは、おそ
らく厚生省へどんどんと要望が来ているはずで
す、眼科のほうから。これも、いま秋山先生のおつ
しゃつたように、なかなか出ていかないわけだ
から、そういう訓練をする者の身分確定をしても
らうということと同時にやつていただきたい、こ
れを一つお願いしておきまして、御答弁は要りま
せん。

○国務大臣(園田直君) 斜視の訓練のことは私も
経験しておりますし、それからいまおつしゃいま
した近視も、年齢の関係があるかも知れませんが、
が、相当に訓練によつて矯正もできるし、ドイツ
では「あなたの近視はなおる」という本も出てい
ることもありますから、これも十分研究いたし
ます。

○委員長(山本伊三郎君) 委員の異動について御
報告いたします。
ただいま、丸茂重貞君が委員を辞任され、その
補欠として北島教真君が委員に選任されました。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなけれ
ば、両案に対する質疑は尽きたものと認めて御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め
ます。

それでは、これより両案に対する討論に入りま
す。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述
べを願います。——別に御意見もないようですか
ら、討論は終局したものと認めて御異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め
ます。

それでは、これより採決に入ります。
まず、身体障害者福祉法の一部を改正する法律
案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願
います。

「賛成者挙手」
○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可
決すべきものと決定いたしました。
次に、国立光明寮設置法の一部を改正する法律
案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願
います。

「賛成者挙手」
○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可
決すべきものと決定いたしました。
なお、両案についての本院規則第七十二條によ
り議長に提出すべき報告書の作成につきまして
は、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認
め、さよう決定いたします。
午後六時三十分まで休憩いたします。
午後五時二十二分休憩

午後六時五十四分開会
○委員長(山本伊三郎君) これより、休憩前に引
き続き、社会労働委員会を再開いたします。
ただいま本院に送付されてまいりました衆議院
社会労働委員長提出の理容師法及び美容師法の一
部を改正する法律案を議題といたします。
まず、提出者衆議院社会労働委員長代理理事橋
本龍太郎君から提案理由の説明を聴取いたしま
す。橋本君。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) たいだいま議題となりましき理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案の提案理由を申し述べます。

近年、わが国の消費生活水準の高まりは目ざましいものがありまして、理美容業もまた保健衛生の向上とともに高度な理論と知識を必要とするようになってまいりました。このため、これら理美容所の経営には、相当な業務経験と知識を有する管理に当たる者を必要といたしておりますので、本案は、管理者制度を新たに設けようとするものであります。

そのおもな内容は、第一に、常時二人以上の理美容師が従事する理美容所の開設者は、その理美容所に、免許を受けた後三年以上業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者を管理者として置かなければならないものとすること。そして、この管理者を、以下管理理美容師と名づけております。

第二に、管理理美容師の氏名等については届け出を要するものとすること。

第三に、経過措置として、理美容所に置かなければならない管理理美容師は、昭和四十六年十二月三十一日までは、理美容師の資格のみで足りることなどでございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本伊三郎君) これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

——別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。國田厚生大臣。

○國務大臣(國田直君) たいだいま議題となりましき原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、昭和三十三年に制定された原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、医療の給付、健康診断等を行ない、その健康の保持及び向上をはかってまいったのであります。原子爆弾の被害作用の影響を受けた者の中には、身体的、精神的、経済的あるいは社会的に生活能力が劣っている者や、現に疾病に罹患しているため他の一般国民には見られない特別の支出を余儀なくされている者など、特別の状態に置かれている者が数多く見られるところであり

ます。従って、これら特別の状態に置かれている被爆者に対する施策としては、医療の給付等の健康面に着目した対策のみでは十分ではなく、これらの被爆者に対して、その特別の需要を満たし、生活の安定をはかることが必要であると存じます。このことにつきましては、昭和三十九年に行なわれました衆参両議院の決議、その他関連法律の制定の際の附帯決議等におきましても強い要望のあったところであります。政府といたしまして、昭和四十年において被爆者の実態調査を実施するなど、被爆者対策の総合的な改善について慎重に検討を進めてまいったのであります。このほどようやくその成果を得、ここに原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を提案することといたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の被害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であつて、その認定にかかる負傷または疾病の状態にある者に対し、月額一萬円の特別手当を支給することといたしております。

第二に、特別被爆者、すなわち原子爆弾の放射線を多量に浴びたと認められる者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の原子爆弾の影響との関連が想定される障害を伴う疾病にかかつている六十五歳以上の者、一定の身体上の障害がある者または母子世帯の母もしくはこれに準ずる者に対し、月額三千元の健康管理手当を支給することといたしております。

第三に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の被害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であつて、同法による医療の給付を受けている者に対し、従来、同法により医療手当を支給していたのであります。これをこの法律に移行させることといたしております。

第四に、特別被爆者であつて、一定の精神上または

は身体上の障害により介護を要する状態にあり、介護に要する費用を支出している者に対し、介護手当を支給することといたしております。

第五に、国は、特別手当、健康管理手当及び医療手当にかかる事務の処理及びその支給に要する費用を交付することとし、また、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、その事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担することといたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本伊三郎君) これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○大橋和幸君 まず、第一番目に、この立法の精神と法律の名称的なことについて少しあれしたいと思ふのであります。軍人、軍属、軍車属、公務員につきましては、国家補償の立場から援護措置がなされておるのであります。その根拠とされるところは、どういふところにあるかと申しますと、国との間に特別の契約関係があったということ、その結果本人の自由意思による行動をとることができなかつたということ、こゝういふようなことにあるのだらうと思ふわけであります。ところが、一方、原爆が落とされた当時の被爆者について見ますならば、勝手に市の地域を離れることが許されなかつたわけでありまして、同時に、また、一発の原爆投下によりまして一瞬にして全地域が壊滅したというところは、戦地と同視してよいような状態にあった。こゝういふふなことをかみ合わせて考えてみたならば、国家補償の立場をとる根拠が先ほどの場合とよく似かよつていて、こゝういふうに考えられるわけでありまして、政府は、原爆被害者に対しては、国家補償的な援護措置をとることにつきまして、一般の戦争犠牲者との均衡をとおそれるようでありまして、全地域が戦地と同様の状態となつたという事情はほかにはないのであります。また、国民感情から言ひましても、原

爆被爆者に對しましては特別の同情を持つてゐるわけでありまして、この際に国家補償の見地に立つた援護法に踏み切つてよいのではないかと、このように私は考へるわけでありまして。特にいろいろこの状態を見ましても、総力、戦体制の状態、あるいはまたサンフランシスコ条約による日本国家の対米賠償請求権の放棄、あるいはまた戦後の十二年間に及んでほつてあつたということ、あるいは原爆判決、あるいは両院の決議、いろいろなことを考へまして、私は、あわせてこの法の精神からして、被爆者の援護法に踏み切るべき時期ではないか、かういふように考へるわけでありまして、この点についてお考えを承つておきます。

○政府委員(村中俊明君) 今回提案いたしました原爆の特別措置法につきましては立法の根拠と申しますか、その点につきましては御指摘がございましたが、私も、先ほど来お話しのように、社会保障という観点から今回の措置を考へてゐるわけでございます。援護措置を考へませんでした理由としては、これも御指摘の中にございまして、国との間に雇用関係がない、あるいは、軍人、軍属の援護的な諸法規との関連からまぎらわしいというふうな判断に立つて、原爆医療法から一歩前進をした特別措置法の立法を考へたわけでございます。

○大橋和孝君 特別措置法に踏み切つたと言ふのでありますけれども、いま私が指摘したように、その関係があまりであると言ふけれども、実際問題として被爆地におつた人は逃げるわけにいかなくなつたのであるから、一瞬にしてそういうふうになつてしまつておる。そういう国民的な感情もあるとすれば、もういつまでも特別措置だとか何とか言わないで、国が責任を持つてこれを援護するといふ援護的な援護法として踏み切るべきではないか、かういふふうに思ふわけでありまして、局長はそんなことの経過しか言つていないが、大臣のほうでそういうことに踏み切るべきではないかと思ふのですが、大臣のお考えを聞かしていただきます。

○国務大臣(國田直君) 戦争被害者の他の均衡、あるいは事務的な問題もありますが、原爆といふものを初めて人類の中で受けた被害者であつて、これは特別な被害者である等の観点、それからその被害につきましても、子供まで及ぶのか、あるいは二世、三世まで及ぶのか、実際はまた今後の経過を見なければわからないわけでありまして。したがしまして、衆参両方の決議や附帯決議等の趣旨等もございまして、できれば理想としては御指摘のとおりであると思へるけれども、ただいまお願いしました法律案では、ごらんのとおり、医療面から医療を強化して援護のほうに踏み出すと一歩を出した程度の内容のものでございまして、この際は措置法という名目を使つたものと、私は考へております。

○大橋和孝君 その点、まず医療面を強化したいといふことは、いま御説明のとおりでよくわかりましたが、もう一歩を進めて、今後そういうふうな方向へ進めたいといたために大いに努力をしてもらいたいと思ひますので、その点について聞かせていただきます。

○国務大臣(國田直君) これは、本会議その他でも答弁いたしました審議會の問題も関連がございまして、そこで、原爆医療法に基づく審議會をたてまつつておるわけでございますが、これは答弁いたしましたとおりその後事務局に命じて関係各省とも積極的に検討を進めておるわけでございますが、各関係省とも相談をして、なるべく早い時期にそちらのほうへ踏み切れるように私も考へております。

○大橋和孝君 どうかひとつその方向に早くひとつ転換をしてもらいたい、かういふふうに思ひます。同時に、今度は、現行の医療審議會でいまやつておるわけでありまして、これは原爆被爆者援護審議會といふものに切りかえてもらいたい、かういふふうな考へのもとに質問をさしていただくわけでありまして、厚生大臣の御答弁の中に、これは衆議院の三月十三日の予算の第三分科会であ

りましたか、そこらの答弁の中には、被爆者対策は医療から総合的なものへ飛躍実施にあたりまして、各方面、学識経験者の意見を聞く必要もあり、いまの医療審議會を改組したらよいのか、あらためて援護の關係の審議會をつくつたらよいのか、かういふ点で十分検討をしてから相談を進めていきたいという厚生大臣の答弁もございまして。あるいはまた、四月十二日の参議院本会議の中村順造議員に對して、同じような趣旨の答弁がございまして、それからまた、四十二年の七月十一日には、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律に對する附帯決議の中でも、「原爆被爆者援護について、既に昭和三十一年衆参両院において「原爆被爆者援護強化に関する決議」がなされてゐることに、政府は、すみやかに、原爆被爆者援護に關する法的措置を促進するため、関係省を含む特別の審議會を設置して、両院決議の実現をはかること」といふ決議もなされてゐるわけでありまして、そういう観点からして、私は、いま申しましたように、この審議會をもう少し被爆者のほうからいろいろ意見を反映したところの審議會のほうに一歩前進をしてもつたらどうかと考へておるわけでありまして、ここに、そういうことではなけれども審議の過程におきましてもより十分な成果をおさめられたい、かういふふうに思ひまして、この点について考へ方を聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(國田直君) 各種の決議、及び私が本會議、委員会で答弁した考へ方は、いまも変わりはございませぬ。事務局に検討を命じて、事務局は関係各省と積極的に詰めるようにたていま検討中でございます。

○大橋和孝君 それから次に認定の制度の問題であります。これを再検討していただきたいと思つて質問をさしていただきました。特別手当、医療手当といふものを見ますと、これは合計で一万円と五千円でありまして、これは認定をされた分になるわけでありまして、これが関連が考へられて、特別被爆者になりますと、七つの病氣

が規定され、それが老齢だとか母子家庭だとか身体障害者だとかいふことを附加して三千円と、かういふふうになつておるわけでありまして、この間の認定の状態が大きな格差をつくつておる。かういふところに大きな問題があるわけでありまして、この認定といふものに対してもう少し十分再検討をしてもらつて、そういうふうな格差のないように、また、ことにかういふふうな病氣、疾病が起つた場合には、非常になおりにくいような状態になるとかいろいろ特別な状態がこゝで起つてゐるわけでありまして、かういふふうな格差があつてからでございまして、しかも、介護手当といふことになつてまいりまして、こゝらの認定を受けられない人がかなりあつてはかの病氣になつて、たとえば血液の病氣そのほかのいろいろ疾病にかかりやすいとか、かゝつたならばなかなかの作用によつて大きなハンディキャップを受けてゐる。これは、結局、認定された者とあつたら病氣になつた場合にはあまり違いがない、同じような苦しい状態に置かれてゐるという観点から考へますと、この認定基準といふものを一べん考へ直すなければならぬ時期じゃないか、かういふふうな思ふわけでありまして、早急にこゝういふものも考へ直すといふような形で私も考へておるわけでありまして、その点はいかがでございますか。

○政府委員(村中俊明君) 認定患者の認定の方法についてのお尋ねでございますが、現在、認定いたす方法といたしましては、御承知のとおり、原爆医療法の中にございまして、先ほど来のお話の医療審議會で認定をいたしております。この審議會の認定は、純粹に、専門的な学者が、出てまいりました書類について医学的な検討を加えて処理をいたしてあります。間々この認定の方法が少しきつ過ぎるのじやないかといふふうな意見も私自身も聞くのでございまして、現実に法制定以来今日まで、九五%が申請をいたしまして認定されてゐるわけでございます。これは必ずしもきつ過ぎると

いうことではないと考えております。

なお、認定につきましては、これが原爆に起因しないというふうな明確な医学的な判断が出た場合にはこれを却下いたしますが、その判定の中に、何と申しますか、なかなかいまの医学的な判断では判断しかねるというふうなものの申請については、できるだけ認定するような形で処理されておるわけでございます。

なお、この認定につきましては、医学的な研究なりあるいは臨床的な経験の積み重ねによって今後いろいろ改善されていく要素も多分に持っているわけでございますけれども、ただいま申し上げましたようなことで、基準があつてその基準にはまるかはまらないかということではなくて、個々の患者についての認定をいたしているわけでございます。

○大橋和孝君 いまあなたのおっしゃったように、原爆の傷害作用の起因ということで認定をして、また、それはその認定基準があつて、審議会専門の者が認定をするんだと、こういうことでありますけれども、いま私が話したように、放射能なんかに起因してそれが原子爆弾と関連が想定されるというものがいわゆる特爆になつてゐるわけですが、こういうようなことから考えて、認定されたものと認定されていないものとは、いまも申し上げたように、大きな差がある。こういうようなことから考えてみますと、やっぱりこれはaに近づける——初めに言つたいわゆる認定されたものがaとするならば、bのほうは放射能を受けておるといふことだけで特爆のものと考えますと、その差は区別がつかないわけであるし、あるいはまた、そこでもいろいろな基準によつてそれが制定されたにしても、その結果から言へば、なかなかおらない、あるいはほかの病氣も併発しやすい。こういうふうな状態になつてしまつた病氣のその状態におきましては、前の場合もこつちの場合も差がないんです。しかし、認定された場合にはそういう格差が出てきてゐる、こういう矛盾がある、こういうものはどうしても矛盾がないようにしなければ

ばならぬわけですから、認定の基準というものを考え直して、もう少し幅を広げて、実際いま長く日にちが経過してゐる現在では、それで困つてゐる人のほうがむしろ苦しさが多いという場合もあるわけでありまして、そういう点について特にいま差別的根拠がないとむしろ断ずるほうが正しいのではないかと。こういう意味において、認定制度というものは問題があるわけですから、そのらのことについては十分配慮をして、不十分な点はさらに検討して、その範囲については研究するということも厚生大臣が前にも言つておられるわけで、現行の被爆者の認定制度は、放射線医学会の専門家等の学識経験者にもいろいろ審議会で見聞しておられるけれども、やはりこの作用が原因が不明なそういう年限が来ておる場合については、厚生大臣も、不十分な点があるならばさらに検討して、その範囲については研究してみたいという言明をしていらつしやるのですから、どうかひとつこの認定については十分配慮してもらいたい、こういうことでございまして、大臣のほうからも配慮の方向を示していただきたい。

○国務大臣(園田直君) これは、いま申し上げましたとおり、もっぱら医学的判断によつて個々に決定しているわけで、いわゆる審査の基準というものはないわけでございまして、したがって、私のほうからも審議会のほうに出まして、ただいまの御指摘のような意見は述べて、その方向に十分検討してもらいたい。

なお、また、原爆症というものは特別にないわけでありまして、原爆における影響、それが時間の経過でどうなるか、あるいは医学的な研究も相当変わつておるはずでありますから、これについてはやはり検討するのが当然であると考えております。

したのであります。これを考えてみますと、特別措置対象者数は、厚生省の積算を見てみますと、特別手当が三千五百六十四人、医療手当が四百三十七人、健康管理手当が一万五千八百五十二人、介護手当は特定疾患を認定した患者だけが二千八百四十二人、合計二万二千六百五十九人だけと報告されております。

被爆者の中には、現に疾病でなくとも、被爆のために労働力を阻害されて正常な社会生活を営むことができないような者や、あるいは、原爆によつて家族と死別してしまつたために、いわゆる原爆孤老といひますか、不遇な生活を送つてゐるような人もまだ多数あります。このような被爆者に対しましては、何ら援護措置が講ぜられていないのは不都合のように思つておりますが、こういうようなものも範囲を拡大して援護措置の中の対象にしてもらつたらいいと思つております。そういう点をお伺いいたします。

○政府委員(村中俊明君) 被爆者の一〇%弱の数に今回の特別措置法の適用を受ける対象となるわけでございますが、この対象が選定された経緯をいたしましては、御承知のとおり、被爆者の健康診断から出発し、健康的に被爆による影響があつて、それが陰に陽に影響しながら生活環境なりあるいは経済的な事情なりが悪い方向へ追いやられるという方々に対する健康の面、福祉の面の手当であるわけでございまして、私どもも、今回の特別措置の内容がこれで将来ともいいと、完全であるといふふうには判断いたしておりますが、現時点では一応被爆者に対する福祉の面の措置はこの程度でよからうというふうな判断をいたしましたわけでございます。

なお、御指摘のように、被爆者の疾病の対象を広げる、あるいは手当の額の増の問題、こういうふうなことは、将来の問題としては検討をしていきたいと、こう考えるわけでございまして。

○大橋和孝君 厚生省では、生活保護世帯が受ける特別手当については一万円全額を収入として認定することとし、他方、生活保護に放射線障害者

加算として五千円を加算することに考えておるといふことでありますが、そうでありますでしょうか、これについてもちよつと聞かしておいていただきたい。

そうすると、特別手当受給者については、一万円支給されるべきものが、生活保護世帯の場合は実質五千円の支給となると、こういうようなこともあり得るわけでありますし、また、健康管理手当は三千円であるから、放射線障害者加算五千円の中に入ることになつてしまつて、実質的には全額支給となる。これは二つの面で少しおかしいという点もあるわけでありますが、その点はどういうふうでございましょうか。

それからまた、今回の特別措置法による手当は、放射能を浴びたところのことによつて特別の健康状態に置かれてゐる認定被爆者と、特定の病氣にかかつておる者の医療、健康管理に伴うところの特別の需要を満たすために支給されるものであります。それによつて、他方、生活保護は、一般の生活需要についてその最低限を確保するものである。したがつて、この二つは、もとより異なる次元の需要に対応するものであります。特別措置による手当の一部が生活保護適用上の収入に認定されて保護費から差し引かれるようなことになると、被爆者はその部分だけが一般の人に認められておる生活需要がほかの人よりは少なく見られるといふことになつておかしいと思つてますが、そういう点はどういうものでございましょうか。

それからまた、その必要性が最も高い特別手当受給者の方が、健康管理手当受給者に比べまして不利に取り扱われることになるのでは、特別措置の意義が没却されるのではないかと、こういう点も考えられますので、この点についてもお聞かせを願つておきたい。

○政府委員(今村謙君) お答え申し上げます。ただいまの御質問、私もその調整に苦慮しておるところでありまして、先生御承知のように、生活保護は、一定の生活水準というものを国が保障する。いわゆる最低限度の生活というものをき

めまして、その施行に条件がありまして、資力、あらゆる財産、金銭、あるいは働ける人は働くと
いうことでそれを充当し、なおかつ足りない部分を
を国なり県なりが生活保護法に基づいて保護費を
支給する、こういうたてまえになっておりますの
で、特別手当につきましては、これはいろいろな
意味もございまして、生活費にも充当され
る月々一万円という金があるというふうなもので
ありますので、たてまえ上は収入認定はどうして
もせざるを得ないという状況でございます。た
だ、問題は、この法案によりまして考えられてお
ります中に、そういう特殊な状況下にある人々が
ある程度養育の問題とかあるいは医薬品の問題と
かいうふうな特別な需要の部分があり得るとい
うことで、収入は認定せざるを得ないけれども、別
個に放射線の障害によって特別な需要があるとい
うふうに見まして、その加算制度をつくりたい
とおると、こういうふうな状況でございます。それ
から医療手当、これは、現在までも、特別の需要
であつて、生活費ではないのだというところで、今
度は五千元で金額はだいぶ上がったが、これは
従来どおりいわゆる生活費に充当される部分で
はない、こういうふうに見ておりますので、収入
認定はしない。それから健康管理手当も新設であ
ります、これは医療手当と同じような性格のも
のである、特殊な需要に基づくものである、こ
ういふふうにして、これも収入認定にはしない。こ
ういふふうな方向で、特別手当にしましては放
射線障害の特別の加算制度というふうなものを今
後この法の施行になりますまでに固めてまいりた
い、こういうふうな気持ちでおります。

○大橋和孝君 私はいまのお話には多少疑義があ
るわけですが、特に「健康の保持及び向上をはか
ることを目的とする」という現行の原爆医療法の
目的で、被爆者の健康の保持ということに対して
は、法律案による金額及び支給対象はきわめて狭
くなっているわけですが、いまの解釈のしかたは、
それにまだ老齢とか身体障害者とか母子世帯と

か、いろいろな重い病気になった場合に限られて
これがやられておるといふようなことになりま
す、健康管理的なものとはならず、むしろ従来の
医療手当的な性格が濃いわけでありまして、から
して、これはそういう人たちの手当としては不十分
だ。私はいろいろなことをこゝ重ねて考えてい
くことは問題がある、こういうふうな思ひわけ
であります、厚生省の予算要求額月額五千元に
増額して、その対象を、六十五歳以上の特別被爆
者とか、身体障害を有するところの特別被爆者
とか、あるいは母子、準母子家庭とか、いまあな
たのおっしゃったように、いろいろな人が入って
いるわけでありまして、これを支給対象とする厳格な
あれがありまして、もともと被爆者が全身的
な補強、いまあなたのおっしゃったように、非常
に薬を使わなければならぬ。こういうふうな、
普通の者よりは、健康を管理していく上において
必要なわけでありまして、また、それが医
療手当的なものと解せられるようなものであつて
は、もつと範囲を広く拡大しなければならぬ、
私はこういうふうな思ひわけでありまして、そ
らの点で、医療手当に近いような範囲に置くとい
うことは間違ひであつて、もつとこの健康管理手
当といふものの額とそれから支給範囲を拡大せん
ければならぬ、こういうふうな思ひわけですが、
その点について大臣あたりからお考えを聞かせて
いただきたいと思います。大臣もこのことについて、かな
り前進したお考えをお持ちのようでありまして、か
して、そういう観点からひとつお話を願つてお
きたいと思ひます。

○国務大臣(岡田直君) まず、特別手当の加算の
問題であります、これはいま私と事務局と非常
に苦勞をしながら検討している問題の一つで
ございます。と申しますのは、原爆の特別手当も
うであります、公害病と認定した場合に、補
償料等が支払われます。そこで、私は、生活保護
に対する問題で、法律的にはわかるけれども、国
民の側から立つてわからない点があるわけであり
まして、それはどういふことかと、たとえ

ばあの水俣病の例をとりますと、会社から見舞金、
補償金等が渡っているわけでございますが、天災
あるいは災害、交通事故等の場合の見舞金ある
いは補償料といふものは生活保護費から差し引か
ないといふことで私はやつたのであります、さ
に残つておる問題が、月々に分けてやられる金
はこれはやつぱり生活保護費から差し引いてい
るわけでございます。そこで、私は、イタイタイ
病だとかあるいはその他の災害で払われる金は、こ
れは生活の保障というよりも、むしろ健全な
だの人を不具者にした、あるいは人生をめちゃ
ちゃにしたと、そういう意味で一緒に払うものと
月に払うものと分かれていふわけであつて、こ
れから何とか差し引かぬようにならぬかといふ
こと、事務局は事務局で言つておりますのは、
生活保護の法律の第一条の目的によつてその体系
がこわされるといふことを心配しているものであ
ります、事務局の言ひ分もよくわかるのであり
ますが、この点について、法律を改正しなければ
ならぬのか、あるいは法律改正はしないで何と
やる方法があるか、あるいは特別立法をするか、
こういうことを前向きにいま私と事務局と盛ん
に議論しながら検討している問題であります。
したがいまして、特別手当の問題も、私は、そ
ういふ意味から言ひますと、これは原爆といふ
ので被害を受けて特別な状況に置かれた方々に対
する手当であつて、やはりそれを全部差し上げる
のも当然であると思ひますが、いまのようなこ
とで、特別手当の問題も健康管理手当の問題も、
今年度は正直に言つて財政上の折衝などのことも
あります、将来は逐次増額をしていくなりある
いはそういう方向でやりたいものと思つて検討
しておるところであります。

○大橋和孝君 次は、家族介護についてちよつと
お尋ねしておきたいと思ひますが、自宅療養者の
うちでも低所得者の人は、経済的な理由から介護
者を雇ふことができません、やむを得ず家族の者たち
が介護に当たつておる。そのために、家族等の労
働力が制約され、物心両面の負担が大きいわ

けでありますからして、このような家族介護の場
合におきましても介護手当が支給される必要があ
らうと思ひますが、その点につきまして
はどうなんでしょう。

○政府委員(村中俊明君) 介護手当の問題につ
きましては、これを創設いたしました目的は、介護
の必要があるけれども現実に身寄りがないとい
ふような特別被爆者の方々が、人を頼んで介護を受
けると、かかつた費用に対する手当を支給する。
もう一点は、実際に外に出て働く必要があると。
しかし、家庭に家族の中に特別被爆者の介護を必
要とする者がいるために外に出られない。そのた
めに、やむを得ず人を頼んで費用を払つて外へ出
て仕事をするといふふうな方々に対する実支出の
介護手当であります。したがいまして、家族の中
でも、ただいま申し上げましたような支出の実体
が整うものであれば、ケース・バイ・ケースで考
えられるのじゃないかと、こういうふうな存する
わけでございます。

○大橋和孝君 その介護の場合に、手当はもち
ろなわけでありまして、もし被爆者がい
なかつたなら働かざるを得ない収入があるわ
けですから、その得られないところの収入は結局
それだけ支出になつてその人の生活の中からマ
イナスになつていふわけでございますから、やは
り人を頼んで払つたのと同じように、人を頼んで
いけれども、たとえば女房なら女房が働かに行
つて生活をささえられる分だけマイナスになるわ
けですから、そのことなんかは同じ生活には響く
わけでありまして、そういう人に対しては、いま
のあなたのおっしゃつていふような一歩たてか
えてマイナスになつていふような形に考える
べきじゃないかと思ひますが、その点はそう考
えていいですか。

○政府委員(村中俊明君) 基本的な姿勢は、ただ
いま申し上げましたように、例を二つ申し上げま
したが、あとの場合で、実際に働かざる必要が

あると。しかも、家庭に介護を要する被爆者がいるために人を頼んで外に出ていくという場合に対する実支出に対する費用の負担でございしますが、現実には家族が外へ出て働かなければならないけれども働くことができないというふうなことで、実際上のそういう形式と申しますか証拠が整うという、そういう段階ではこの手当の支給の対象になり得る。これは個々のケースによるものだと考えております。

○大橋和孝君 できるだけ拡大してそういうことに解釈をして、個々のケースですから、考えてもらいたいと思います。

それから今度は被爆者施設の充実強化についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、昭和四十三年度の予算においては、原爆被爆者養護施設四カ所及び原爆被爆者特別養護施設二カ所、計六カ所の建設補助金が計上されております。

養護施設は、原爆被害者の特殊性から見まして、医療設備を充実するとともに、余生を安らかに送ることのできるような慰安的な設備等も完備し、また、社会復帰等も可能になるような総合的な福祉施設とすべきであると、こういうふうに思うわけでありまして、今後、被爆者の高齢化に伴って規模の拡充については特に考えてもらわなきゃならない状態ではないかと考えますが、その点はどうなんですか。

それからまた、養護施設、収容施設とは別に、被爆者に心のよりどころと申しますか、そういうふうなことを与えるとともに、心身の保養をはかるための慰安施設として、被爆者の保養センターと申しますか、そういうふうなもの、設置が必要だと、こういうふうに思うんですが、政府は保養センターを設置するようなお考えはあるのかどううか、ちょっと伺っておきたい。

○政府委員(村中俊明君) お尋ねの被爆者養護施設の拡充強化の問題についてでございますが、予算書にございますように、今回は一億三千万弱の予算を組みまして両県市に設置することにいたしましたわけでございますが、この設置する趣旨は、老

齢病弱者、老齢單身者——原爆孤老でございしますが、あるいは小頭症、そういう生活環境上に養護を必要とする、そういう被爆者の収容、保護をするというのが目的なわけでございます。

この設置される施設につきましては、特別養護ホームという場合には、医学的な保護管理を必要とするというふうな者を対象にいたしますし、被爆者養護ホームという場合には、先ほど申し上げました原爆孤老とか小頭症とか、一応保護的な、多少収容施設的な性格を持つ、そういう施設になるわけでございしますが、今回初めてこういう福祉施設を設置したわけでございまして、この運用によりまして判断をしてまいりたい、こう考えております。

○大橋和孝君 それでは、もう一つお伺いしたいのは、沖繩在住の被爆者への適用でございしますが、これにつきましても、中村順造議員からの質問に対しまして、厚生大臣のほうから、現行医療制度と同様の措置を講ずるよう配慮を本土並みにしていただくというふうなお答えを聞いたわけでありまして、沖繩の特殊な事情を考慮してみますと、本土並みだといえども、いま、沖繩におきましては、専門医が少なくてこちらから派遣されておるといふ状態でございますし、また、こういう被爆者がいろいろな治療を受けるにいたしたとしても、指定医療機関というものが少ない。こういうものをまず充実増設していかなくちゃならぬ、こういう被爆者が十分に治療を受けることもできないようになってくる。むしろ、私どもとしては、被爆者に対する専門的な医療者さん、広島とか長崎あたりでそういうことを勉強しておられるような医師を交流して、あるいはまた現地沖繩に派遣をして、そしてこれを十分やってみていただければいい。あるいはまた、沖繩の政府が発行しておりますところの被爆者手帳というものも本土に比べてそのままだと適用できるような形に改めてもらわなければならぬし、あるいはまた、健康保険制度などを向こうで見てみますと、療養費払いというか、初めにたくさんお金を出さな

ければならないような制度でありまして、なかなか一口に言っても本土並みにするというようなことにしまして、まだそれが充実されていない。こういうようなことを考えますと、相当の上回った措置をしないと沖繩における被爆者が本土と同じように向上したということにならぬのでありまして、そういう観点につきましても十分の配慮をしていただきたいと思っております。いかがでございますか、お考えを聞いておきたいと思っております。

○政府委員(村中俊明君) ただいまの沖繩在住の被爆者に対する対策についてでございますが、これは、御承知のとおり、一昨年四十一年の十月に琉球政府が原子爆弾被爆者に対する実施要綱を決定いたしました。当時の医療法は本土における実施と同じような体制を沖繩でとったわけでございます。

なお、今回御審議を願っております特別措置法につきましても、現在、総理府を通じていろいろ折衝いたしまして、予算化におきましても、実施の方法につきましても、対象につきましても、本土と全く同じような方法をとられるような体制ができたわけでございます。ただ、御指摘のように、保険制度の違いと申しますか、医療の普及の状況などからいいますと、私どもが考えておるとおりの本土の制度がそのまま沖繩に生かされておるかどうかという点については、私ども自身も心配をいたしております。これは今後十分総理府を通じて琉球政府と話し合いをして協力をしてまいりたいと考えております。

なお、年二回の専門家の本土より派遣による健康診断は、現在実施しております。

財政措置につきましても、法律的な措置につきましても、本土と同じく変わりが無いような手当てがされております。

○大橋和孝君 それでは、最後に厚生大臣にお気持を聞いて私の質問を終わりたいと思うのでありますが、繰り返しにはなりませんが、どうかひとつ前向きに御答弁を願いたいと思っております。この特別措置法でありますけれども、被爆者の

医療等に関する法律を、原子爆弾被爆者援護法というふうな形で、立法の趣旨を国家補償の精神を明らかに盛り込むという意味でそういうふうな援護法的な考え方に将来大いに持っていていただきたい。と同時に、いろいろなことが決定されるところの医療審議会を、被爆者援護審議会というように、できるだけ被爆者の人たちの意見がその中に反映するような形で将来に向けていっていただきたい。こういうふうなことで将来の方向を先ほどからお聞きをいたしましたけれども、なお一そうそういうことで近き将来にはだんだんとそういう方向に持っていくたいことをお話を承って終わりたいと思っております。

○国務大臣(岡田直吉君) お願いしました法律案は、社会保障政策の一環として、しかも医療を少し拡大した程度で、援護と呼ぶ程度のもものではありませんが、このようにお願いいたしました。が、事の本質上やはり将来はこれを援護のほうに向かつて第一歩を踏み出すべきであると考えておりますので、御意見のとおりと考えております。

○小平芳平君 いろいろの点について質問がありましたが、私はほんの二、三質問をいたしたのでありますが、初めに、特別手当と健康管理手当と医療手当と介護手当と、この性格を簡単に御説明願いたい。

それからこの該当者がおおよそどのくらいあり、予算がどのくらいか。

それからついでに申し上げますと、政令になっておりますが、政令で定める所得制限はどのくらいを予定しておられるか。

○政府委員(村中俊明君) 今回の特別措置法の中に盛り込んでおります手当てにつきましては、第一点の特別手当てでございますが、これは、認定患者に対して、約三千六百人でございしますが、月一万円という形で見込んでございまして、この手当の支給の目的といたしましては、先ほど来お話が出ましたが、原爆の被爆の直接の原因によって、特別の生活上あるいは健康上の状態が生じた、これに対する手当と申しますか、そういう特別の状態を緩和す

る、そういう目的の内容が一つであります。もう一点は、この中には、生活的な面について配慮をする。現実には、たとえば保健業、あるいは医療を受けるために通院する費用、あるいは入院退院の費用、そういったものが実際の支出にならうかと考えておりますが、そんなふうな、特別手当の内容といたしましては、精神安定、健康のための保健、それから生活費の一部というふうな考え方でございます。

それから健康管理手当につきましては、これは後ほど数字を申し上げますが、精神安定的な要素を十分に持つておりまして、従来まで措置されておりました原爆医療法の中の医療手当に非常に性格が似ております。原爆という特別の状態に置かれて精神的な安定を欠いている。そのために、たとえば詩を讀むとかあるいは音楽を鑑賞するとか、広い意味の精神安定的な、生活療養を目的とした性格を持つておると、こういうふうな考えております。

なお、医療手当につきましては、これもほぼ健康管理手当と同様でございますが、健康管理手当が、大臣の定めた特定の疾病を持つていての高年齢者、身体障害者、それから母子世帯というふうな対象に支給されるのに対して、医療手当は、認定患者が医療を受けている期間支給される、こういうことになっていくわけでございます。

なお、介護手当につきましては、特別被爆者の中で、入院は別といたしまして、自宅で療養をしておる、しかも介護を必要とするというふうな対象に支給されるものでございます。

人数につきましては、特別手当が三千六百人、健康管理手当が一万五千九百人、介護手当が二千九百人、医療手当につきましては、これは延べ件数で五千三百一件、応人員にしまして六百人を見込んでおります。合計いたしまして約二万三千人、これが措置法の中に盛り込まれております手当を受ける対象のおおよその数でございます。

○小平芳平君 もう一つの質問は、政令でいうところの所得制限について。

○政府委員(村中俊明君) どうも失礼いたしました。

各手当の所得につきましては、従来ございまして原爆医療法の中の医療手当の所得制限と同じ基準を今回の措置法の中のその他の手当についても横すべりで準用いたしたいと考えております。数字を申し上げますと、所得税の額が一万七千二百円をこえる場合、それから所得の額にいたしまして、これは年間でございますが、八十四万六千円をこえる場合、これ以下の場合には一応ただいま申し上げました諸手当が支給される、こういうことでございます。

○大橋和孝君 関連して、いまの答弁を聞いておりますが、健康管理手当はやっぱり医療手当的なものな感じがするんですけども、これは医療法の目的でいけば、健康の保持向上ということもあるわけですし、また、一面からいいますと、健康管理は、先ほどから私も申し上げたように、いろんな範囲があるわけですが、健康管理という目的にある程度沿うようにやっぱり支給の対象とか金額といふようなものに対しては考えを上げてもらわねといふかぬのじゃないかと思っております。先ほどから答弁を聞いておりますとひっかかりますから、そのところをもう一ぺん念を押して聞いておきたいと思っております。

○政府委員(村中俊明君) 健康管理手当の創設を考えた基礎には、ただいま御指摘の医療手当というものが私どもの考慮の中にあつたわけでございますが、現実には医療手当の内容を私ども考えますときには、先ほど申し上げましたように、療養的な安定をはかるというのが医療手当の目的である。したがって、保健業を飲むということもあるわけでありまして、たとえば気分をやわらげるといふことで、レコードを鑑賞するとか、あるいは詩集を讀む、あるいは折り紙をつくるとか、従来の概念ではおそろく医療というふうな範疇には入りにくいという性格を持つものと考え

ますが、そういうふうなもの医療手当の性格としてはあつた。今回は、認定患者に支給されます医療手当の概念を健康管理手当という形で範囲を広げまして、先ほど来申し上げております七つの大臣の定めた特定の疾患にかかっているもので、老人、身体障害、母子世帯というふうな対象にその支給をするということでございます。内容につきましては、私は、医療の範囲内と必ずしも狭い意味では言いがたい、そういうものを含んでると、こう考えております。

○小平芳平君 何か手当が四本になることと、それからその内容が、いま大橋委員からも指摘されておるように、よくのみなめないような内容でありまして、要するに、出発が、考え方が、手当の出るお金をしぼろろという考えでなるべく予算を少なくして名目をいろいろつけたみたいな感じもするんですけどもね。先ほどやっぱり指摘された問題点として、生活保護を受けている方に対して差し引くということ、どうも理屈がないように思ふんです。

それからいまの所得制限にしまして、ほかの福祉年金等と違つて、原爆被災者という立場において国家が補償する以外に進む先がないわけですから、こうして八十四万六千円というわりあいきびしい所得制限をかけるということも附に落ちないわけですが、いかがですか。

○政府委員(村中俊明君) 私どもは、支出をしむという前提で今回の手当を設定したわけでございます。先ほど来申し上げますように、被爆という特別の状態に置かれて健康並びに生活上の不安をできるだけ解消したいというのが今回の法律の趣旨でもございまして、従来でございます医療法の趣旨でもあるわけでございます。

なお、八十四万というふうな所得というのは、私は必ずしも低いものではないと考えます。これは多少時間のズレはございますけれども、昨年まとめました被災者の実態調査の結果によりまして、たしか平均所得が六十万というふうな数字が出ていたかと思つております。そういう意味で、

これは今後の国民の所得水準とのからみもございましてけれども、一応私どもが八十四万という線を出しました根拠には、昭和四十二年の所得税を基準にして計算いたしました。

○小平芳平君 八十四万六千円が高いか低いかわからないというふうなことになるわけですよ。ね。結局は、この八十四万六千円よりちょっと収入の多い人は、これだけのいろいろな手当を——原爆の被災を受けたという、まずそれが第一の事実ですね。その上にいろいろな意味で手当が条件がしぼられていくわけですよ。それで、これだけの条件に合っている原爆被災者である方が八十四万何千の収入があるといつて、全然国家がみてやらないわけでしょう。大体、この所得制限にどのくらいかかりますか、該当者は。

○政府委員(村中俊明君) これは、従来の原爆医療法の経験によりますと、大体二〇%強というふうな考え方を持つております。何と申しますか、控除の対象にならない割合が……

○小平芳平君 したがって、八割までは支給を受けるわけですね。ですから、今回はともかく、将来はもっとこれを大幅に引き上げるか、あるいは、基本的な考え方として、生活保護費から差し引くとか所得制限をかけるという考え方自体がどうも問題だと思ふんですが。

それから次に、厚生大臣から、いまのこうしたきびしいいろいろな条件をつけた各種手当をつくつたということ、それから所得制限をし、また生活保護費から差し引くということ、こういう点についての御意見と、それからもう一つ大臣に重ねてお伺いしますが、実態調査を待つて対策を考へるとし、大臣は言われてこられたわけですが、今回これで実態調査は終わったというわけでもないと思ふんですけれども、今後の施策、今後の政策に対する考えをあわせてお伺いしたい。

○国務大臣(岡田直君) 実態調査については、いろいろ御指摘、御意見があることは十分承知いたしておりますが、今般の実態調査は、各界の意見

を聞き、国立予防衛生研究所、広島大学附属原爆放射能医学研究所、原爆病院等がいままでに行なった調査の結果、及び関係各界の意見等も十分考慮したところでありまして、大体この法律案をお願いするのはその目的を達したと思えますけれども、しかしなお御意見や御批判もあることとございまして、その点も十分考慮し、将来は死者その他の問題もありませんから、さらに調査はやるべく検討したいと考えております。

なお、また、いまの諸手当の問題、所得制限の問題であります。これは大橋委員の質問に率直に私答しましたように、社会保障政策の一環として出しましたし、しかも、財政的な関係もありまして法律案をお願いできなかったというところにはやはり所得制限その他のものが出てくるのであります。しかし、事態をいたしまして将来はそちらの方向に押し進めていくべきものと考えておりますので、御意見は十分拝聴して今後の検討の資料にしたいと考えております。

○小平芳平君 それでは、最後にもう一つだけ。いま大臣の言われた死亡者に対する援護措置がないということが一つ。これはいま大臣が将来においてと言われましたが、具体的にもう少し何らかの目標を持っておられるかどうか、これが一つです。

それからもう一つ、ちょっとこまかい問題ですが、健保特例法の患者の一部負担、これなどは、さつき申し上げたような観点からして、これも適用除外になるのが基本的な行き方じゃないかと思いますが、あわせてお答え願いたい。

○國務大臣(岡田直君) ただいまも申し上げましたような理由で、ただいまお願いしました法律では社会政策の一環になっておりますので、軍人軍属の援護等とは違ひまして、死なれた方及びその遺族の方に対することは考えていないわけでございます。しかしながら、これは特殊な問題でもありませんが、今度はまた、その調査については、手帳を見るとか、あるいは、米軍が当時持っていた

りました米穀通帳等を外交ルートを通じて検討するとか、さらに調査を進めるとかということをしなればならぬと思ひますが、なかなか事務的、技術的には困難な面が多うございまして。しかし、困難であるからといってやめるわけにはまいりませんから、何とか方法を検討し、事務当局に言っておるわけでありまして、そこで、とりあえずこの法律案のものでございまして、葬祭料の問題があるわけでございます。この葬祭料については、議員の方からも御意見が出ておるわけでありまして、これについては総理から私並びに大蔵大臣には指示がございましたし、大蔵大臣と話しまして事務当局に検討するように命じてございまして、したがって、今年度からは財政上無理ではございまして、来年度は何かの形でまず死者の方に対する一つの手として葬祭料はぜひ出したい、こういうこととでただいま進めております。

健保については、事務当局から……

○政府委員(村中俊明君) 健康保険の被保険者本人の自己負担につきまして、現在、初診料、それから薬価、それから入院の一部負担というのがあつたわけでございますが、本来的に健康保険の対象者につきましても、医療給付から除かれていた部分について公費で負担するというのが昨年の特例法の趣旨から出てまいりました取り扱ひでございます。いま申しました健保本人の初診料その他につきましては、医療の給付の中に含まれていて一部負担だということふうな技術的な事務的なためえから現在これが自己負担になってそのまま残つていくというふうなことでございまして、参考までに申し上げますと、一カ月の薬価費用というのは百五十円ぐらいの自己負担になっております。金額が少々であるからということではございませぬが、この問題につきましては、現在、医療保険の抜本改正という問題もありまして、それに関連する諸制度の再検討も行なわれるわけでございますので、その中で検討してまいりたいと、こう考えております。

○秋山長造君 「法律案参考資料」の最後のページに出てくる表がございましてね。この表に掲げられている数字と、それからさつきお答えになりました二万三千人という今度のこの法律の対象になる人数との関係をちょっと説明していただき。掲げられた数字とさつきあげられた二万三千人という数字がどんな関係になるのか、どの項目に当てはまるのか、わかりやすく説明してください。

○政府委員(村中俊明君) お手元の最後の資料でございますが、一番上の表で、「被爆者数が昭和四十一年度末現在で合計三十三万一千人、その中で特別被爆者というものが二万四千五百人、それから二番目の表に「認定被爆者数の推移」の一番終りに昭和四十一年度で四万二千四百一十一人という数字が出ておりますが、この二万四千五百人の中に含まれている四万二千四百一十一人の認定患者に対して、先ほど申し上げました医療手当及び特別手当というのを支給することになるわけでございます。

なお、三千六百人と申し上げました数字は、四千二百二人に対して所得制限をかけた場合、大体二割ちょっとになります。そういう数字がほぼ三千六百人というふうなことでございまして、

○秋山長造君 いや、それだけでなしに、あとさらに健康管理手当を受けるのが一万五千九百人でしょう。それから介護手当を受けるのが二千九百人、こういう数字がこの表の中のどの数字の中に含まれているのかということを知りたいんです。

○政府委員(村中俊明君) 特別措置法の中のいま申し上げました特別手当及び医療手当は、御説明いたしました四千二百四十一人の中に含まれます。それから特別被爆者の中に、言いかえますと一番上の表の合計の二十四万五千九百人の中に、厚生大臣が特に定めた疾病というのがあるわけですね。この対象の中で、高齢者、それから身体障害のある者及び母子世帯、こういうものを抜き出しまして積算いたしましたのが一万五千八百人、これが健康……

○秋山長造君 一万五千九百人じゃないですか。

○政府委員(村中俊明君) おおよその数字で一万五千九百人、これが健康管理手当の対象人員になる、こういうことになりました。今度は、この特別被爆者二十四万五千九百人の中で、入院している者を除きまして、自宅にいてしかも介護の手がないというふうな対象を計算いたしました。これが二千八百八十一人、二千九百人というのは大ざっぱでございますが、正確には積算いたしましたのは二千八百八十二人という数字でございます。これが一応介護手当の対象という考え方でございます。

○秋山長造君 そうしますと、こういうふうに理解したらいいですか。いままでは原爆関係で国から何らかの形で手当を受けておったのは、医療手当として三千四百円ないし千七百円もらつておった少数の人、それきりだったわけですね。それが、今度は、さらに一万円の特別手当をもらう人が三千六百人ふえること、それから三千円健康管理手当をもらう一万五千九百人がふえること、それから介護手当をもらう二千九百人がふえること、それだけの人がふえる、こういうふうに受けとつたらいいですか。

○政府委員(村中俊明君) そういう考え方でございます。

○秋山長造君 これはもちろん併給じゃないんでしょね、それぞれが受ける。

○政府委員(村中俊明君) 特別手当と医療手当については合計になるわけでございます。それから自宅療養している場合には、介護手当も認定被爆者については出る。それから健康管理手当と介護手当が重なる場合が出てまいります。

○秋山長造君 そこで、特別被爆者が二十四万五千九百人ある中で、今度の法律で救われるのが二万三千人ですね。そうすると、あとの二十二万二千人という人に対しては何もないわけですね、依然として、そういうことになりませんか。

○政府委員(村中俊明君) これは、原爆医療法の中で、被爆者全員が年間二回の健康診断を受ける。これは三十万全員に対してであります。それ

から、疾病にかかった場合には、認定被爆者については全額公費で負担する。それからその他の特別被爆者の中で、先ほど申し上げました特定疾患を持っている者、これについては保険で支払われて、残りが公費でみられることになる。失礼いたしました。認定被爆者の四千二百人を引いた二十四万、これが疾病を持った場合には、保険でままして、その差額については公費で負担をします。ですから、医療については自己負担がないということでございます。

○秋山長造君 そうすると、医療については特別被爆者全員がただでみてもらえる、俗に言えば、ただし、幾らか目に見える金をもらうのは二万三千人だけだ、こうなりますね。そうすると、あと二十万二千人というものは二回の診断はただでやってもらえるが、この法律の対象にはならぬ、だからといって完全に健康体じゃない、こういう状態で残るわけですね。そこらの辺はどうですか。

○政府委員(村中俊明君) ただいま申し上げましたように、健康診断を年二回行ないまして、これによって異状が発見された場合には、医療機関に行くわけです。医療機関で手当てを受けている場合には、これを公費で、結果的には自己負担がなしに済むということでございます。ただいまの御指摘の何らかの欠陥があるというふうな者は、私も一応医療の公費の対象になる、自己負担がなしで医療が受けられるというふうに考えております。

○秋山長造君 いや、医療が、ちょっと変調を来した場合にはただでみてもらえる、なおしてもらえる、それはもちろんけっこうなんです。ただそれ以上のものは何もないわけですね。たとえば、原爆を受けた人というのは、やはり非常に神経質になっています。だから、かぜを引いて咳が出て、ああやはいつかのあれが出たと、こう思う。だから、そういう意味では、常に精神的な不安感というものが伴っていると思うんです。そうすると、健康管理手当というのは主

として精神安定的な効果をねらっているわけでしょう。そこらに、一万五千九百人という精神的効果のねらったその数と、それから何か変調を来した場合に医者代だけはただでやってもええという二十万人という膨大な数字との間に、どうもちょっとみぞがあり過ぎるような感じが受けるのですが、これはどうですか、もうこれで打ち切るのですか。この二十万二千人の中から、今後どんどん健康管理手当の対象人員に拾い上げていくつもりなんですか。そこらはどうですか。

○政府委員(村中俊明君) 私どもは、そういう対象になる被爆者については、積極的にそういうふうな措置法あるいは医療法の中で処理していくような努力をしたいと考えております。

○秋山長造君 あなたがそうおっしゃるから、そののとおりやってもいいと言以外にはないのだけれども、実際にはなかなかそうもいかぬのじゃないですか、実際の扱いになると。最初の制度の出発のときに一万五千九百人というワケがきまると、あとこのワケの中へ拾い上げてもらうということは実際問題としてはなかなかむずかしいことになるのじゃないですか。

○政府委員(村中俊明君) 現在、大部分が長崎、広島両県に片寄っているわけでございます。この両県の医療機関、あるいは原爆に対する体制というものは、私はほぼ理想に近い体制にあると考えております。そういう中で、特定疾病の取り扱いに満足できる状態に処理されると思いますが、ただ、問題は、両県以外に散在する地域について、経験的に原爆患者に対する十分な技術が身につけていないというふうな機関に被爆者が訪れた場合、そういう方々がどういう形で処理されるか、これは今後対策を進めていく上には問題が残るわけでございますが、これにつきましても、先ほど来御質問がございましたが、できるだけそういう専門家の技術の向上ということについて努力をしてまいって格差の是正ということをはかりたい、

こう考えております。

○大橋和孝君 関連して、さっき、何か差額は全部公費で負担すると言っているが、実際は、申請したものだけでなく、いわゆる特別法による薬価のあれだとか、いままでの患者の負担というものは、全部公費でやっているのですか。何かそこるところが違いないかと思ひます。特別申請した場合だけのようには思ひますか。

○政府委員(村中俊明君) 健保本人の一部負担の問題でございますが、健康保険のたてまえとして給付の中に含まれるというのが、健保本人の一部負担の対象になっている薬価、初診料、そういうたものでございます。それから医療給付の対象に含まれないものというのは、これはまるまる公費で負担をするということになるわけでございます。

○大橋和孝君 自己負担……。

○政府委員(村中俊明君) 健保本人の自己負担というものは、これは保険制度の中には給付の対象に入れていないわけでございます。入れているけれども一部を負担をされている。(あとに残るだろ)と呼ぶ者あり)本人については、そういう意味で、一部自己負担は残るわけでありまして、

○秋山長造君 残っているわけだ。公費になつていないわけだね。

○政府委員(村中俊明君) ちょっと説明がうまくできないのでありますが、それが……。

○秋山長造君 一般の患者と同じことじゃないですか。

○政府委員(村中俊明君) それで、健保の家族が被爆者で医療を受けるといいますと、たとえば八割給付とか七割給付になると、その残りの二割なり三割というものは、これは給付の対象外になる。したがって、公費負担をする……。

○秋山長造君 いや、家族でなくて、本人は。

○政府委員(村中俊明君) 本人については、一部自己負担ということで、本来的には給付の対象の中に入るわけでありまして、性格的に。

○秋山長造君 どうもちょっとよくわからぬですが、この二十万二千人の人について、国保の保険証でもっててもらいますかね。そうすると、これはただでみてもらえるわけですか。いま局長の話では、やはり七割給付という町村が多いですわね、そうすると、あとの三割というものは、どうなんですか、これは国が公費でみるものですか、本人が自己負担ということなんですか。

○政府委員(村中俊明君) 健保本人の場合には、たてまえは全額保険……。

○秋山長造君 国保です。

○政府委員(村中俊明君) 国保の場合は、全額みられます。本人でも、残りの分については公費の対象になる、公費で負担される。ただ、健保本人については一部負担が制度上残るというわけでございます。

○秋山長造君 国保については全額みる、健保については一部残る、それはまあどういうわけですか。

○説明員(江間時彦君) お答えいたします。

若干誤解があるかもしれませんが、要するに、あらゆる保険を通じて、医療費は、健康保険でみてもらえない部分、これは国民健康保険を含んでみても、あらゆる保険を通じて、保険でみてもらえない部分は、全部公費負担をする、あらゆる疾病については全部公費負担をするというたてまえでございます。ただ、問題は、健康保険制度の被保険者本人、すなわち十割給付のたてまえになつておる人、その人が、健康保険の制度上、ごくわずかな部分はございますが、一部負担という制度がございまして、それについて、現在のところは公費負担をしておらぬ。それについて、これを公費負担の対象にしてはどうかという御質問が先ほどからございました。これにつきましても、われわれのほうは、将来検討してみたいというふうな考えでおるところでございます。

○秋山長造君 それでわかりましたが、その点もどうもちょっとおかしい、受け取りかねるのです。がね。まあそういう事実としては事実としてあるとして。

それは、なんですか、つまり、去年だったかやり
ましたね、改正を。われわれは改悪だといって大
いに反対したわけですが、あれによるのですか、
薬価一部負担というの。

○説明員(江間時彦君) おっしゃるとおりでござ
います。十割給付の場合の話なのでございます
が、われわれとしましては、十割給付の中で保険
制度の仕組みとして若干の自己負担額はあった
というふうなためから、従来はそれを公費負担
の対象にしていなかったわけでございます。将来
の問題としてはそれを検討してみたいと思ってい
るところでございます。

○秋山長造君 そうすると、原爆の場合は別とし
て、一般的に健康保険と国民健康保険とを比べた
場合、本人の場合ですと、従来の常識からいうと、
健康のほうは、全額十割、ただ、自己負担はなし
でやってもらえる。ところが、国保のほうは、範
囲が広い関係もあるから、それからまた、掛け金、
保険料が安い関係もあるでしょう。とにかく七割
しか給付をしてもらえぬ、あとの三割は自分が負
担しなくちゃいけない、こうだったわけですね。
ところが、この場合には、国保のほうは一切公費
でやってもらえる。逆にいままで給付率の高かつ
た健康のほうは自己負担をしなければならぬ。
これもちょっとへんてこな話だと思うのですが、
どうですか。

○説明員(江間時彦君) 同じ健康保険の制度の中
でも、家族については給付率がたとえ五割とか
七割とかいろいろありますが、その場合には
家族は全く自己負担のないたになります。と
ころが、本人の場合には、一部負担金というもの
があるために、若干の自己負担が加わります。そ
の点につきまして、われわれは、やはりおっしゃ
るような問題を意識いたしております。これを
今後検討してみたいと思っております。

○秋山長造君 今後でなしに、こういう画期的な
とおっしゃっているという法律をつくるときに
そんなものは一挙に解決できぬのですか。金の関

係ですか、どういふわけですか。

○説明員(江間時彦君) いろいろ要素はござい
ますが、たまたま健康保険制度の抜本改正問題も
控えておる時期でございますし、われわれとしま
しては検討をもう一年先に延ばしたのでございま
す。

○秋山長造君 しつこくは申しませんが、しか
し、それにしても、あとの二十二万二千二人の人は
年一回ただでみてあげるといふさっきのお話にた
だし書きがついてくるので、ただし何らか負担さ
せるんだということになるれば、別にあなた一般と
変わらぬじゃないですか。特別被爆者という肩書
きをもらっても、ちっともありがたいことではな
い。

○説明員(江間時彦君) おっしゃるとおり、健康
保険の被爆者本人につきましては、特に若い階
層などにとりましては、今度の特別措置の現金給
付の対象にならない場合が多いかと思えます。た
だ、老齢であるとか、あるいは母子世帯であるとか、
あるいはいし身体障害であるとか、そういうような
事故のあった場合には現金給付の対象になり得る
というふうなことで、そういう点をわれわれは考
慮したわけでございます。現在のこのためま
でございまして、健康なる若い被爆者には現金給
付が行かない場合が多いということになるうかと
思います。

○秋山長造君 だけれども、そんな健康なる若い
などというふうなことはあとからつける形容詞で
あって、要するに、特別被爆者というこのワケ内
の人ですから、今回の法律の対象外の人で、しか
も特別被爆者である二十二万二千二人という人に対
しては、金は本人へ渡らないまでも、少なくとも
病気になる場合には全額公費でみてやるという
ためまで一貫をしなければ、ちよつとありがた
みがない。羊頭を掲げて狗肉を売る話になってし
まうんじゃないかと私は思うんですが、そこらの
見解をびしっと言ってください。

○説明員(江間時彦君) この特別措置法の基本的
な考え方は、先ほど来御説明いたしましたように、

社会保障制度の一環として、社会的な事故のある
方について現金給付を考えるというふうな考え方
をとりました結果、特別被爆者の中でも必ずしも
現金給付の行かない人が相当多いということでは事
実でございます。したがって、医療給付だけ
について考えてみました場合に、健康保険の被保
険者本人がやや不利な状態になるという矛盾も起
きておるわけでございます。この一部負担の問題
は、額としてはそれほど大きいものでもございま
せん。将来の問題として検討する用意がございま
すので、御了承いただきたいと思えます。

○国務大臣(園田直君) いまの問題、私もわから
ず、いま詳細を聞いたところでございますが、全
く事務的なことに縛られてくることになって
わけでございます。と申しますのは、健康は十割負
担になっておりますから、その十割負担のほかに
一部の薬価を持つということになっておりますの
で、したがって、公費というものは十割で、あとの
百五十何分は公費負担ではないということ、
国保も健康も公費で負担することになってい
るんだが、百何十何分公費負担の対象から漏れたわけ
でございます。そこで、折衝の経緯を正直に申し
上げますと、これは当然おっしゃるとおりの理屈
だと思えますが、金額にいたしますと約六千万か
ら八千万の問題で、この点は次の健康のときにこ
の問題だけは直すというところで話がついてい
るようでございますが、正直に申し上げましたから、
御了承願います。

○秋山長造君 大臣の御答弁で了承しました。こ
れ以上言いません。それを早くやってください。
それから一般被爆者の五万六千六百十五人とい
うものに対しては、これは別に何もいふわけでは
ない。

○政府委員(村中俊明君) これは、先ほど申し上
げましたように、年二回の健康診断……
○秋山長造君 それは特別被爆者だけ……
○政府委員(村中俊明君) いや、被爆者全員、三
十万人でございます。

○秋山長造君 そうしますと、いま大臣の御答弁
になった問題点ですが、その点は特別被爆者も一
般被爆者も変わりないわけですか、一部本人負担
になるという点は。

○政府委員(村中俊明君) 一般被爆者について
は、保険の対象は保険で、国費の援助というの
は、この対象には、医療にかかっても、保険以外
にはないわけでございます。

○秋山長造君 そうすると、特別被爆者、一般被
爆者を通じて、年二回診断を受けられると。診断
を受けても、特別被爆者は全額公費、一般被爆者
はやっぱり自己負担が国保なら三割を自己負担を
しなければならぬ。それだったら、年二回診断
を受けられるという効用はどこにあるのですか。
何か特別なところへ行ってみてもらえるところだ
けですか。どうなんですか。

○政府委員(村中俊明君) 社会保障という立場で
被爆者の健康を管理しておる。少しことばがきつ
うございまして、異常がなくてもそういう健康診
断の場を用意しております。できるだけそこで健
康診断を受けて自分の健康に対する自信を持つと
いうことが効用だと考えております。

○秋山長造君 だけれども、一般被爆者には別に
強制的に年二回診断するわけではないでしょう。社
会保障の効用、社会保障で精神的な、それは気休
めですわね、俗に言え。一般被爆者と特別被爆
者とを区別しておる理由はどこにあるのですか、
また、区別したためにどういふ効用があるのです
かというのを聞いています。

○政府委員(村中俊明君) 被爆者に対する一般被
爆者、特別被爆者の区別をしたのは、原爆医療法
の中で、爆心地から距離で計算いたしまして、特
に原爆の影響があるけれども、この距離を過ぎれ
ば被爆の影響もないだろうというふうな距離的な
関係があるわけでありまして、それを目安にして一
般被爆者、特別被爆者の区別をいたしております
です。ですから、逆に申し上げますと、一般被爆者
は、広島、長崎、あるいはあの原爆投下の付近に
はいたけれども、距離的に浴びた被爆線量はそれ

ほど心配のないものであるというふうな判断から分けております。

○秋山長造君 それは一般と特別だから、特別のほうが重く一般のほうが軽いだろうとは思いますが、ただ爆心地からの距離だけの区別です。そうすると、年二回の診断をするのだということですが、特別被爆者のほうはただ、一般被爆者のほうに自己負担、こうですね。そうすると、年二回の診断はしてやると言われても、別に二回でなくても、どうせ自己負担だとすれば、五回でも十回でも、全然せぬでも、全部同じことになりません。

○説明員(江間時彦君) いま局長から申し上げましたように、一般と特別の差というのは、被爆の距離を基準にして分けられておるわけですが、一般被爆者に対する給付は、先ほど申し上げましたように、現在の状態では、年二回の健康診断、さらに希望すればあと二回まで受けられます。そうして、さらに、一般被爆者になっておられますと、たとえば健康管理手当の支給対象にきめておられますような厚生大臣の定める病状にかかりましたら、これが特別被爆者になれるというように制度もございまして、その実益はやはりいろいろあるかと思ひます。

○秋山長造君 まあそれで一応わかったような気がします。——それはそれであまり時間をとっては申しわけないですから、その点、いまおっしゃったのは間違いないでしょうね、はっきりしておいてください。

○国務大臣(園田直君) 一般被爆者もただなんです。(あと戻りしたとつぶやきあり)

○秋山長造君 念を入れてもう一ぺん……。

○説明員(江間時彦君) 若干誤解があったようでございますが、健康診断というのは、これは無料の健康診断が受けられるということでございます。それから一般被爆者というものが特定の疾患にかかったような場合には特別被爆者になれるというふうなことになるので、一般被爆者の手帳を持つということも大いに実益があるという

いうことでございます。

○秋山長造君 どうも時間がはなはだ恐縮ですけども、さっき最初に局長が言われたのとんだん進んだり戻りしたりするので、そうすると、こう理解してよろしいか。一般被爆者は、特別な恩典というものはちよつと語弊がありますけれども、特別な恩典はないんだと。ただ、しかし、一般被爆者というところになっておけば、もし病気が再発して悪くなったというふうな場合に特別被爆者に入れてもらえ、さらに用すれば今度のこの法律の対象になって健康管理手当なり何なりもらえる可能性があるので、こう理解しておればいいですか。

○国務大臣(園田直君) それは、健康診断は、自己負担なしにただです。

○秋山長造君 健康診断を受けても、一般被爆者の場合には、やっぱり自己負担が……。

○国務大臣(園田直君) ない……。

○秋山長造君 あると言ったじゃないですか。

○国務大臣(園田直君) いまのは答弁が間違っておったのでございまして、健康診断と治療を勘違いしてこちらが答えたわけがございまして、健康診断については負担がございせん。

○秋山長造君 それでは、(2)の「認定被爆者数の推移」の表ですが、三十七年度から三十八年度で四百人減っておりますね。それから三十八年度から三十九年度へさらに三百五十人ほど減っている。さらに、四十年年度になると、十八人減っておりますね。四十一年度になると、今度逆に三十九人ふえていますね。これはどうですか。

○政府委員(村中俊明君) 年間の認定数の変動でございまして、これは診断を受けて認定患者というふうな申請があつて認定された患者でありますから、結局、認定被爆者という状態がこの年にこれだけあつた。もう一点は、死亡あるいは治癒したという形で差し引きが出て、こう考えております。

○秋山長造君 これは四十一年度ですが、四十三年度はどういう数字になっておりますか。

○政府委員(村中俊明君) 大体前年度程度の予算を見込んでおります。

○秋山長造君 前々年度とは……。

○政府委員(村中俊明君) 年度の累計のところでごらんいただきますと、四千二百名程度……。

○秋山長造君 横ばい……。

○秋山長造君 それから、今度のいろんな諸手当と、たとえば生活保護費とか福祉年金だとか、こういうものは、相殺はされぬのでしょうか。

○説明員(江間時彦君) はい。

○秋山長造君 それから、今度のいろんな諸手当と、たとえば生活保護費とか福祉年金だとか、こういうものは、相殺はされぬのでしょうか。

○説明員(江間時彦君) 生活保護との関係では、先ほどの議論でございまして、特別手当以外のものは生活保護の制度の適用上では収入と見ない、すなわち併給されるということであり

○秋山長造君 それから福祉年金との関係でございまして、これは併給は可能である、併給することができると思ひます。

○秋山長造君 そうすると、特別手当は、生活安定的な趣旨の手当であるから、生活保護費と相殺されると、こういうことですね。

○説明員(江間時彦君) おっしゃるとおりだと思います。

○秋山長造君 それから最後にもう一点お伺いしますが、特別手当、健康管理手当、それから医療手当、この三つはもう事務費も含めて全額国が負担するわけですね。介護手当については、十分の八、事務費は半分と、こうなっているのはどういう理由ですか。

○政府委員(村中俊明君) 介護手当を創設しました経緯につきましては、主として広島、長崎の被爆地のいろいろな被爆者団体、そういう方々が、ホームヘルパーのような形で、自宅で療養して

て手が足りないというふうなものを回って指導援助する、そういう制度がほしいという要望が非常に強かつたので、当初、そういう指導員のようなことを考えたのでございまして、結果的には、これが実際に実支出の費用を予算化したしまして、そういうことのために雇つた人について、人を雇つた場合には費用をみるというところに変わります。本来的にはその地域のホームヘルパー的な福祉活動になじむ、そういう性格であるというこ

とから、若干地元の負担を考えたわけでござい

す。
○秋山長造君　そういう意味ですか。そうする
と、介護という意味は、ただわれわれが通俗的
に、まあ子供が親のめんどうをみるとか、家族が
被爆者の病人の世話をするとか、そういう意味
じゃないんですか。もっと厳密な、厳格な意味で
すね、介護というのは。

○政府委員(村中俊明君)　先ほども申し上げま
したように、介護をする必要があるという対象につ
いては、たとえば例をあげますと、中枢神経の損
傷というふうなことで、手足の不自由な状態で
あったり、あるいは下の処理が自分ではなかな
かにできない。現実には症状が進行の状態にお
いては当然入院される患者であります。一応症
状が軽快してきて、しかもなお介添えする人がい
ることが被爆者にとって非常にプラスになるとい
うふうな対象に、現実には手当をする人を雇った
場合、頼んだ場合に、それに対する出費をみると
いう考え方でございます。

○秋山長造君　それでは、家族がたとえば大小便
までとらなければ、世話をしなければならぬとい
うような程度は、この介護に入らぬわけですか。
他人を頼んだ場合でなければいかなるわけですか。

○政府委員(村中俊明君)　先ほどの大橋委員の御
質問にもこの点につきましては触れたわけでござ
います。現実には家族の介護ということが、形と
して現金の、と申しますか、支出の認定ができる
というふうな状態にある場合には、ケース・パ
イ・ケースで処理されると思いますが、なかなか
一般論で申し上げると家族の介護ということ
がはたして支出の認定にたえるかどうかという問
題はありますが、この点については今後運用の面
で考えてまいりたいと、こう思います。

○秋山長造君　いづれ、具体的なことはこまかく
政令でおきめになるんだらうと思いますが、原爆
を受けたという人で家で寝たり起きたりしてい
るような場合、その家族は、今度こういう法律の
こういう文言があるし、やはりみな一応は申請を

出されると思ひます。そういう場合に、あまり
きびし過ぎては、せっかくこういう規定をつくつ
た意味がないし、また、あまりゆる過ぎでは、こ
れはまた乱用されることになるし、そこらの実
際に処理していける場合のこのとりよという
のは、なかなか私はむずかしい、微妙な点がある
と思います。ひとつ寛厳よろしきを得てきめて
ください。

○政府委員(村中俊明君)　仰せの点はよくわかり
ました。そういうふうなことを考えたいと思いま
す。

○委員(山本伊三郎君)　他に御発言もなけれ
ば、質疑は尽きたものと認めて御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(山本伊三郎君)　御異議ないと認めま
す。

それでは、これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いま
す。――別に御発言もないようですので、討論は
終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(山本伊三郎君)　御異議ないと認めま
す。

それでは、これより採決に入ります。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山本伊三郎君)　全会一致と認めます。
よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可
決すべきものと決定いたしました。

○大橋和孝君　私は、この際、ただいま可決され
ました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する
法律に対する附帯決議案を提出したいと思いま
す。

案文を朗読いたします。
政府は、次の各項について、その実現に努め
ること。

一、認定疾病被爆者の認定を行なうにあたって
は、特別被爆者に及ぼす放射能の影響を重視
して、積極的に対処すること。
二、生活保護法の適用上特別手当の収入認定を
行なうにあたっては、極力大幅な加算措置を
講ずること。

三、諸手当について、その支給対象の拡大及び
支給金額の改善に努めるとともに、介護手当
について弾力的運営に努めること。

四、健康保険等被用者保険における本人の一部
負担金について、公費負担を行なうことを検
討すること。

五、すみやかに、原爆死没者及びその遺族に関
する調査を実施するとともに、葬祭料の支給
その他の援護について検討すること。

六、原爆被爆地において旧「防空法」に基づき
防空業務に従事中死傷した者に対する施策の
推進をはかること。

七、沖縄在在被爆者に関しては、現地医療制度
の実態を考慮して、万全の措置を講ずること。
八、右各項のほか、昭和四十二年七月十一日の
本委員会の附帯決議を尊重し、被爆者のため
の施策の前進について努力すること。

以上でございます。
何とぞ御賛成くださいますよう、お願いいたし
ます。

○委員長(山本伊三郎君)　ただいま述べられまし
た大橋和孝君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。

大橋和孝君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(山本伊三郎君)　全会一致と認めます。
よって、大橋和孝君提出の附帯決議案は、全会一
致をもって本委員会の決議とすることに決定いた
しました。

○國務大臣(園田直君)　ただいま原子爆弾被爆者
に対する特別措置に関する法律案の採決にあたり
まして当委員会より付せられました附帯決議に
つきましては、その趣旨を十分尊重して、これが
実現に一その努力をいたす所存でございます。

○委員長(山本伊三郎君)　なお、本院規則第七
二条により議長に提出すべき報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一任願いたいと思
いますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山本伊三郎君)　御異議ないものと認
め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後八時五十九分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、国立光明寮設置法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月十三日)

一、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は三月十六日)

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。
一、柔道整復師法案(衆)

柔道整復師法案
柔道整復師法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条・第九条)

第三章 試験(第十条・第十四条)

第四章 業務(第十五条・第十八条)

第五章 施術所(第十九条・第二十三条)

第六章 雑則(第二十四条・第二十五条)

第七章 罰則(第二十六条・第二十八条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「柔道整復師」とは、都道府県知事の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。
2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

(免許)
第三章 免許
第三条 柔道整復師の免許(以下「免許」という。)は、柔道整復師試験(以下「試験」という。)に合格した者に与える。

(欠格事由)
第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
二 伝染性の疾病にかかっている者
三 柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
四 素行が著しく不良である者

(免許証の交付)
第五条 都道府県知事は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

(柔道整復師名簿)
第六条 都道府県知事は、柔道整復師名簿を作成し、当該都道府県の区域内に住所を有する柔道整復師の氏名、住所、本籍その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

(氏名等の変更の届出)
第七条 柔道整復師は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(免許の取消し等)

第八条 柔道整復師が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)
第九条 この章に規定するもののほか、免許の申請並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験
(試験の実施)
第十条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、都道府県知事が行なう。

(柔道整復師試験委員)
第十一条 都道府県に、試験の事務をつかさどらせるため、柔道整復師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、柔道整復に関し学識経験のある者の中から、都道府県知事が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に關し必要な事項は、都道府県知事が定める。

(不正行為者の受験停止等)
第十三条 試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(政令等への委任)
第十四条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定の取消しその他指定に關し必要な事項は政令で、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項は厚生省令で定める。

第四章 業務
(業務の禁止)
第十五条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なつてはならない。

(外科手術、薬品投与等の禁止)
第十六条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)
第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(都道府県知事の指示)
第十八条 都道府県知事は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に關して必要な指示をすることができ

る。

2 医師の団体は、前項の指示に關して、都道府県知事に意見を述べることができる。

第五章 施術所
(施術所の届出)
第十九条 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)
第二十条 施術所の構造設備は、厚生省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

(報告及び検査)
第二十一条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。第二十二條において同じ。)は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)
第二十二条 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十条第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることが

できる。

(再審査請求)

第二十三条 保健所を設置する市の市長が行なう第二十一条第一項又は前条の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ

第六章 雑則

(広告の制限)

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三 施術日又は施術時間

四 その他厚生大臣が指定する事項

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等審議会の権限)

第二十五条 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、第十二条に規定する柔道整復師養成施設の指定及び前条第一項第四号に規定する指定に関する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣の諮問に応じ、第十二条に規定する学校の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

2 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、第十条に規定する試験、第十八条第一項に規定する指示及び第二十二條に規定する処分に関する重要事項を調査審議するものとする。

第七章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

二 第十七条の規定に違反した者

三 第十八条第一項の規定に基づく指示に違反した者

四 第二十二条の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第二十四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に附則第十二項の規定による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。)の規定によりなされた柔道整復師の免許もしくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復の業務に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは改善命令又はその他の処分とみなす。

3 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて、期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。

5 旧法に基づきあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百八十七号。以下附則第十四項において「旧施行令」という。)第三

条の規定により作成された柔道整復師名簿は、第六條の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。

6 旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。

7 この法律の施行前に旧法に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下附則第八項、附則第十三項及び附則第十五項において「旧施行規則」という。)第二十三条の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第十三条後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

8 この法律の施行前に旧施行規則第二十四条の規定によりした届出は、第十九条の規定によりした届出とみなす。

9 都道府県知事は、内地(旧法附則第十八条に規定する内地をいう。以下この項において同じ。)以外の地で、その地の法令によつて、柔道整復師の免許鑑札を得たものであつて、昭和二十

十年八月十五日以後に内地に引き揚げたものに対しては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、その履歴を審査して、免許を与えることができる。

10 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項に規定する者とみなす。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の一部改正)

12 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

第一条中「きゅう又は柔道整復」を「又はきゅう」に、「夫を」を「それぞれ」に、「きゅう師免許又は柔道整復師免許」を「又はきゅう師免許」に改める。

第二条第一項中「きゅう又は柔道整復」を「又はきゅう」に、「きゅう師又は柔道整復師」を「又はきゅう師」に改め、同条第五項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を

無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて同項の試験を受けることを許さないことができる。

第三條を次のように改める。

第三條 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二 伝染性の疾病にかかつている者

三 第一條に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

第三條の二 都道府県知事は、あん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を作成し、それぞれ、その都道府県の区域内に住所を有するあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下施術者という。）の氏名、住所、本籍その他省令で定める事項を記載しなければならぬ。

第三條の三 施術者は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

第四條中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下施術者という。）を「施術者」に改める。

第五條中「及び柔道整復師」及び同条ただし書を削る。

第七條第一項中「きゆう業若しくは柔道整復業」を「若しくはきゆう業」に改める。

第九條中「取り消す」を「取り消すことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

第九條の次に次の二條を加える。

第九條の二 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならぬ。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第九條の三 施術所の構造設備は、省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。施術所の開設者は、その施術所につき、省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

第十條第一項中「施術者」の下に「若しくは施術所の開設者」を加え、「その清潔保持若しくは規格に関して検査を」を「その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査」に改める。

第十一條第一項中「免許証」を「並びに免許証に改め、並びに住所の届出」及び「に関する事項及び施術所の清潔保持又は規格」を削り、同条第二項を次のように改める。

都道府県知事は、施術所の構造設備が第九條の三第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第十二條に次のただし書を加える。

ただし、柔道整復師が柔道整復業とする場合については、この限りでない。

第十二條の二 第一項ただし書中「免許」の下に「（柔道整復師の免許を含む。）」を加え、同条第二項中「第四條」を「第三條の三、第四條」に、「第十條」を「第九條の二」に改め、「前項に規定する者」の下に「又はその施術所」を加える。

第十二條の三に後段として次のように加える。

この場合においては、第九條第三項の規定を準用する。

第十二條の三各号を次のように改める。

一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二 伝染性の疾病にかかつている者

三 前条第一項に規定する医業類似行為の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

第十三條の次に次の二條を加える。

第十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第一條の規定に違反して、あん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゆう業を業とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいてあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

三 第十二條の規定に違反した者

四 第十二條の三の規定に基づく業務禁止の処分に違反した者

第十三條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第七條（第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

指示に違反した者

三 第九條第一項の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

四 第十一條第二項（第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第十二條の三の規定に基づく業務停止の処分に違反した者

第十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第三條の三又は第九條の二第一項若しくは第二項（第十二條の二第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六條の規定に違反した者

三 第十條第一項（第十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第十八條中、「きゆう術又は柔道整復術」を「又はきゆう術」、「夫々」を「それぞれ」に改める。

附則第十八條の二第二項中「きゆう師又は柔道整復師」を「又はきゆう師」に、「きゆう師免許又は柔道整復師免許」を「又はきゆう師免許」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

13 この法律の施行前に旧施行規則第二十三條の規定によりなされた旧法第二條第一項の試験の受験の禁止は、前項の規定による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下附則第十六項までにおいて「新法」という。）第二條第六項後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

14 旧施行令第三條の規定により作成されたあん

摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿は、それぞれ、新法第三條の二の規定により作成されたあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿とみなす。

15 この法律の施行前に旧施行規則第二十四條(旧施行規則第二十六條の二)において準用する場合を含む。の規定によりした届出は、新法第九條の二(新法第十二條の二第二項)において準用する場合を含む。の規定によりした届出とみなす。

16 この法律の施行前に旧法第十一條第二項の規定によりなされた施設所についての使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造の命令は、新法第十一條第二項の規定によりなされた使用の制限若しくは禁止又は改善命令とみなす。この場合において、当該処分のうち期間が定められていない処分については、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正)

17 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「以下「一部改正法律」という。」を削り、「一部改正法律による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「柔道整復師法(昭和四十三年法律第 号)による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改める。

附則第三項中「並びに第十四條」を「の規定並びにこれらの規定に係る第十三條の二から第十四條まで」に改める。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律の一部改正)

18 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律(昭和三十三年五月十六日)【参議院】

和三十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この法律による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「柔道整復師法(昭和四十三年法律第 号)による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改め、「第二項の下に」並びに柔道整復師法第二十五條第一項を加え、「新法第一條に掲げるもの」を「あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう及び柔道整復」に改める。

(罰則に関する経過規定)

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

20 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会の項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改め、「規定する処分」の下に「並びに柔道整復師法(昭和四十三年法律第 号)第二十條に規定する柔道整復師養成施設の指定及び第二十四條第一項第四号に規定する指定」を加え、「同法第二條第一項」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二條第一項」に改め、「学校の認定」の下に「及び柔道整復師法第十二條に規定する学校の指定」を加える。

(生活保護法の一部改正)

21 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又

は柔道整復師法(昭和四十三年法律第 号)」に改める。

22 (理学療法士及び作業療法士法の一部改正) 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改める。

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案

(予備審査のための付託は四月十二日)

一、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は四月十二日)

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

第二項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

管理理容師は、理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

第十四條第一項中「開設者が」の下に「第十一條の三若しくは」を加える。

(美容師法の一部改正)

第二條 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「従業者の氏名等」を「第十二條の二第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他の必要な事項」に改め、同條第二項中「規定により届け出た事項」を「規定による届出事項」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

(管理理容)

第十二條の二 美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理理容師(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

第十五條第一項中「開設者が」の下に「第十二條の二若しくは」を加える。

附則 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 改正後の理容師法第十一条の三第一項又は改正後の美容師法第十二条の二第一項に規定する理容所又は美容所の管理理容師又は管理美容師は、改正後の理容師法第十一条の三第二項又は改正後の美容師法第十二条の二第二項の規定にかかわらず、昭和四十六年十二月三十一日まで、理容師又は美容師の免許を受けた後理容又は美容の業務に従事した期間が、三年以上の者であることを要せず、かつ、これらの規定による講習会の課程を修了した者であることを要しない。